

第百五十一回国
参議院外交防衛委員会會議録第十一号

平成十三年五月二十九日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十七日

辞任

益田 洋介君

補欠選任

海野 義孝君

五月十八日

辞任

海野 義孝君

補欠選任

益田 洋介君

五月二十三日

辞任

廣中和歌子君

補欠選任

羽田雄一郎君

五月二十四日

辞任

羽田雄一郎君

補欠選任

廣中和歌子君

五月二十九日

辞任

吉田 之久君

補欠選任

櫻井 充君

出席者は左のとおり。

委員長 服部三男雄君
理事 佐藤 昭郎君
鈴木 正孝君
海野 徹君
益田 洋介君
小泉 親司君

委員

須藤良太郎君
月原 茂皓君
森山 裕君
矢野 哲朗君
山本 一太君
今井 澄君

国務大臣

外務大臣

国務大臣

副大臣

防衛庁副長官

外務副大臣

外務副大臣

政府特別補佐人

内閣法制局長官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣法制局第一部長

防衛庁防衛参事官

防衛庁防衛参事官

防衛庁防衛参事官

防衛庁防衛参事官

防衛庁防衛参事官

防衛庁防衛参事官

防衛庁防衛参事官

防衛庁防衛参事官

防衛庁防衛参事官

防衛庁防衛参事官

防衛庁防衛参事官

防衛庁防衛参事官

防衛庁防衛参事官

防衛庁防衛参事官

防衛庁防衛参事官

防衛庁防衛参事官

齋藤 勁君

櫻井 充君

廣中和歌子君

吉岡 吉典君

田 英夫君

佐藤 道夫君

田中眞紀子君

中谷 元君

萩山 教嚴君

植竹 繁雄君

杉浦 正健君

津野 修君

櫻川 明巧君

阪田 雅裕君

中村 薫君

青山 謹也君

首藤 新悟君

柳澤 協二君

飯村 豊君

植田 邦彦君

面田 恒夫君

津田 廣喜君

溝口善兵衛君

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 今田 寛睦君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○外交、防衛等に関する調査

○防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(服部三男雄君) ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。

理事の補欠選任についてお諮りいたします。委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(服部三男雄君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に益田洋介君を指名いたします。

○委員長(服部三男雄君) この際、植竹外務副大臣から発言を求められておりますので、これを許します。植竹外務副大臣。

○副大臣(植竹繁雄君) このたび外務副大臣に就任いたしました植竹繁雄でございます。

服部委員長を始め委員各位に謹んでごあいさつを申し上げます。よろしくお願いたします。

先般、私は国連LDC会議、IEA閣僚理事会、OECD閣僚理事会に出席し、開発問題やエネルギー問題、国際経済問題など、さまざまな問題について議論してまいりました。二十一世紀を迎えて国際社会はこうした数々の課題に直面しておりますが、そのような中で、日本国民の期待と願望を実現できるような最大限の努力をしたいと思います。

政治改革の面では、外務省の改革は最重要課題の一つであります。田中外交大臣のもと、外交に関する信頼を回復するため力を尽くしてまいります。

委員長を始め本委員会の皆様の御指導と御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。就任のごあいさついたします。よろしくお願いたします。

○委員長(服部三男雄君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

外交、防衛等に関する調査のため、本日の委員会に外務大臣官房長飯村豊君、外務省アジア大洋州局長植田邦彦君、外務省経済協力局長面田恒夫君、防衛庁防衛参事官中村薫君、防衛庁防衛参事官青山謹也君、防衛庁防衛局長首藤新悟君、防衛庁人事教育局長柳澤協二君、内閣法制局第一部長阪田雅裕君、財務省主計局次長津田廣喜君、財務省国際局長溝口善兵衛君、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長今田寛睦君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(服部三男雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(服部三男雄君) 外交、防衛等に関する調査を議題といたします。

○委員長(服部三男雄君) 外交、防衛等に関する調査を議題といたします。

○委員長(服部三男雄君) 外交、防衛等に関する調査を議題といたします。

○委員長(服部三男雄君) 外交、防衛等に関する調査を議題といたします。

○委員長(服部三男雄君) 外交、防衛等に関する調査を議題といたします。

○委員長(服部三男雄君) 外交、防衛等に関する調査を議題といたします。

○委員長(服部三男雄君) 外交、防衛等に関する調査を議題といたします。

○委員長(服部三男雄君) 外交、防衛等に関する調査を議題といたします。

○委員長(服部三男雄君) 外交、防衛等に関する調査を議題といたします。

○委員長(服部三男雄君) 外交、防衛等に関する調査を議題といたします。

○委員長(服部三男雄君) 外交、防衛等に関する調査を議題といたします。

○委員長(服部三男雄君) 外交、防衛等に関する調査を議題といたします。

○委員長(服部三男雄君) 外交、防衛等に関する調査を議題といたします。

○委員長(服部三男雄君) 外交、防衛等に関する調査を議題といたします。

て質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○鈴木正孝君 自民党の鈴木正孝でございます。

本日は、先日行われました田中外務大臣、そして中谷防衛庁長官の所信表明を受けまして、それに関連する質疑を初めて当委員会で行うという、そういうことでございます。

両大臣、本日に御就任おめでとうございます。国民の大変大きな期待を担って、これから一生懸命日本の外交、安全保障問題を含めまして幅広く御活躍をお願いしたい、このように思っております。

最初に田中外務大臣に御質問をお願いしたい、こう思っておりますが、いろいろと御質問を投げさせていたいたんですが、最初に、ちょっとこのペーパーにはないんですが、一つの外交姿勢といましようか御心境をお伺いしたいというふうに思っております。

田中外務大臣、それこそ小泉内閣のまさに中核的な、言ってみますと小泉・田中内閣ではないかと、こう思われるような思いを私自身非常に強くしております。内閣がで上がった約一カ月が経過をしているわけでございますので、この間の国民の目あるいは目線、あるいは全国の女性の方々のそういう目から見てまいりますと、この内閣が担っている大きな国民的な閉塞感の打破、突破、こういう風穴をあける、こういうことについて非常に勇氣と情熱を関係の全閣僚の皆さんに持っていたことが非常に大事だということに思っております。そういう中で、特に当外交防衛委員会、所管しているわけでございますので、外務大臣の思いというのは非常に大きいんだろうというふうにも私も思っております。

そういう中で、反面、これは非常に厳しい、言にくい事柄かもしれませんが、外務大臣、いささか外務省に対してわがままではないか、あるいは事務当局に対して少々強権的な言動が多いんじゃないか、あるいはマスコミによってはいささか外交関係の取り扱いが少し乱暴ではないか、

そういうような、少々資質的なことを含めて懸念する声がないわけではございません。私も大変遺憾に思いながら、また心配もしないわけではないわけですが、そういう中で、一カ月がたつていささか肩の力も抜けて平常心を恐らく回復されておられるんだろうというふうにも私も思っています。

そういう中で、現在、一カ月たつていろいろと経験を踏まえて、中国にもこの間行かれました。そういうことを踏まえて、現在の心境をまずお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(田中眞紀子君) ありがとうございます。鈴木委員から大変いい発言の場を与えていただいたと思ひまして、感謝を申し上げます。

外務大臣職というのは、過去の歴史の中においても、それからもちろん将来にわたつてもそうだと思いますけれども、国際社会の一員として暮らしていく日本の国民の皆様、それから目には見えませんが、同時にこの地球上に暮らしている方たちの安全と幸せのためにどれだけ、目の前だけにあることだけではなくて見えること以外のことに對する配慮とか想像力、それを長期的なスパンでとらえて、その最終的な長期的な目的に達するためにどれだけ短期的スパンで正しく方向づけをできるか、決断ができるかということがこの外務大臣職の難しさであろうというふうに思っております。

私のような未経験、経験の浅い、議員歴の浅い者がこうした重責を担わせたことは本心に押しつぶされそうなおもひでございます。ましてや、総裁選挙後ずつと列車に、とまらない列車と申していますが、とまらない新幹線に乗っているような思いが日に日に強くなつてきておりますが、しかし皆様の温かい御指導をいただいておりますので、やはり原点というものは忘れずに何とか来ていられることを感謝申し上げます。

基本は、私はやはり冷静で客観的で、そして透明性を持ちながら、国民の皆様には御理解を全部はいただけないかもしれませんが、というのは、相手

のあることです。何でかんでも全部言えることではありませんし、また同時に、いろいろな思惑絡みでメディアや議員や一般の方からいろいろな揣摩臆測あるいは思い込みのような情報が入りまわります。それらに一つ一つ対応していると振り回されて洗濯機の中ぐるぐる回るような状態になりますので、それに耐えながら大局的な判断と決断を間違えないでやっていくことに尽きるだろうというふうに思っています。

ですから、客観的、冷静で、透明性を持ちながら、ただ座視しているのではありません。今のこの社会で国際会議に出て特に思うこと、国内も全国を回つて思ひますことは、いかにベストタイミングで決断をして実行をして責任をとるかということ。それだけ極めて真剣でクリアでなければいけません。しかも、それをクリアカットでわかりやすく世界じゅうに、日本はもちろんです、世界じゅうに情報を発信する能力、これが問われているので、これが私にとっては大変重圧でもあります。同時に、国会議員として極めてチャレンジングであるというふうに思っております。

二点目、私の資質の問題ですが、これは後ほど、時間がたつてから、政治家の仕事というのはそういうものだと思ひますけれども、業績といひますか、マイナスイメージも含めて評価が下ると自然に評価がされるものであつて、就任したからどうであるとか、一カ月たつたからどうかとか、一年たつたからどうかとかというのではない。もう少し長い目で落ちて着いて第三者の評価というものを定着させるように、そのときに評価されるように最善を尽くしたいと思ひます。

あと、事務方とのめんど云々とおもしろおかしく言われていますが、私は、外務省の中で幹部も幹部以外の方も個人的にこれだけ知り合ひの多い役所は珍しいと思ひます。私の仲よしのお友達、御主人が何人もおられます。それから息子の友達が若い役人でおられたり、それから親のころの知り合ひだった局長や次官だった方の息子さんとか、その方のお嬢さんをお嫁さんにも

らつていられる方とか、主人が外務政務次官のときの方が偉くなつておられたり、とにかくまあ十人中六、七人は知り合ひで個人的によく知つております。

したがって、であるから言いやすくて、先方も懐深く忍、忍と我慢をなさっているんじゃないけれども、中にはいろいろな外務省の中の組織上の問題とか、やっぱり立場も、グループとか、見解の相違もあるんでしょう、長い中では。

それでもいろいろな思惑絡みでいろんなことが発信されておりますが、それも含めて懐を深くしてやっていきたい、かように思っております。どうぞ委員長以下皆様よろしく御指導いただきましたと思ひます。

○鈴木正孝君 今お話を伺ひしまして、大変ある意味では安心もし、また大臣の情熱、行動力、こういうものに対して大いに国民の皆様が期待をしているわけでございまして、そういう中で、冷静、透明性を持って、また客観的に、殊にスピーディーにまた判断をしていくという、そういうお話でございますから、ぜひ国民的な利益あるいは国益を図るために十二分に大所高所から判断をしていただきまして、御活躍をぜひお願いしたい、このように思ひます。

私も、今、県民あるいは国民の皆様からいろんな今日の外務省に絡んでいろいろと話を聞くわけでございますが、その中でやはり例の機密費の問題、報償費ですね、これは外務省だけではなくて内閣官房の経費にかかわるお話ということでもございます。五月三十一日ですか、改革案を含めて大臣のところでまた御議論をされるというふうな、そういうようなことなんでしょうけれども、いずれにいたしましても、この国民の税金の使い方、そういうことでございまして、先般もいろんな機会、国会答弁などで外務省の報償費に関しては削減なり節約なり何やらをされるということをお伺ひしております。

私も先般、二月の当委員会での質疑の過程でもいろんなことをお話ししましたけれども、そ

ういう経費につきまして、今国民の皆さんが、そういう言葉だけではなくて具体的にどういうタイミングでどういう形でそれを実行されるのか。税金がたとえ一円たりともむだに使われない、外交関係の確立のために有意義に使われることについては国民の皆さんは決して不満に思っていないと思うんです。しかしながら、何かわけのわからない形で使われるという、そういうことについては、金銭の額の多さ少なさということは関係なしに、非常に不快に、または不信任感を持って見られると思うんですね。

そういう中で、六月二十九日が当国会の最終、今のところの予定は会期切れということになるわけですが、そういうことを踏まえて考えてみますと、この国会中にそういう削減なり節約ということを言われておる、何らか政府としてあるいは国会との関係においてこの問題を明確に処置をする必要があるのではないか、こういう思いがあるんです。

それで、節約とか削減といいますが、通常は会計法規に従って執行残という形で年度末に不用として計上して国庫に返納するという、そういうやり方もあるでしょうし、あるいは補正予算を組んでわかりやすくカットをする、削減をする、そういうやり方もあると思いますが、今そういう状況が政治的にはなかなか組めないということだろうと思いますので、何かそれにかわる保証なり担保といましようか、国民が納得できるそういう意味での担保、それを閣議決定なりあるいは国会との関係で、過去にいろんな例があるんですよ。

ですから、そういうものを参考にしながら、この会期中に具体的な措置をとって、国民の皆さんが納得できる措置をとっていただくということが、どうも国民の皆さんからいろいろ話を聞いてみますと、そういうことが政治の場で政治家としてやはり必要ではないかということに非常に痛切に感じているんです、私自身。

恐らく大臣も同じ思いではないのかなという気がいたしますので、その辺について御決意とい

ましようか、内閣の重要閣僚、しかも外務省が絡んでの話ですので、どういう対応がとれるか、具体的な中身は事務的ないろいろなことがございますからそれはそれでいいんですが、姿勢として、国民に向けての姿勢として大臣自身どのようにお考えになっているか、その辺をぜひ伺いたいと思います。

○国務大臣(田中眞紀子君) 私は、一般の日本の国民の皆様の納税者意識というものが大変ここ数年高まってきている、これは大変よいことだといふふうに感じております。それは逆に言うと、受益と負担との関係で、負担もするけれども受益も必要だしと、今までのすべて益だけではなくて、負担についての意識、単に権利意識だけではなくて、納税のいくような形で負担することのその心構えが国民の皆様の一人一人にしっかりと芽生えていることだと、その証左だと思っております。そういう中で、今回の外務省のあの機密費の問題が出まして、これがあの松尾事件というのがあったために大変象徴的になってきているといふふうに感じています。そうして、この内閣発足と同時に、小泉総理はもうとにかく報償費の削減、選挙中からキャンペーンでおっしゃっていました。そのことが一つ。

それから、具体的には、もう御案内のとおりですけれども、改革案が委員会を中心にして近々出てくるようになっております。それも事務方が初め前内閣のときはまとめるということでも来たんですが、私が着任した日に、事務方がやりますと言われたので私はびつときて、それはだめですと、私が見せてもらって政治が介入して見ますよといふことを申しました。その意味は、ただでさ上がつてしまつてのみ込まれるのでは解決にならないといけないうので、自分でしっかりと目を通して自分でコミットしたいという意味でした。

それから、今、副大臣がいらつしやいますけれども、副大臣を中心として政務官の皆様がいろいろとまた別の角度から、一般の若手の外務省員の方の中から、よくしてほしい、もっとエネルギー

のあるよい仕事のできる外務省にしてほしいんだという声がたくさんほうはいとして上がつてきておりまして、これこそが改革のキーであるし、将来の日本の外交をどうやってよくしていくかといふことのキーはそこすべてであると思います。したがって、そういうところの声をくみ上げていくてくださっていますので、ただ単に否定することだけではなくて、もっとポジティブにこのことを奇貨としてどのように改革していくか、刷新するかということに結びつけた、これが基本にございます。

それからあとは、細かいことは余り申しませんが、じゃ現実はどうやっていくかといつても、ただ座って待っているだけでは、何度もう着任以來事務方に指示して、これを見せてください、あれをいふことを申ししてもなかなか上がつてきません。きのう衆議院の方でも答弁いたしましたので、きょうの衆議院の方でも答弁いたします。たの二十四日の出発でしたから二十三日までの段階で三回、四枚のペーパーを機密費関係で入手いたしました。これは衆議院におかれて申しわけございませんが、きょう委員会の手順でこうなりましたけれども、それは概略でしかございません。

こういうことを言うのは、先ほどおっしゃったように、私が強権発動をして何でもかんでも懐に手をつ込んでひつかき回すと思われたら相手も困るわけでしょうし、長い経緯もあります。ただ、要は事実が何であるかということをしつかり掌握すること、それで政治の責任で軟着陸、軟着陸といふ意味はよい方向に持っていくこと。なぜかといふ意味は、機密費はぎつちぎちに締め上げるものではなくて、緩みが必要だと思ふんです。外交交渉の中で国益といふもの、それから世界に貢献するために緩みがないとならないと思ふんです。そうしたこともしっかりとわかつた上でやるんですよ。

ただ、むだな項目、目であり項であります。それらが何でもかんでも長い間機密費という中にほうり込まれて一つにくくられて縛つていたとい

うことについては、それはもっと機密費から外さなければいけないとか、あるいはダブつて余つていたものを、例えば建設関係だったら道路工事で年度末に使うとか、あるいは外務省がお酒を飲むとかいろいろ揣摩憶測で言われていますけれども、本当に必要でないときはそれは返納をするといふこともあると思ふます。

先ほど委員がおっしゃつたように、補正を組むといふことも考えておりますけれども、なかなかこれは技術的にちよつと困難かもしれません。したがって、どうやってそれを詰めていくかについて今現在検討しております。

そのペーパーのほかに、私はやりたくないなど本当は思つておりましたけれども、事務方をもつと信頼して、一カ月たちましたからずつと待つておりましたけれども、これ以上なかなか明かれないということがわかつてきましたので、時間で、国会との関係でするざるざる引つ張つていけば多分臭い物にはふたできるなといふことをどうも感じていた風があるので、それをやるとどうもまた田中眞紀子が強権発動と、週刊誌を喜ばせようかと思つたんですが、きのうのお昼、六人で会計課にはつと参りまして、機密書類の入つてるところ、会計課で全部見ました。二階、それから地下にも倉庫にもございました。みんな震え上がつておりましたが、何も震え上がることはないわけでした、私は一国民でございますし、外務大臣を拝命いたしております。

したがって、何でも暴き立てようとかそういうことではなくて、どういうところにどのような状態で管理されているか、私と、それからまたまきのうは植竹副大臣がおられましたし、それから私の方の事務的な者と、それから秘書官と、それから警護の方二人と、たまたまお昼の御飯の時間でしたので、皆様が散らないうちと思つたもので、それから、ばつと行きましたよといつて直接参りました、会計課長以下おられます、よく見せていただき、手にとってみんまでよく拝見しました。これはまたこういうことも踏まえながら、いろ

いろいろな英知を集めながら、時期を見て確実に、完璧はないかと思えますけれども、先ほど申しましたように、大方の方がなるほどねと納得していただけるような方向に持っていく努力をいたします。

○鈴木正孝君 大変御苦労いただいているわけでございますけれども、とにかく後ろを切って、六月、今国会のうちにぜひきちんとしたことをお約束いただきたい、こういうふうに思います。ぜひお願いをしたいと思います。

それからもう一つ、おととい五月二十七日は、昔流に言えば旧海軍記念日というようなことでもございました。

多くのさきの大戦にかかわった方々あるいは戦死をされた方々の御遺族など、靖国の問題が一つあるわけでございますが、こういう時期、小泉総理もいろいろな発言を、公式参拝というようになことも言われ、あるいは新聞等で伝えられると、田中大臣もいろんな思いを持っておられるのかなというふうなことも一つあるわけでございます。その辺、多くの国民の方は靖国の公式参拝云々ということについていろんな思いを持っておられると思うんですが、その辺、田中防衛大臣、政治家としてどのようにお考えになつていらっしゃるか、簡単に一言お願いをしたいと思います。

○国務大臣(田中眞紀子君) 簡単に一言で申し上げれば、このような問題を毎年毎年繰り返すことがないような知恵を出し合うと。もう政党とかを超えて、どういうことが国民の皆様とともに納得していただけるかということの知恵を本気で出すこと、政党間でヒステリックに言つたりすることではなくて、総理が、今回は本当に亡くなった方の冥福を祈りたい、お祈りするという気持ちでちだというその原点にどれだけ近づけるかということだというふうに思います。

ただ、もちろん合祀の問題があるということはわきまです。次は、中谷防衛庁長官は、御就任を私も長い間の友人の一人として本当にうれしく

思っております。まさに小泉内閣の田中防衛大臣同様、若手の非常にフレッシュな印象を国民の多くの皆さんに与えて、大変好感を持たれて期待もされている、そういう状況かなというふうに思っております。

そういう中で、防衛庁・自衛隊の役割が非常に国内的にも国際的にも高く大きく、また責任が重くなっているように私も思い、この中で、防衛庁が本当に真剣に役割を果たしていく過程で一つ避けて通れない問題ではないかと思う省の問題があると思うんです。

この問題についてはかねてから随分いろいろと、自民党の中あるいは政党内でいろいろな議論もされておりますけれども、私はなるべく早く大きな議論もしていただいて、これはまあ国会の問題、政治側の問題というふうな形で、議論をどちらかというところの方に任せているところもあるのではないかと、こういうふうに思っております。ぜひ防衛庁自身ももうちょっと、何というんですか、国民の皆さんに幅広く訴えかけるといふような工夫と努力も並行していただいた方がいいのかなという思いも一つございます。

【委員長退席、理事佐藤昭郎君着席】

省、防衛省というふうな形がいいのか。私は、昭和三十年の初めに国防の基本方針という形で、それに基づいていろんな整備がなされてきているわけですから、恐らく防衛省という形よりも国防省という形の方が、内外にきっちり責任を明確にしなから姿勢を明確にするという意味でそれの方がいいのではないかと、こういうふうに思っております。その辺、大臣にひとつ今の心境と決意の弁をぜひお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(中谷元君) 防衛庁・自衛隊が発足して五十年近くになるわけですが、この間、先輩方の非常に真摯な国会での御議論、また自衛官の地道で着実な努力によりまして、国民の皆様方にとつて親しまれる、また認知される国のかげがえのない財産になったというふうに思っております。特に、阪神大震災とかPKO活動等におき

ましても、諸外国から感謝をされ、そして尊敬もされるような、また国民の皆さんに喜んでもらえるような存在になったというふうに思っております。役割というものの増大をいたしていると思えます。

ところが、庁のまま置いておかれておりまして、これ英語で言いますとエージェンシーというふうな、附属機関というふうな組織であります。やはり安全保障、防衛というのは国にとつて一番大事なつかさでありまして、この際、そういうことを国で位置づけるといふことは重要なことだと思っております。

また、事務手続にいたしても、例えば不審船がやってきて、自衛隊の海上警備行動をお願いするとか、防衛庁長官の名前で閣議請求ができません。また、海外で邦人救出のために急速自衛隊機を派遣する場合にきまして、閣議決定の請議が防衛庁長官の名前でできないということ、機敏に対応することもできないあかしではないかと思えます。

また、私の所管しております事務次官とか統幕議長とか陸幕長とか、そういう人事面におきまして私から防衛庁長官名で閣議請求ができないという事務的な弊害もございまして、やはり、より安心して安定できる防衛体制を構築する意味でも、一日も早く省への昇格をしていただきたいと思います。お願いをいたしておりますので、国会での御議論、諸先生方のお考えにつきまして、御協力いただきますようにお願いする次第でございます。

○鈴木正孝君 今、両大臣の今の心境なり決意なり伺いまして、本当に二十一世紀に入つて日本の社会、国際的にも大変大きな意味合いを持つ、そういう状況になつていくわけでございます。ぜひ安全で安心のできる、豊かな、そしてまた活力に満ちあふれた社会をつくっていただくように、非常に重要閣僚でございますので、ぜひお二人とも頑張つていただきたい、このように思つております。

時間が参りましたので、この辺で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○月原茂昭君 保守党の月原です。

外務大臣、防衛庁長官、就任おめでとうござい。心からお喜び申し上げます。

まず外務大臣にお尋ねいたしますが、外務大臣、いろいろな思いを持って志願兵として外務省に乗り込むというか、仕事を始められたわけですが、もう一月たつたと今おっしゃつておりました。今、話にもありました松尾事件というふうなもの、尾を引いて外務省の改革という問題が言われているわけです。この間、前大臣の相談を受けて、有識者の懇談会という外務省改革会議があつて、その提言もなされておりますが、その提言を見ても、松尾事件のような事件の再発防止との関連における外務省機能の改革という視点、観点で作業を行ったため、本提言に触れていない問題がまだあると、こういうふうなこの提言自身も述べておられるですね。

今、外務大臣がおっしゃつたエネルギーのある外務省にせんといかぬ、外務大臣自身がこの委員会でお話しになったとき、いろいろな問題に対処するために即応力を持たんといかぬと。まさにそのとおりだと思ふんですね。そういう意味で、外務大臣が今いろいろ経験され、冷静に考えられた結果、こういう方向の改革をひとつしてみたいなという、その個々具体的な話はなかなかこれから先と思ひますが、抽象的なことで、心構えでいいんですが、そういう点を述べていただきたいと思います。

○国務大臣(田中眞紀子君) 月原委員から志願兵とおっしゃつていただきましたが、私、志願兵じゃございませんので、政治家としてのキャリアが浅い人間がどれだけお役に立てるか、日々大変緊張いたしております。

外務省改革は、いろいろな方の英知をやっばり集めなきゃいけないと思ひますが、私が一番感じていることは、たくさんの方たちが過去において

いろんな思いで努力をしたりして積み上げられてきた結果が現在の姿である。それがすべて収められた形のものが出てきている。いい面もたくさんあるけれども、悪い面もまたたくさん出てきている。いろいろな思惑やいろいろな意図が絡み合った中で、それが今まで余り、外交というのはちょっと特殊であるということになっていて、特殊であってはいけないと私ははっきり言っている。思っているんです。

それが結論なんですけれども、やっぱり世間の見る目も外務省内部の方たちも、キャリアであらうとなかろうと、一般職員の方も、何かやっぱりここは特殊なところであるんだというような意識が結構あったんじゃないでしょうか、過去も。現在もそういうふうなことから意識改革が意外とできないでいると思います。

ほかの省庁との兼ね合いを見ている、何かえらく変に秘密主義であつたり変に特権的であつたり、そんなことはないんですが、そういう印象を与える面が極めて自己改革を難しくしているかなという思いがあります。

これ以上、具体的に申し上げましょうか、しない方がよろしいですか。

○月原茂昭君 今おっしゃった点、この提言の中にも一番冒頭に、おごりがあるんじゃないかというふうなことも外務省の反省すべき点として出ておりますが、大臣の言われた感覚、私は国民もそういう考えを持っておると思うんですね。ですから、もう一步深めて、大臣が具体的にもうちょっと、どういう点を、できるかできぬかこれはわからぬですよ、しかもそれが正しいかどうかというのはまた歴史が評価するわけでしょうが、大臣が一カ月たつて考えられたことを、そのことを述べていただきたいと思います。

○国務大臣(田中眞紀子君) 基本は、自分は公僕である、我々国會議員も同じなんです、スタンズは、国民の皆様の税金をもらって邦家のために働いているんだという原点、この意識を一番忘れがちなのが外交官ではないかなということを思い

ます。もちろん裁判官とかほかの方もそうかもしれませんが税金を俸給として我々はいただいている人間なんだという謙虚さといいますか、それを失いがち。

なぜかといいますと、在外公館に出ることがある。これは、最近ではほかの役所からも、防衛庁でありまして通産省からも皆さん出て働いてくださっているわけですが、民間と違って、両陛下の写真をやっぱり背景にして、公邸なんかに参加して、菊の御紋章があるところで働くようになりまして、何か自分が特殊な立場に立つたように人間というのは思い違いをしがちなのではないのでしょうか。それが極端に出る方とそうでない方もおられるということです。

それからもう一つは、大蔵省なんかにももちろんあるんですが、キャリア、ノンキャリア、公務員の採用の仕方とか、そういうこともあると思うんですが、能力よりも階級のようなものが極めて色濃く鮮烈に出ています。

それはもう私が十五、六のときに、父が若い郵政大臣になったときに外国にくついでいったり日本にいられた方を接待して、そういう機会に外務省の方とお会いしたときにも、子供心に、えらく変わった、ほかの郵政省の方たちよりも変わった人たちが外務省というのには来るんだなと感じたのはまさしくそれだと思ふんですね。それは嗅覚として私自身も十五、六歳のときから感じてきていることでして、今もそれが連綿として続いています。

ですから、やっぱり公務員のありよう、前もそういう議論がこういう場所以外でもございましてけれども、その人の資質や能力、そういうものを最大限、これは民間に学ぶべきところが大きいと思ふんですけれども、官の側にいるとなかなかそれがし得ないという、できるのにやらない。それが階級社会をつくって、外務省では大変著しい。もちろん同じことがほかの省庁も同じようにあるんですけれども、極めてそれは、海外に出

ることがあるために、しかも御夫婦で出ることが多いために、家族を巻き込んでいるがゆえに、そういう特権性みたいなものがあつて、それが非常に屈折した感情を生んでしまつて、潤滑な能力の活用につながらないというところに問題がある。これが外務省改革です。今すぐ、きょう言つてあした、ようかんを切るようにほんばんぽんとはいかないです。

ですけれども、みんなが、だれが外務大臣であれ、将来外務省に入る方も、それから引退なさつた方たちも、愛情を持って外務省を見るんであれば、そういう御指導を常にみんながして心がけることに尽きると思います。

○月原茂昭君 大臣、この間テレビを見ておつたら、田中総理大臣についていかれておつた若いころの、今もお若いんでしょうけれども、その姿を見たわけですが、そのころから外務省のいろいろな問題について肌で感じられておる。公務員全体についても言われておることですが、国民の税金を使つておるんだという原点を忘れたらいけないということ、おっしゃる通りだと思ふんです。

尽きるところ、先ほど鈴木議員のところでも答弁されておつた、エネルギーのある外務省にするんだ、そして若い人たちがこつとやってみよう。組織の中で意見を言う、あいつだけちよつと格好いいことを言うておるやないかというふうな仲間から見られることでそのまの体制が続いておる、気持ちはずう思つておつても、そういうことがとかくあるんですね。そういう意味では、今のような感覚を持つて大臣が若い人たちというか、中に外務省を思う人、ほとんどが思う人たちでしょうが、そういう人たちのエネルギーを吸収して一つの方向に持つていけるようにしていただきたい。

そういうことをベースに、今、大臣のお考えでは、改革に取り組んでいきたい。きょう、あしたというわけではないが、歴史をちゃんと見たときに、田中総理大臣のときに外務省が一つの転機になつてそういう方向に進んでいったというふ

うに思えるようにしたいという希望、その熱意、そういうことを強く感じました。ぜひそうしていただきたい、こういうふうに思います。

次に、これはちよつと次元が大臣のことからいったら低いかもしれませんが、私が非常に大きな問題として最近取り上げている問題で防衛駐在官という問題があるんです。これは後で防衛庁長官にもお伺いするつもりであります。先ほど私が言いました提言の中にも、在外公館の重要な機能を担っている各省からの出向者などの職員の見遇についてもこれから残された課題だということにあります。

これは河野大臣のときにも私はお伺いしたわけですが、そのときのことについて要約すると、これは防衛駐在官というものに外務省がどういうふうな役割を期待しておるんだと。御承知のように、私も防衛庁で二十年近く勤めておつた関係から、そしてこういう問題について非常に関心を持つておつたからあれですが、要するに、ほかの省庁と違って防衛関係というのは特殊な分野なんです。しかもそれが、日本の国の場合まだそこまでいかないかもしませんが、各国においては非常に大きな政治に対する影響力を持つて、そして世界的にもそういう要素が非常にあるわけなんです。

ところが、これが閉鎖的なのという、ユニフォームはユニフォームとしてつき合つて。例えば、外国によつては、大国によつては制服でなければ国防省に入れないとか、あるいはその人の紹介がなければ国防省には入れませんというところまであるわけですね。

そういう意味では、我が国が冷戦後、冷戦時代は米国外交も非常に頼るところもあつたと思ふんですが、今、田中大臣も痛切に感じておると思ふんですが、本当に海図なき航海という、日本の独自の判断で行動していかなく、協調することはするわけですが、今までのようなべつたりな判断を、情報をもつてそれとおりいくような時代ではないわけですね。そういう中であつて、防衛関係、安全保障関係の分野の情報というのは非常

に重要な地位を占めてきておるわけですね。

ところが、警察予備隊発足後、そのころは警察予備隊ですから、まさに警察官の延長だと。俸給表まで警察官の俸給表にちよつと色をつけたぐらいの、向こうは超勤があるけれども、二十四時間勤務だからと、こういうようなことで発足したわけですね。警察の方もたくさん入ってきたわけですよ、一般の巡査部長とかそういう階級の方々も。そういうことから俸給表ができて、それがなかなか今、鈴木議員が防衛省、国防省の話もしましたですけども、その地位というのが、さわらないことが一番いいんだという放てきされた形で進んできただけに、非常に俸給表のランクなんかからいくとちよつと低いレベルになっておるんですね。

そういうことから、駐在武官なんか、先ほど資格の問題で大臣はそういうものを撤廃せぬといかぬと言われたけれども、仮に今の資格で考えたら、大体第一種公務員の、外務省なんかでも一種試験で採用ようになったわけですが、そういうランクの人だったら三十の初めぐらいで一等書記官になるわけですよ、外務省へ行つて。そして、三十の終わりにはいもう早い人は参事官になっておる。

ところが、自衛隊の方は、防衛庁の方はそういう俸給体系の問題もあるとともに、御承知のように、外国に出す以上はちゃんとした仕事ができる能力をつけぬといかぬというようなことから、防衛庁長官も防衛大学校御卒業ですが、卒業した後いろいろな、小隊長を経験さすとか、専門の訓練をする、幕僚もさす、中には大隊長の経験までさす。そういうようなことをして、ちゃんとして向こうと渡り合えるだけの實力をつけた人間を出す。そうなるべくと、余り若いときには出せないですね。そこで大体四十前後という、若手を出してもそういうことになる。ところが、今言った俸給表の影響もあって、この人たちが一等書記官というようなことで位置づけられてくるというんですね。

だから、そういうことで、私は十分外国、相手の国防省なりそういうところとコンタクトして仕事ができるような背景が必要であるとともに、もう一つ私はここに、外務大臣も御承知だと思いますが、職員録というのがあるんですよ。

これを見ると、防衛駐在官というのは大体動成年数二十年以上ぐらゐの人がやつと参事官の待遇になっておるわけですね。参事官となると、中において外部と接触する場合のいろいろな権限を与えられていく。ところが、ほとんどがこれは一等書記官ですよ。米國は将補で参事官が一人おられますけれども、あとのところへいくと、ロシアとか中国は皆一等書記官ですよ、これ。日本に來ている外国の駐在官の人は、大体皆参事官待遇、階級を持ちながら参事官以上の階級を持つておるんですよ、駐在武官というのは。そういうところの差が出ておるわけですね。

だから、私は、そういう意味で外務省も防衛庁もこれは真剣に今取り上げられておると思いますけれども、最初に申し上げたと思いますが、五三年から五五年にかけて防衛庁と外務省が相談して、警察予備隊の発足のころから比べたらこれじゃだめだということ改善をされたわけですけども、しかしそれは今申し上げたように冷戦時代である。そして、防衛庁もこまでちゃんとした、国で地位を与えられてきた。そういうことからいって、もう一回真剣にその処遇というものを考えていただきたい。

できれば防衛庁長官、私があえてここで申し上げたのは、もう一回問題を提起したのは、田中大臣と中谷大臣、お互いにこの新しい内閣の目玉商品である、ちよつと言葉があればいいけれども、それだけにちゃんとした、高邁なことも大事ですけども、一つ一つのものを着実にやっただけのこと、今まで物すごい長い間懸案だったんですよ。だから、お二人でよく協議していただいて、外務省の方も入れ、駐在武官の経験者の方も入れて、どうしたらいいんだということを解決していただきたいということであえてちよつと長々と

経緯まで含めて申し述べたわけであります。

そのことについて、外務大臣と防衛庁長官にそれぞれひとつ、私が述べたこと、それから既に経験されたことも含めて、この問題についてどう取り組まれていかれるかお話を伺いたい、こう思います。

○国務大臣(田中眞紀子君) 月原委員は、この駐在官についてお発言なさったときにちよつと細かいことだとおっしゃいましたが、私は細かいと思っております。

〔理事佐藤昭郎君退席、委員長着席〕

私は、政治家として現場第一主義ということはこの八年間ずっと言い続けておりました、あらゆるところで現場に携わっている人たちの声、痛み、喜び、それを知らずして、上からすべて俯瞰図的だけで見ても差配をしていると間違ひが起ることというのを感じておりましたし、痛みというもの、特にそれには極めて敏感な反応ができるようなでないとならないと思っております。

そういうことを含めまして、今俸給も一番安いということもおっしゃいました、ということとは、すなわち待遇面でも年齢のこともおっしゃいましたけれども、それは防衛庁でお仕事をなさった月原委員御本人がまさしく現場をよく踏まえておられて、その経験から発出されたメッセージだと思っております。こうしたことこそ大変重要で、そのことが意識改革になり、そして私も、國家の安全保障というのはいかにこの國も一番プライオリティーを持つてやっているんですよ。それは極めて大事なことですよ。

私も、その現場という意識から、たまたまそれが中谷防衛庁長官であつたんですが、防衛関係はずっと見させていただいてます。地方に講演に行きまして、一番直近は、湯布院に大分県知事に呼ばれて行きましたときに、あそこ日出生台にも行きましたし、私の地元の上越ももちろん行っています。それから、キティーホークの着艦のタッチ・アンド・ゴーも中谷先生の御指導でやりました。もう自分は当分心臓のテストをしなくていい

かと思うほど大変でございましたけれども、トム・クルーズの映画以上に大変なものだと思ひました。

それから潜水艦も、動いていませんけれども横須賀で乗せていただきましたし、できるだけ現場の声、何が必要か。沖縄でも南西航空団のところへ行きました、アラート部隊が領空侵犯されるところにどれだけの時間でもって出陣していついるか、何を一番防衛庁長官に言いたいのか、その声を聞いて私は当時の防衛庁長官にお伝えしました。

したがって、外務省としてやることを申し上げます。それは、外務省がよろしい戸を開けて関連のところから声が上がってくるのを待つてくるということではならないんです。これは外務省は気づいていないんじゃないでしょうか。気づいていてもふたを開けていないんじゃないでしょうか。むしろ、今の問題もそうなんです、それからほかの役所との関係もそうなんです、今すぐ電話をかけてくれと言つてかけただけなんですけれども、例えば文部省関係のところでも、外務省がつくっている外郭団体が動かないではないかと。

そういうことをみんなやっています、やっていますと、私はもうじかにばんと電話をかけました、さつき、この委員会が始まる前に。そして、声を上げてくださいますと、いやまだこれからと言っていますから、これからじゃない、今週じゅうに中間報告、次は来週、次は再来週と期限を切りました。それを大臣が言えはやつてくれます。言わないからやらないんです。それだけのことなんです。

ですから、外務省を待たずに、各省庁から声を上げていただきたい。それを受けて、できることはやります。できないことは、なぜできないか、どうすればできるようになるか、それについて情報を開示しながら申し上げるのが私の立場だと思つておりますので、中谷先生と、ぜひ現場の声を聞かせていただいて、本件についても前向きにかいいうことではなくて、テイクアクションでやら

せていただきます。

○国務大臣(中谷元君) この件につきまして、月原先生の方からの御要望、大要防衛庁としてもありがたいものだというふうに思っております。

現在、海外の駐在武官は、年齢的には四十歳から四十五歳ぐらいの、大体任官して二十年ぐらいの人が行っておりまして、私もよく知っている人が多いですけれども、非常に同期の中でも語学にしても人間性にしても、また部隊の勤務にしても優秀な人を派遣しております、本場に身を粉にして自分の生活を犠牲にして、奥さんも、子供さんもちょうど学校の時期でも転校させて、本場に身を粉にして働いております、外務省でいう第一種の職員並みの、外交・安全保障は自分たちの仕事であるという意識を持って、本場に一生懸命やっております。

ところが、仕事をしていく上において非常に屈辱感を感じる面がございますが、これは相手のパートナが軍人ということで、階級組織なんですね。階級というのは、軍人というのは非常に名誉を重んじて、いかに自分のプライオリティーがあるか、いかに自分が位置づけられているかというところで使命感を持ってやっておりますけれども、例えば自分のパートナをお呼びした会合の席上で席順があるんです。

それで、外務省の序列でいきますと、一等書記官というとも末席も末席、下手をすればその会議に座らせられないぐらいのランクで、向こうが安全保障の話をして、いつものパートナがいらないじゃないかと。公使とか大使とお話するのにも結構なんですけれども、やはりそういう重要な会議にすら座らせられない、後ろに座っているというような位置づけは問題でもあります、またおつき合ひの中でディナーパーティーとか家に呼ばれることもありますけれども、やはり居住がしっかりしていないとうんざりかしくて、向こうから招待されたのに今度は相手を招待できないと。

そういう意味では、処遇にしても給与にしても

本場に考えていただかなければ任務が達成できないような地位にありますので、今後ぜひ皆様方の御協力のもとに、外務省の方とも相談をさせていただいて、しっかりとした仕事ができるように努めてまいりたいというふうに思います。

○月原茂皓君 今、両大臣のお話を聞いて、私も強くそのことを進めていただけたらなと思います。これは、単なる役所の縄張りとかそういうことじゃなくて、国家にとつて非常に大事な問題だけに、ひとつ力を入れてさらに推進していただきたい、こういうふうに思います。

時間が限られておりますので、この問題はお願ひして、次に、防衛庁長官にお尋ねいたしますが、CX、PXの研究開発というのが今度新しい中期防の中に入った。そして、十三年度予算で予算が認められて設計関係も進めるようになってきた。これは思えばC1以来の大型の開発機で、久しぶりのことなんです。日本の航空機産業にとつても、技術を維持し、私もこの前YS11をつくられるころのテレビを見ましたけれども、あの技術者は本場に涙ぐましい努力をして、日本に飛行機を飛ばさぬといかぬ、日の丸の。こういうことだったんですが、防衛基盤というものが継続してそういう能力を持たしておくことがやはり国の防衛の基本だと、私はそういうふうに思っています。

そんなところから質問させていただくんですが、これは長官でなくてどなたでも結構なんです、開発スケジュールと総額はというふうに考えられておるのか。

○国務大臣(中谷元君) いわゆるPX、CXにつきましては、平成十三年度から同時着手同時開発を行うこととしておりまして、それぞれ平成二十二年、二十三年、二十四年にP3C、C1が除籍をする見込みでありまして、それまでに開発を終了させるというふうに、約十年間の期間をかけて開発を実施していく予定でございます。

経費につきましては、約三千四百億円程度、そのほかにもPX搭載の候補となるエンジン研究試作経費として約百八十億円が見積もられて

ところでございます。

○月原茂皓君 今、大臣、エンジンというお話を聞いて、私は、かつて研究開発を担当したこと、仕事をしたことがあるだけに、やっとな日本人のエンジンの、小型のエンジンはあるんですが、航空機のエンジンまでつくるところまで来たのがかなと、こういうふうに喜んでおるわけでありまして。

そこで、次に、時間が少ないのでちょっとはしよっていただきますが、よく戦車をつくる時に千社とか言いますね。千の会社が関連するんだと。私は、今、経済がいろいろ疲弊しておるかというところ、防衛産業というものが中小企業が非常にたくさん、中小企業といふか多くの企業が関連する、そしてそれが技術的にレベルアップする非常にいいチャンスだと、こういうふうに思うわけですが、関連の中小企業は、中小企業といふか関連企業は、それはC1とかP3Cそれぞれと比較してどのくらいのことを予想されているか。これは予想の話ですから、先の話ですが、どうぞ。

○政府参考人(青山謙也君) 先生御案内のとおり、PX及びCXの企業につきましては、去る五月二十五日に技術開発を担当する企業に關します調査を実施する旨の告示を行っております。

現段階では、開発に關連する企業の数につきましては、そういうことで確たることはお答えすることは難しいというふうに考えておりますけれども、一般論としてあえて申し上げますと、C1では約二千社、それからP3Cでは二千六百社、これは下請の下請、通常二次下請と呼んでおりますけれども、そこまで含めた形でございますけれども、C1で二千、P3Cで二千六百社であったことからしますと、今回の開発におきましても相当多数の企業が参加するんじゃないかというふうに考えております。

○月原茂皓君 やはりこれだけ多くの企業ですね。だからその担当者としては、やはり日本の防衛産業の基盤であるとともに、中小企業の基盤を強く

する、よく防衛産業波及効果、技術的波及効果というふうなことを言われておりますが、やはりこれも大きいだけに、そういう高度な判断に立つて処理していただきたい、こういうふうに思うわけでありまして。

それで、最後に防衛庁長官にお尋ねいたしますが、十三年度の設計の準備、十三年度予算で両方の機種として込めてついているわけですが、どういふような準備状況であるのか、そして考えられる協力、国内の協力はオールジャパンであるか、ちよつと俗な言葉になりますが、そういう点、どういふふうに考えられておるのか。

○国務大臣(中谷元君) 本年度の状況であります、今月の二十五日にこの開発を担当する企業に關する調査を実施する旨の告示を行ひまして、当該希望企業及び協力参加企業につきましては、その開発能力の状況を調査するとともに、その企業に對して、技術的提案を求めることにしたものであります。

これからは、五月三十日まで調査に係る意思の確認を行ひまして、調査開始をしてから六十日以内をめどにこれらの企業から必要な資料の提出を受け、防衛庁においてこれらをもとに所要の検討を行うこととしておるために、数、体制について参加企業の状況についてはお答えすることは困難でございますが、いづれにしても、少なくとも担当希望企業としては国内企業を前提としておるべきでございます。

防衛庁としては、速やかに所要の検討を行ひまして、本開発にとりまして最良の企業体制を決定すべく努力してまいりたいと思っております。

少なくとも主担当希望企業として国内企業を前提としておる、主担当希望企業としてということでございます。

○月原茂皓君 私があえてPとCのこの問題についてお尋ねしたのは、やはり日本の国はこれをちゃんとできる力があるのかというふうに思っている諸外国もあるわけですね。そして、日本としては、ちゃんとした手順を踏んで、これだけの力

を持つておるんだということを国会の場で防衛庁長官から発言する意義が非常に大きいと、私はこう思っています。あえて防衛の本質論から離れて、それから少し速いものかもしれませんが、お聞きしたわけでありませう。

これで私の質問を終わらせていただきますが、今、田中防衛大臣、中谷防衛庁長官、私の質問に對して情熱を持って答えていただき、また、ちゃんとそれを処理するだけの意欲を示されたことを心から感謝して、また、今後の活躍を期待して、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○海野徹君 おはようございます。民主党・新緑風会の海野であります。

両大臣に御質問させていただく機会を得ましたことを大変うれしく思っておりますが、まず、外務大臣に御質問をさせていただきます。非常に多岐にわたる質問をさせていただきますから、私も効率よくお話をさせていただきませんが、ぜひ簡潔な御答弁をお伺いしたいと思っております。

田中大臣 改革を断行する、ベストタイミングで決断していくんだという先ほど御発言がありました。改革の断行については、外務省の改革を行われるということに大変我々はいしるを送るわけなんです。対内的な問題と対外的な問題を大臣は当然、省のトップですからやられるわけです。

対内的な問題としては、外務省の改革なんです。機能改革会議でも提言がされております。非常に税金の使い方とかそういうことについて、これは我々が納得しかねるようなところが、国民的視点に立つとそういうのが多かったのかなというように提言内容があるわけなんです。外務省の内部でも改革案が出るという話なんです。この提言の内容を当然大臣はもうお読みになつていらつしやるんですよ。

うし、それなりの情報の量も質もわかつていただいての御発言だと思いますが、この提言内容、一体どういふような形で今評価していらつしやいますか。

○国務大臣(田中眞紀子君) まだファイナルではございませんし、それからそれだけを見ていただくのは、先ほど言いましたように、杉浦副大臣とかいろいろの方たちから、若い方たちや現場の声を、何といひますか形の決まった中から出てくるもののほかに、生きている単位としての組織の中の人々の声も吸い上げていく、それからそれを混合してよいものを抽出していく、ベストは絶対世の中なかなかあり得ませんけれども、今の時点でできるベストを目指して努力をしていきたいというふうに思っています。

それは、今、税金の問題が機密費関係で一番言われていますが、その視点が一つ。もう一つは、組織として、これはまだ掌握し切れていません。というのは、国会ですとか外国とか結構、宮中行事とかもうえらく忙しくて時間がかるものから、省内を歩き回って、しよつちゅう行きますよと言っているのになかなか実現できないんです。そういうことはかわりに副大臣や政務官がやってくださつて感謝しています。そういう中で、組織の中で毎日生活している方たちの省内外の声というのがありますし、それから外国からも知り合の大使やら若い方たちから手紙をいただきます。おめでとつと言いながら、外国から見ていると、外務省の今一番困つてゐるのはこれです。よといひ提言もあります。電話をわざわざかけてきたり、メールの方もいます。

ですから、それらを勘案しながら、ただ、税金の面はもちろん大事ですけれども、そこだけではなくて、むしろ本当に生かすために組織をどのよに、変えるのか変えないのかも含めて検討しなければと思つています。そのためにはやつぱりいんな視点、多くの方の声を聞くということが肝要だといふふうに思います。

○海野徹君 今、大臣は税金の面と、それと組織

の面と二つある、これはファイナルじゃないからまだまだといふ話もありましたが、いろんなところからいろんな、これが外務省の実態、問題ですよといふ話もあるといふ話でした。

大臣は伏魔殿といふお話をされているわけなんです。そういう方々からの助言あるいは情報というのは、まさにその伏魔殿といふところに行き着くわけなんです。また、それがもし大臣がそういうふうな感じられたとするとしたら、改革といふのは大変至難なわざではないかと思つて、この提言の内容を踏まえながら、一つでも二つでもやつていらつしやるということはおそらくわかってるんですが、ぜひ頑張つていただきたいな。

ただ、伏魔殿発言といふのはいかなものかなといふ思いもありますし、実態がそうかどうかというのを再認識していらつしやるのか、その辺の御見解をお聞かせいただきたいわけなんです。

○国務大臣(田中眞紀子君) 今もずっとその印象を持ち続けております。それは、外務省の方たち、今いる方だけではなく、関連のある政治家ですとか、あるいは財界の方もおられるでしょうし、メディアは大きいですね。極めてメディアの方たちが思惑で書いたり映像を流したりといふのを感じますし、メディアも決して一般の国民の皆様が思うほど厳正中立なものではないといふこと。それから議員もいろんな思いもあるでしょうし、そういうことに振り回されて迷惑をしている外交官もおられるし、積極的にコミットしている方もあらゆる層でおられるといふことですから、全くあのときの印象は変わっていません。

ただ、それをどのように整理してそうでなくしていくか。それはひとつはつちではできませんから、外務省内の応援団、メディアからも忠告もいただきますし、それから一般の方からも政治家の方からも、あらゆる方からいろんな声をいただくことが一番うれしい。

ただ、一番役に立つだろう、今すぐ役立つであろう特効薬は、今省内にいる方たちが実名、匿名でしよつちゅう連絡をくださいます。手紙、ファ

クス、実名もいます。それは本当によくしたいんだと思つて。今現在自分が苦しんでいたり喜んでいるから、このところはいいところなんですから、これは切り込まないでくださいとか、そういう声を聞くことが大事じゃないかと思つて。それだけではありません、もちろんあらゆるものを、ですから大勢で吸引して、分析して、客観的にアナライズして表に出すということです。

○海野徹君 外務省は伏魔殿だといふ印象は今でも変わっていないと、しかしながら、一朝一夕では直らないけれども、それを印象ではないような方向へ、そういう印象を持たれないような方向へ持つていくということをおしやつてゐるわけなんです。

これもそういうことの一面なんです。機密費の流用の問題で、外務省の幹部の追加処分と言及されました。大臣は、二十二日の参議院予算委員会、十六人が自主返納したのは八百九十九万円だった、これでふたをするには許せんといふことを表明されています。追加処分の方針であるといふことは不要だと言つています。

この点について、その認識が変わつていないとしたら、その認識どおりであるがゆえに、そういうゆえに、こういうところから直していくといふことでの表明なのか。なお追加処分されるのか。あるいは国家公務員法上同じ問題での処分はされないといふような法的な問題もあります。その辺についての大臣の御見解をお伺いします。

○国務大臣(田中眞紀子君) 今、海野委員がおつしやつたことですが、その前に、伏魔殿とかいふ聞き苦しい言葉ですが、これはその印象を受けたのではなくて、実態がそうでなくなること、それを指すといふことを申し上げます。

それから、もう一つの報道官が言つた処分等ですけれども、あれは私が中国に旅立つとき、いなくなつてゐるときに、たまたまそういう質問が出たそうで、そして悪意ではなくて、ああいうことを聞かれたから答えたのであると、それがたま

たま報道された、そういうことの弁解が秘書官を通じて、機内でしたか到着してからでしたか聞きました、ああ、またやっているなという感じがしたんですね。

要するに、報道官の仕事とは何であるかということを考えれば、外務省で起っていること、外務省に関する事、それから大臣の、今関心がたまたま集まっているから、日常的なことを客観的にファクターを言うのが報道官の仕事であるというふうに私はずっと理解してきております。

ですが、いろいろなことが起こるから報道官もメディアに押されてしまつて苦しいんだと思うんですけれども、やっぱりある程度線を越えてしまったことを御自分が法律用語まで使いつつながら言ひ、しかもその後、弁護士さんでいらつしやる杉浦副大臣にそれを聞いてもらつて、ほら副大臣もああいうことを言っているんだからこれ以上追加処分はないと言つた。

その後、今度は、今の何事件でしたか、捕まつて逮捕されている方も、二億だったやつが四億七千万だと、三回目の詐欺罪で逮捕された、そういうことになつてしまつたわけですが、そのことと、それから十六人の、河野大臣以下が自分たちが減給処分したのは、話が、マターが別だということを一生懸命報道官がおつしやっているんですが、そのことを私もわかつているんですね。

わかつているのに留守中にそういうことを一生懸命言うこと自体がメディア迎合みたいでもあるし、外務省の弁解みたいです、それは報道官という人がやる職を越えているのではないかと、いうふうに思います。そういうことを誘導する人、またしやべる人、それをまたそういうふうによ誘導させる人、いろんな中でごちゃごちゃいようとして、それらがトータルでまだまだ伏魔殿じやわいというふうに思っています。

ですから、御質問の本論に戻りますけれども、再度やるのかということですが、それははい

ろいろな方法があるわけですが、減給すればいいとかそんなことじゃなくて、いろんな知恵があるわけですよ。それは何かはまだ言っていないわけですが、それは時期を見てやるということですよ。

○海野徹君 結論としては処分をされるということとで理解してよろしいんですね。

○国務大臣(田中眞紀子君) それはもう内閣と緊密に相談しながら進めます。

○海野徹君 それでは、この上納の問題なんです、これはあるとかないとか大臣も二転三転しております。この提言にも上納の問題というのは一言も触れられていないんですね。当然触れられない問題なんだろうが、性質なんだろうが。

いろいろ、十四日の衆議院の予算委員会では、関心を持っており、できるだけ早期に調査すると答弁されている。翌十五日には、衆議院の予算委員会では、事務方が上納はないと言っている。十八日の衆議院外務委員会では、事務方も過去の首相や官房長官もないと結論に達している以上、ないと言わねばならない、そういう答弁を大臣されております。

これは、十八日の答弁が論理的に筋が通っていないというのは大臣多分おわかりになつて答弁しているんじゃないかなと思うんですが、ないと言ひ切れないと思うんですね、私は。というのは、大臣がそう思つていらつしやらないから、事務方とか過去の総理大臣がそう言っているからというように、要するに形容詞とかいうかまぐら言葉を持つてきて、だからないでしようという答弁をされてるんじゃないんでしょうか。上納という問題をどうお考えになつていますか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 私もこの職を拝命する前は衆議院の予算委員でおりまして、このやりとりを前大臣、内閣がやっておられるのを見ておりまして、一体これは何ぞやと思つて、漠としたものはなかなかつかみづらいものだなと思つて見ておりました。ですけれども、この職につきまして、あらば、そのことによつて入ってくる情報とか、先ほども申しましたように、機密費のファイルが

あるところにじかにきう行つたわけですから、も、そういうことも権限でできるわけですから、一議員ではできないことができます。

したがって、過去の総理経験者でありますとか官房長官とか、自分で聞いて、事務方というのは別に秘書官とかそういうレベルで言っているわけではありませんが、もしもしたら、あらゆる方が異口同音に上納はなかったと、ないとおつしやつたわけですから、ですから発言が変わつたわけでも何でもなくて、確認をしていない段階と、した段階で全員がないとおつしやっているんだからないんだらうということ、私が総理大臣であつたわけでも官房長官であつた経験もないわけですから。

○海野徹君 確認をされた段階でないとわかつたからないというやうな答弁をされたということであつて、答弁に矛盾はないということなんです、やはり今度の提言の中にも、国民の信頼の回復あるいは理解の増進という言葉が当然提言の中に出てきます。その問題、やはり一番外務省に、本当は外務省はもつとつといるんじゃない仕事をやっているにもかかわらず、そういう問題で今外務省に対する間違つた理解、あるいは外務省おかしんじゃないかというやうな国民の理解があると思うんですね。

だから、ないというんだつたらないのやつぱり証拠というんですか、そういう証明をきちつとなされるのが、私は田中大臣の今までの政治姿勢からしてもそれはもう当然あつてしかるべきだと思ふんですが、再度その辺について、ないんだつたらないという証明をきちつとされるということを含めて御答弁いただきます。

○国務大臣(田中眞紀子君) 逆に言えば、あるという証拠がゼロだということです。

○海野徹君 あるという証拠がゼロということも、きちつと国民に証明というか、説明される責任が外務大臣にはあると思いますが、その機会はいつじやお持ちになりますか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 今もいたしております

すし、今後もそうなると思います。
むしろやるべきことは、過去の上納がどうであつたかということ以上に、一番の問題は、私が一番やらなければいけないことは、これから機密費というものをどのようにするかということとを前広に透明性を高めて私たちの責任においてやるということだと思ひます。

○海野徹君 先ほど鈴木委員への答弁には透明性ということをよくおつしやつていましたから、ぜひその点についてはこれからの説明責任、国民に對して、これだけの不信感を持っていますから、非常に透明性を持つて冷静にその部分は公開していつていただきたい。そのことは大いに期待しておりますから、よろしくお願ひします。

もう一つは、たまたまきのうの新聞に、大名行列はもうやめようというやうな新聞が載つておりました。まさにこれが、何か日本から行く、総理とかあるいは大臣に随行する方々が大変多くてそれが数十名に及んで、むしろ国際会議の風物詩になつていゝ。同じやうな服装で同じやうなネクタイをして同じ発言をしているんじゃないか、余りにも多いんじゃないかと、そんな風物詩になつていゝんだなというやうな、こんな書き方もされていゝんですけれども、これには、お目付け役であるいは家庭教師的な役目をしなくちゃいけないんだとか、あるいはみんなで行くことによつて責任が分散できるんだとか、責任の集中を排除するんだというやうな話があるわけなんです、大臣、こういうやうな論調があるわけなんです。

大臣自身、今度は非常に少なくASEMは行かれたということなんです、この大名行列はもうおやめになるということよろしいんでしょうか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 私は科学技術庁のときにも途中からやめました。一回目行つてぎやふんとびつくりしたものですから、次のIAEAの集会やら総会やらそのほかのときに、とにかくトップだけ来てください、あとは、在外公館、外

務省に出向している方たちがいるわけですから、その方たちに十二分に機能してもらえば済むのであると言つてそのようにいたしました。

今回もそれが頭にありましたので、冒頭から言つて外務省はよくそれをしてくださいました。今までの外務大臣の外国に行く出張という、何日間であれ、大体平均、前回は三十人だったそうですか、今回は二泊三日でありますし、もうまさしく外務省は中国大使館があるわけですから、その人たちが情報収集をして通訳もやっていたれば本國からなんか連れていく必要は全然ないわけで、何のために仕事、在外公館をやっているんだという思いが私は常々世界じゅう見えていて、個人的に旅行して接触するたびにあれあれと思うことがありますので、今回は二十一人に絞り込んで、もう絞込みましたね。通訳の前で自信がないというふうに本省が言ったのでだめでしたけれども、あれだったら大使が通訳した方がよっぽどいいじゃないか、あんなに上手なのにと想つたぐらいですけれども、なぜかそのヒエラルキーの中で偉いさんは見えているだけでして、不思議だなと思ひました。

それから、ホテルの費用も何かテレビでは間違つて一泊三十何万円と言つたので私はえと思ひましたけれども、私が泊まつたホテルは行つてびっくりしたので、その場で入つていってやめたと言つて、ここのホテルの別の小さい部屋にしてくれと言つたら、もうみんなパニックになりました、ああまたトラブルメーカーだと週刊誌に出る、これまたわがまま言つていゝと出るぞと思つたのでいつとき黙つていゝかなと思つたんですが、それにしてもおつかなくあんなところへいられないと思うような、あれ何というのか私よくわからぬのですが、日本によくある大使館、大使の公邸でよくあるタイプです。

すなわちビルの中に二階層があるんです。何というんでしょうか、入つたらせん階段があつて、二階もあるし一階もあるし何十も部屋があつて、それで警護官の人にここでみんなで寝ると言つたらば、違います、ここは大臣お一人です。私が上から落つちになり死んでいてもだれも気がつかないじゃないと。かぎは私が持つていましたから、嫌だ、あなたが入つてきたらおかしいからやめてくださいと言つたんですが、とてもじゃないけれどもいられなくて、ベッドも中国式で大きくて五人で寝ようという感じで、一家五人で寝れば終わる感じで、やめました。

それで、もうじゃ会議をやっているよりもほかのホテルへ行かないかと言つたら、全員がこのホテルでつていゝと、その御一行様が。したがつてこれからなんかつてもできないと。到着したのが十二時ごろです、会議が終わつて夜中ですから、これは困つたと思つて、とにかく頼んでくれと言つて、私は値段を下げてほかの小さな部屋へ行きました。

小さいといつても三つも部屋があつたので、私は恐ろしいから、一部屋、ベッドと洗面所とおふろとお手洗いのついたところだけ、そこだけかぎを閉めていましたので、本当は三分の一の料金で済んだと思ひます。最初、外務省がやつたのは、今までやつていたよりも安かつたんだそうです。中に階段がついていゝところが二十八万八千円の部屋だったそうです。一泊、信じられませんが、私が言つたのは、九万円もしたんですが、私、その中の三分の一しか使つていゝせんから三分の一の料金でよかつたじゃないかと言つたんですが、そういうことを今まで累々と、そういうものなかと、総理大臣や大臣といゝのはそういうところへ泊まるものなかつたという感覚でおられた方たちの顔を思い浮かべながら、何だこれとは思つておりました。

○海野徹君 今、大臣のお話をお伺いしていると、その部分からも機密費といゝのは大分削減ができるということになりますね。そのことは先ほどのお話、もう一度確認をさせていただきますが、すぐにでも手をつけて削減といゝことはできるということになりますか、そういう理解をしてよろしいですね。

○國務大臣(田中眞紀子君) できるだけその時期をやつぱり見ないと、トータルなものですから、一人ではできませんから、あらゆる意見を收れんしていたしたいと思つております。

○海野徹君 先ほど、外務省の中に大臣がトップとして座つていらつしやる、対内的な問題も全部コミットメントしていかなくちやいけない、対外的には国益を図るために顔としてされていくわけですね。

そういういろんな問題、先ほどもパニックになつてしまつたとか、いろんな問題があつてなかなか時間がとれなくてというお話があつたんですが、対内的な問題といゝのはもうある意味では副大臣にお任せして、日本の顔として国益に関することにとにかく専心されるというふうな機能分担をされたらどうなんですか。その点については、大臣、どうですか。余りにもお忙し過ぎるんじゃないかと思ひます。

○國務大臣(田中眞紀子君) それも可能だと思ひます。

きのう、たまたまオーストラリアのダウナーという外務大臣がお見えくださったつて、一時間近くこういうことについて話をいたしました。それから、ASEMの北京の会議のときも本場に間近でいろんな国の外務大臣と話して、外務大臣職といゝのは極めて多忙である、健康を害さずにいる方がおかしい、時間との競争である、何にプライオリティーをやるべきかといゝことの中で、結局は分散もする、手分けをする。であるけれども、何が一番優先順位か、今必要かといゝことの優先順位をつけてやるべきである、それは自分が必要ならば自分が飛んでいくと、私はそういうことでしようと言つたらそうだといいました。きのうのダウナーさんもそう言つていました。

時差があり、移動に時間がかかり、そしてこの国の官僚化といゝ言葉英語で使つておられるんですが、要するにペーパーがあふてくるんですね。サミットのことも、イタリヤのデーニといゝ外務大臣、この次出られるかどうかわかりませ

んが、政変があつたんですが、もうペーパーばかりだと、到着と同時に結論を出すことを心配してゐると。唐家璇さんも議長としてそれを言つていました。会議が始まらないのに、まず私とバイド会つてくださったときに、一対一のときに即言われたのが、もう議長と結論をどうするか、そればかりだと。

だから、そうなるかどうかで何をやるかといゝ問題も出てきて、やつぱりもっと単純化して、必要なときには、どれも大事なんですから、その時点で大事なことは自分でやる、それ以外はできるだけ手分けして皆で協力してチームを組むといゝことに尽きます。

○海野徹君 それでは、対外的な問題で質問させていただきますが、特にアジア諸国との外交に対する姿勢についてお伺いしたいと思ひます。

北朝鮮に米の支援をしました。人道的支援だといゝことで、大変な巨額な経費を要して送つたわけなんです、この辺の北朝鮮に対する米支援の、これはある意味では外交カードだと思ひます。一種の外交カードとして使つたと思ひます、外務省は。この辺のカードの切れ味がよかつたのか、その効果のほどとか、その実態、我々が目的としたような形でその支援が人道的に使われているのかどうか、その点についてフォロワーはされておりますか。

それで、北朝鮮籍の船がそれをほとんど運んでいったわけなんですけれども、そのこともやはりこの米支援の中に約束として含まれていたのかどうか。そのことも含めて、この米支援を決定後、これは農政族から非常に強い要請があつて国産米を送つたわけなんです、その辺、その効果のほど、フォロワーはどういうふうなされているのか、その後これが交渉にどういうふうな状況に、いゝ影響を与えたと大臣としてお考えになつていらつしやるのか、ちよつとお伺いします。

○國務大臣(田中眞紀子君) 北朝鮮への支援は、海野委員も既に御存じのとおり五十万トンを決定して、現在は十九万トンが既に出してあるといゝ

状態でございます。これについてはいろいろな議論が各党内でも世間でもあったことは事実でございますけれども、こういう決断をずつとしてきているわけですが、結論だけを言いますと、これを長いプロセスの中で見てやっぱり生きたものであったという形にする、国交のない国でありますけれども、あれだけ苦しい生活をしている方が多いという情報もたらされている中、この支援が結果として生きたものであるというようにならないかなと思っています。

そのためには、人道的支援と言っていますけれども、これが本当に北朝鮮の一般の方々のところに行つたのだろうか、そういうチェックができない、そういうもどかしさがあって、私もそういう思いをしたことがありますけれども、実際は配付の状態のモニタリングをする世界食糧計画、WFPというのがありまして、そこが常によくその状態のモニタリングをして、結果を私どもも受け取っておりますので、ですから、そういうような心配はないというふうに思わざるを得ませんし、またそうであるというふうに思っております。ですから、繰り返しますが、長い目で見てこれが生きた形になって、そしてお互いの両国民の幸せにつながるようにしたいというふうに考えます。

○海野徹君 それでは、今、大臣御答弁をされたわけなんです、前には、大臣御自身が米支援というのはいかがなものかというような発言をされておりましたよね、以前は。ということは、米支援に対して賛成というふうな御意見を持っていたらっしゃらなかったと思うんですが……

○国務大臣(田中眞紀子君) そんなことはないです。

○海野徹君 そんなことはないですか。

私どもが聞いている限りでは、米支援に対しては昨年の段階では反対しておられるような発言を聞いておりますが、現在はそういう状態でないということをお答弁から私は推察するわけなんですけれども、その辺、何か昨年からことしにかけて

変わっていらつしやるのか、それが何なのか。あるいはいともたそういう発言をしたことがないということなのか。よろしくお願いします。

○国務大臣(田中眞紀子君) これはまた時系列的な問題がしっかりと整理されていないので、また気が変わったかというふうなことを言われるといけませんし、一人の議員の発言をずつとミサイルのように追つて報道したり、あるいはフォローしている議員さんがおられるとは思わないので、突発的にあちこちを拾つてはら連つていっているほら違つているというふうな継ぎはぎでされたいけませんので、今後のためにもはっきり申し上げたいと思いますが、米の支援はしなくて全然いいなと思います、米の支援はしなくて全然いいなと言つたことは一度もございません、私の口からは。ただ、拉致問題がありますし、それからミサイル等の安全の問題等もありますから、この北との問題については極めて難しい問題があるということなんです。

ところが、むしろ私は、国が十万吨ぐらいからやるかとか、五十万吨にしようとか農林委員会で議論があつて、私もその議論をずつと聞いておりました。

ところが、北朝鮮が最初はイタリアと国交を、たしか私の記憶が間違つていなければ国交を回復しましたね、最初に。先生御存じでいらつしやいますよね。その後次々と、特にオーストラリア、たまたまきのうダウナー・オーストラリア外相と会つたのでそのことを話して、たまたま触れたんですが、オーストラリアとも、次々と今はもう十一カ国ぐらいと国交を樹立しているのではないかと、思ふんですが、あのときに私はこれは大変なことになると。

日本が一番手を差し伸べられるのは米支援なわけですから、そのときに同じ教条主義を言つていたりするのではなくて、一番できるカードとして、あのほかの国と国交を樹立する前に早い段階で日本が拉致事件等を解決するには百万トンでも、日本は在庫があるわけですから、ばつとカードを切る。タイミングの問題なんです。これをやつた方

がいいんじゃないですか、政治的にということはあるテレビ局で発言いたしました、生出演で。それが政治だと私は思います。こう言つたのに、こう言つたから、延々と三十年も五十年もあつたああ言つたああ言つたと言つていられるんだつたら政治家は必要ないし、外交も必要ないんです。

それが冒頭申し上げた、聞いておられたかどうかはわかりませんが、聞いておられたかどうかに、タイミングを見て、ここだということにはばんとカードを切るんです。それがなかったために米の援助問題もまだ何か日本もいかげんなままであるのかと思つておりますが、いろんな国と国交を樹立なさつていて、きのう豪州のダウナー外務大臣との話をしたら、そうだと、食糧援助、食糧が一番困つていられるんだということをおっしゃつていましたので、北が、ああ、やっぱりあのタイミングだったんだ。拉致の問題等も考えるとちよつとほぞをかんでおりますけれども、何分にも一人で物事は決められませんから、そういうことが経過でございます。

○海野徹君 大臣がおっしゃつたように、百万トンと、人道援助で本当に困つていらつしやる方々に食糧が行くという状況になれば、百万トンという数字はあつてしかるべきだなと私もその当時思つておりました。そういう意味では、大臣と全く同じ考えなんです、じゃ、昨年の段階で反対していたということはなかったということですね、変わつていないということですね。

○国務大臣(田中眞紀子君) ないです。

○海野徹君 わかりました。それで結構です。

先ほど、フォローを今どうやってやっているかということ、モニタリングで聞いているから大丈夫だろうという話なんです、これも新聞報道でしか私どもはわからないわけなんですけれども、ドイツのノーベル・フォラーツェンという博士が北朝鮮で医療活動をやつていたんです。そういう活動中に国外退去されたわけなんです、彼が本当に食糧が援助されるべき対象の人たちに行つていないというようなことを実態として述べ

ていらつしやる。それが軍の食事の改善につながつて、国境警備が非常に強化されたというような報告をされているわけなんです。

そういうふうなドイツ人の医者の報告、そしてモニタリング、両方を勘案して我々は効果があるように本当に必要なところへ食糧を支援していかなくちゃいけないと思うんですが、この点については、そういう情報との関連で、先ほどモニタリングをやっているからいいんじゃないかと思うんですが、もうちよつと突つ込んだフォローの仕方があるんじゃないかと思うんですが、その点、どうなんですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) その前にほんの一言、私は米を援助してはいけないと言つたことがないというこの誤解を解きたいと思うんですが、横田めぐみさんとか、そのほか蓮池さんとか、新潟県の私の実家のそばのところで、その方たちがこの被害者になつておられまして、そういう方たちがしょつちゅう会館にも来られたり、一緒に、一緒にという連絡、テレビに映つたこともあります。したがって、彼らは子供が帰つてこないのであれば、あの方たちは、御家族は、一粒たりとお米の援助はしちやならぬということをしよつちゅう私の脳でもおしやつていたところが映像に映つたこともありまして。

したがって、一緒にいるから、私の口から出ていなくても、ああ、一緒にいるのだから田中眞紀子も米は一粒も食べてもだめなんだと思ひ込んで方たちがいるだろうと思ひます。そのことが誤解を生んでいると思ひますので、そこを訂正させ、訂正というか、その誤解を解くために申し上げておきます。

それから、今のドイツの医師のことですけれども、この方の発言については報道では聞いておりますけれども、それが日本の米援助のことを具体的に触れているんでしょうか。そこは私はわかりません。ですけれども、今、委員がおっしゃるように、生きた援助でなければ意味がないというところは共通認識でございます、モニタリング以

外の方法が、今のWFP以外で何かいい方法を海野委員が御存じでいらつしやればぜひ教えていただけませんか。思いは同じでございます。何かございますか。

○海野徹君 その辺については、外務省の大臣がいろいろ指揮してやられる仕事ですから、ぜひ詳細な検討をしていただきたいと思ひます。

次に、米支援はある意味では北朝鮮にとっては一つの既得権益になっているんじゃないかなという思いがあるんですね。そうなるのはならない、そうであつてはならないと我々は思っているわけなんです。北朝鮮との交渉をどうしてやっていくかということなんです。この間、金正男と思われる人物が不法入国しようとしたことがありました。

これは、私これも報道で聞いている話なんです。それから、また誤解があるんだつたら、そういう理解を私どもはしていますから、大臣の方できつと答弁していただきたいんですが、人定と入国目的を明らかにするように指示をした、しかしこれらの点が明らかになる前に強制退去という手続をとつたということなんです。大臣としてはそのような手続を踏んでこの金正男と称する人間を強制退去したわけなんです。あるいは、人定をしなくて入国目的も調査しなくて、金正男という人間を特定しないで、わからないと言っていますから特定されていないと思うんですが、それで強制退去したとしたら、その辺、最初に指示したと現実と変わつてきているんですが、その辺はどういうような理由で変わったんでしょうか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 二つ指摘させていただきまが、今、委員の御発言の中に金正男と称する御発言がありました。速記を起せばわかると思いますが、本人はそう称していないんだと思ひます。特定できなかったんです。

そして、もう一つは、これは法務省マターなんです。入管の問題でございます。事が起こつたのは五月一日ですが、たしか、記憶が間違つていなければ、私は五月二日の日に事務方から聞

きましたので、これはあくまでも法務省マターとして処理をされて、ただ、その中間におきまして、外国との問題らしうございましたから外務省へもちらん連絡が上つてきまして、そして、警察等と緊密に連絡をとりながらああいう結論となりました。

○海野徹君 法務省マターだからということなんです。金正男かどうかということとをきつと把握することとか、あるいはその入国の目的が何だったかというような指示もされなかったということなんです。

○国務大臣(田中眞紀子君) 人定と入国目的が何であつたか、そのことは私から指示をいたしました。それは法務省から伺つてみてくださいということ。これは五月二日の段階で指示いたしました。

○海野徹君 マスコミであれだけ報道されましたから、それとやはり、中国が引き受けたということとは、国民的な理解からすれば金正男に間違いはないだろうということとを国民はみんな知つたわけなんです。金正男じゃないと幾ら言つても、そういう手続をした日本の対応、そして中国が引き受けた、じゃ、中国が北朝鮮との関係の中で置かれている状況を考えたとき、どうしても彼は金正男だろうなということに国民は理解せざるを得ないわけなんです。

彼の地位からして近いうちに北朝鮮の幹部として日本との交渉に当たる可能性があるわけなんです。そのとき、やつぱりそうだったのかということになるんじゃないかと思うんですが、その点についてこちら側は、外務省としてはどういうような国民に対する説明をそのときなされるんですか、これはある意味では将来の話なんです。あるいは、金正男自身が将来北朝鮮の交渉相手としてなることはあるだろう、あるいはそれなりの地位につくことはあるだろうというふうなお考えがあつて、特定せずにわからないままを通した方が国益につながる、そういうふうな御判断をなさつたんでしょうか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 仮定の問題の上にな

た仮定が屋上屋で重なつたようなことにはお答えを残念ながらできません。

ですが、あえて申し上げるとすれば、交渉相手とかそういうことはわかりませんが、日本の法律をお読みになればおわかりになると思うんですけれども、その中で、成田に入つてきたところが、シンガポールから来たそうなんですが、本人が希望すればそこに戻るか、あるいは、パスポートはあれは南米のドミニカかなんかだったらしいんですが、そこに行くのか、あるいは、本人の希望するところに出国させるということが、今回のケースはシンガポールかドミニカか本人の希望するところというチョイスが法律にしっかりと書かれていて、本人の希望が中国であつたのでそこへ送つたというだけのことでありまして、何度も申し上げます、この方が自分が金正男であるということは一度も言つていないんです。

ですから、人定が、違つ名前かどうか知りませんが、人定でも、そういう特定ができないということが実態ですので、事実ですから、事実に基づいて法務省が処理をなさつたということが実態でございます。

○海野徹君 法律的に確かに大臣がおつしやつていてとおりでありまして、本人がそういう希望をしたということですから、中国へ行つたということですから、それはそういうふうな理解をしておきます。

この問題が長引けば日朝正常化交渉に非常に問題が、悪影響が及ぶんではないかというふうな政治的判断もされたというふうなことだろうと思ひますが、この問題自体が日朝正常化交渉に影響が出るんでしょうか、出ないんでしょうか。

○国務大臣(田中眞紀子君) それも先ほど同じこととして、仮定のことにおさらお話をします。すしづらというふうな議論が行つていふ感じがいたしまして、その人物を特定できなかったわけですから、まずその第一段階が違つていまして、第二、第三についてはお答えのしようがありません。

○海野徹君 それじゃ、北朝鮮に対する最後の質問をさせていただきますが、これはアメリカン・エンタープライズ研究所のチャック・ダウンスという方が、北朝鮮外交というのはこんなふうに言っているんです。

北朝鮮は危機的状態を作り出しては、相手を交渉の場に引きずり込み、必ず利益を得てきた。相手が譲歩すればするほど図に乗つて要求してくる。また、北朝鮮の見せる友好的で協力的な態度には必ずウラがある。時に北朝鮮は握手をして相手に感謝の念を抱かせたり、あるいは脅して席を蹴つて、相手を不安に陥れたりする。これは冷徹な計算されつくした交渉術であり、彼らはこの外交術を駆使する。その交渉術は、五十年間まったく変わつていない。

こういうふうな分析を述べられております。拉致問題あるいは不審船あるいは麻薬の問題、我々にとつてはもう看過できない問題があるわけなんです。これは人道的な問題でもありますが、人権の問題でもありますし、まさにテロを含んでいますから国際的な非常に重要な問題である。国際的にも普遍的な問題である。としたら、世界と一緒に北朝鮮にどう関与していくかというの、これは外務省が最低とらなくちゃならない作業だと思ひますが、今後の日朝国交正常化交渉についての大臣の御決意、あるいはこのいう方法でこういう考え方でやっていくんだというこの概要をお話したいだきたいと思ひます。

○国務大臣(田中眞紀子君) 答えは今、海野委員御本人がおつしやつた言葉の中にすべてあつたと思ひます。繰り返させていたくとすれば、国際社会全体がやつぱり働きかけて、善意で働きかけて一緒に生活できるように、交渉ができるようにすること、そのためには具体的には日米韓があらゆる意味で今現在も機能しているわけですから、そういう関係の中でもって窓口を開いて、一日も速やかに国際社会に入つてこられるようにすること、そういうことがテロであるとか不審船の

問題とか誘拐の問題等も解決することだと思いま
す。

そしてまた、現実にASEMの会議がこの
間あったわけですが、その場でも早速、もう国際
会議ですからその場でもつてどのようにして我々
が働きかけていかうかという話が現実にもう動い
ている、それほど世界は一緒になって行動してい
るということを感いたしました。そのことも御
報告いたします。

○海野徹君 通告を大臣にさせていただいたのが
まだちょっとあったんですが、時間の関係でまた
後日質問させていただくということで、中谷防衛
庁長官に質問をさせていただきます。

防衛政策、基本には防衛思想があるわけなん
ですが、やはり直近の紛争というか戦争を経験した
その経験にのつて防衛政策をやるといふのは
これある意味では国家としてやむを得ない状態か
なと思うと、日本が直接的に防衛ということ
を、国防というのを意識して戦争に直面したのは五十
数年前になるわけなんです。となると、その体
験からいふのは、日本の国防というか安全保障と防衛
政策というのはその延長線上でしか、予算につい
ても政策についても設備についても実施されてこ
なかつたんじゃないかと思うんですが、今環境が
変わつていふと思うんです。大きく変わつてい
ると思うんです。

その点について、日本の防衛思想、防衛政策が
自分たちの体験だけに縛られてきちゃったのか、
それともその都度その都度こういふようなターニ
ングポイントがあつて、変わつてきて現在に至つ
ていふのか、防衛庁長官の御所見をお伺いしたい
と思います。

○国務大臣(中谷元君) 日本の戦後の防衛体制と
いふのは昭和二十五年の警察予備隊からスタート
しておりますけれども、二度とも戦争の侵略行
為はしない、平和を旨としていろいろと制約が課
せられております。

その制約の一つとしては、防衛計画の大綱とい
うことで節度ある防衛、基盤防衛力を整備すると
いうこと

いう見地で成り立っておりまして、現在もその基
本方針のもとに防衛計画の大綱があり、五カ年計
画、中期防が策定されておまして、基本的には
戦後の防衛政策といふのはそういう思想に基づい
て成り立っております。

他方、ドッグイヤーと申しますけれども、情報
通信の発展が著しいということで、世界じゅうの
ITの進歩に合わせて防衛政策を見直していかな
ければなりませんけれども、近々の中期防におき
ましては、このIT、情報関連につきましては政
策等取り組んでおまして、高度なネットワーク
システムをつくつたり、指揮通信を情報通信の進
歩に統合したり、またサイバーテロといった情報
セキュリティのシステム、こういうものも五カ
年で整備しようという計画も立てておりますの
で、時代には適切に対応しているといふふうに思
います。

○海野徹君 具体的にいろいろな議論をさせてい
ただく第一段階としてお話をさせていただくわけ
なんです、例えばいろいろな装備があります。例
えばの話ですけれども、戦車がそれこそ千両近く
今国内にあるかと思うんです。これは今長官が
おっしゃつたような状況の中で、我々の安全保障
の環境の中でこれはどうしても必要なものなの
でしょうか。それにまたは張りつく要員といふのは
絶対的に必要な要員なんですか。

○国務大臣(中谷元君) 私は必要だと思つており
ます。私は、戦車においても国の最後の守りの一
線なんです。当然航空機、海からやってくる可
けれども、それが第一線、第二線であつて、最後
の第三線のライン、ラグビーで言うならフルバツ
クですね、ここを打ち破られたらもう得点されて
しまうという最後の線であつて、これがしつかり
しておくと第一線からの防衛につながつてい
く。いわゆる敵に侵略させる意図をなくしてし
まうという意味では、最後の線でこいつた装
備を持つということとは不可欠なものであるとい
ふふうに思います。

○海野徹君 最近のヨーロッパにおける紛争なん
か、中東紛争とかヨーロッパの紛争、それはな
いように思ふんですけれども、また後ほど議論し
たいと思います。

この情報戦の時代、あるいはIT革命が戦争の
思想を変えているという中で、この間EP3が中
国によつて解体されて分析されているというよう
な、当然それはもうあの付近といふのは情報戦の
本場に真つた中といふようなところですから、
中国がそれを行うのは当然のことだと思ふん
ですけれども、日本もEP3持つていきます。解
体して分析されたらこれは機能しなくなるんじや
ないかと思ふんですが、その点についてどうい
うな考えを持っていますか。

○国務大臣(中谷元君) 米軍のEP3につ
きましては、非常に最新の高度な情報通信機材が登
載された最新鋭といふふう聞いておりますが、我
国もEP3を保持しておりますけれども、我が
国のここの情報通信機材におきましては独自の開
発でありまして、米軍とは電子戦のデータ収集装
置が異なつておまして、米軍が捕獲されたとい
う点において我が国のシステムまた情報収集に与
える影響といふものはないといふふう聞いてお
ります。

○委員長(服部三男雄君) 時間ですから。
○海野徹君 中谷長官にまだ聞きたいことが
ありまして、冷戦終えん後の問題と、それと情報
戦時代の問題について、これからの安全保障がど
うあるべきなのか、日米安全保障がどうあるべき
なのかということも議論させていただきたいと思
ひますが、時間が来ましたからこれで終了させて
いただきます。

○委員長(服部三男雄君) 午後一時に再開するこ
ととし、休憩いたします。
午後十一時五十分休憩

午後一時開会
○委員長(服部三男雄君) ただいまから外交防衛

委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。
本日、吉田之久君が委員を辞任され、その補欠
として櫻井充君が選任されました。

○委員長(服部三男雄君) 休憩前に引き続き、外
交、防衛等に関する調査を議題とし、外交の基本
方針及び国の防衛の基本方針について質疑を行
います。

質疑のある方は順次御発言願います。
○櫻井充君 民主党・新緑風会の櫻井充です。
私も、外務省改革といふものをぜひ田中大臣に
進めていただきたい、応援団の一人だと思つてお
ります。

きょうは幾つかの案件について質問をさせてい
ただきますけれども、私たちが調べている中でな
かなか十分に資料が入らないがゆえに実情がわ
かつていないといふものもございまして、その辺
のことについてぜひ田中大臣に調べていただきたい
い。そして、できれば我々の調べているものが実
際は違つていふのかどうか、その辺のところを御
報告いただければなといふふう思つておりま
す。

まず最初に、質問に入る前になんだけれども、
五月二十五日に外務省の在外公館課長さんが四十
六歳の若さで亡くなつております。まず、心から
御冥福をお祈りしたいと思ひます。

この方は、基本的には機密費詐欺事件など、在
外公館の経理、人事、査察のあり方に関しての改
革案の取りまとめに当たつていた方だといふふう
にお伺いしているんですけれども、この方は四月
の下旬に体調を崩して五月に亡くなつたというこ
となつたんですが、これは過労死とかさういふこと
で亡くなつたといふことではないんでしょうか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 外務省は五千人近い
職員がおりまして、私も着任して一カ月ですので
全部の方の情報は、詳細はわかつておりませんし、
病状につきましては個人のプライバシーもござい
ますので、今直接お答えすることは残念ながらで

きません。ただ、御冥福はお祈りいたしております。

○櫻井充君 もともと内科の医者でございまして、やはり健康管理ということが非常に大事なことになるだろうと思います。そういう意味で、やはりそういう役職につかれる際に健康管理というものをきちんとされなければいけないんじゃないかというふうに思います。

それから、それと相まって、この方が非常に重要なポスト、要するに改革案の取りまとめを行っていらつしたようなんですが、倒れてから約一カ月間このポストというのは一体どういうふうになっていたのございましょうか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 詳細はちよつと事務方から、官房長からお答えをいたさしますが、よろしいでしょうか。

○櫻井充君 はい。

○政府参考人(飯村豊君) 田中前在外公館課長でございまして、三月の半ばに――大変に失礼いたしました、高橋在外公館課長でございまして、三月半ばに着任いたしましたので、四月上旬に検査を始めて、その後治療に入っております。まことに残念ながら先週逝去されたわけでございまして、先ほど委員御質問のありました改革案の取りまとめ、これは、外務省の官房におきましては会計課長それから総務課長が中心になりました。事務方では作業を進めておりまして、在外公館課長は直接は関与しておりません。

他方、在外公館課長がこのように早く逝去するとは思っておりませんでしたので、後任は発令せずに対応でサポートをしていた、そういった状況でございました。

○櫻井充君 あわせて人事のことについてちよつとお伺いしたいんですけれども、今回、田中大臣が凍結されております。そして、私が知っている範囲では査察大使の方がたしか三名、これは新聞報道なんですけれども、三名の方が今度査察大使になられるというような報道もあったわけですが、きのう外務省の方にその資料を申しました

ところ、査察大使の人事については決定されていないというお話もございました。

その査察大使も含めまして、小寺ロシア課長ですか、この方々の人事というのは現在どういうふうになっているのか、その点について教えていただきたいと思ひます。

○国務大臣(田中眞紀子君) 現在は査察大使は一名だというふうに承知いたしております。そして今後は、先生がおっしゃるうとしておられる査察の必要性ということも勘案いたしまして、増員する方向で検討をいたしております。

それから、おっしゃった課長のことにつきまして、現在、ロシア課長として仕事に精励をしてくださっております。

○櫻井充君 それで、外務省で田中大臣が人事に關して凍結したことに対して異議を唱えていらつした方がいらしたような気が私はいちいちするんですけれども、改めて法制局の方にお伺いしたいのは、外務省の人事権というのは一体だれにあるのかということ、まずその点について御説明願ひたいと思ひます。

○政府参考人(阪田雅裕君) お尋ねの点でありますけれども、一つは、特命全權大使それから特命全權公使等、特別職の外務公務員の任免につきましては、外務公務員法八条一項及び第二項の規定によりまして、外務大臣の申し出により内閣が行うということとされております。このうち、特命全權大使、特命全權公使については、御承知のようにさらに天皇がこれを認証されるということになっております。

他方、特命全權大使、特命全權公使等でない普通の外務省の職員、これは外務公務員法では外務職員というふうには呼んでおりますけれども、この外務職員につきましては一般職の国家公務員でありますから、国家公務員法第五十五条等の規定によりまして、その任命権は原則として外務大臣に属しているということであらうかと思ひます。

○櫻井充君 そうしますと、基本的にはその任免権というのは外務大臣にあるらうと思ひます

けれども、実際の人事というのは一体どういう過程で決定されているんでしょうか。そして、実際に本大臣に任免権というのはあるんでしょうか、今の外務省の中に。

○国務大臣(田中眞紀子君) これも正確を期するために事務方が答弁をいたします。

○委員長(服部三男雄君) 櫻井委員に尋ねますが、事務方でもいいんですか。

○櫻井充君 はい。

○政府参考人(飯村豊君) これは、ただいま内閣法制局の方がお答え申し上げたとおりでございまして、ランクによつて違ひまして、例えば特命全權大使等は外務大臣の申し出によりまして内閣の任免ということでございます。

それから、若い方々は、例えば、非常にランクによつて違ひますけれども、人事課長が実際の人事のプランを立てまして、最終的には場合によつては次官、場合によつては大臣に御決裁をお願いして決定しているということでございますけれども、いずれにしても、外務省の職員の最終的な任命権者は外務大臣というふうに了解しております。

○櫻井充君 大臣にお願いなんですけれども、やはり外務省を改革する上において人事というのは非常に大事なことになると思ひますし、今法制局からも話がありましたとおり、これは大臣がすべてその権限を持ていらつしやるわけですから、ぜひ頑張つて省内改革ということを進めていただきたいと思ひます。

そして、その上でもう一つなんです、査察大使に關してですけれども、私は以前この委員会では査察大使の問題点を随分取り上げました。というのは、実際、査察大使という方が査察に行つたとしても、例えばどういふことかといふと、緊急用の電話がないから電話機をつけたらいいんじゃないかと、ここは邦人の方が多く見えるから人員が足りないのか、一人ぐらいいふやしたらいいんじゃないかと、その程度のことしか、査察大使の方が行つたからといって改善されているわけ

ではありません。その査察資料というのが大体年間二千七百万かかっているわけであつて、果たしてこういう査察大使というものを強化して外務省の改革になり得るのか。私の感覚でいいますと、いわば新湯沸きのような形です。

そしてもう一つは、この査察大使というのは二人の事務方を連れていくようなんです。いわば助さん格さんを連れて世界を漫遊しているようなものなんですけれども、こういう人を果たして強化するためにふやさないといけないのかどうか、ぜひ外務大臣の御所見をお伺いさせていただきますと思ひます。

○国務大臣(田中眞紀子君) まず、二つお答えしたいと思ひますが、一つは、今、櫻井先生がおっしゃつたような実態であるかどうか私も着任早々でよくわかりませんが、よく実態を検証いたしましたので、そして、それが機能するように、助さん格さんを連れていったらその方がよりよくなるように、そうでなければ必要ないわけですから、その動かし方に、地域にもよるでしょうし、そういうことを適宜よく判断ができるように、よく情報も得て指導もしてまいります。

それから、人事の問題ですが、先ほど官房長が申しましたけれども、この中に答えがあつたので、私もはつと、やつぱりそうだったと思ひましたけれども、今回の凍結に当たりまして、私も、法制局はもちろんです、事務次官にもよく聞きまして、ワンマン体制でやつたというふうなことを流されて、そうでなくても揣摩憶測でマスコミから相当私も人権侵害されて、それがまたさらに委員会等で言われて、その弁解ばかりに終始するがゆえに本来の外交ができずにおりましたので、こういうことをなくすために、今こういう発言がありましたね、若い人は人事課長、そこから次官に行つて大臣。その大臣については、私はほかの大臣をやりましたときにも、ただ紙が来るだけですから、事務方にお任せして、人事なんかには口を出したくないと、基本的にはそう思っております。

○櫻井充君 ありがとうございます。

やはりその意気で頑張っていたいただきたいというふうに思います。

それで、我々、市民の目線で見たとときに、ODAのあり方、特にきょうまず一例を示させていただきましても、ケニアのソンドウ・ミリウ水力発電事業について、これがどう見てもこのまま援助を続けなきゃいけないのかどうか非常に疑問がございます。

まず、財務省の方にお伺いしたいんですが、ケニアの財政状況が非常に悪化している中で、この先こういうODAの事業を続けなければいけないのかどうか、その点について財務省としての考え方を伺いさせていただきたいと思っております。

○政府参考人(溝口善兵衛君) この案件につきましては、現在、財務省ほか外務省等関係省庁が、ケニアの経済社会状況を総合的に勘案しつつ、慎重に検討している状況でございます。

ケニアの財政状況につきましては、干ばつの影響などもありまして若干悪化しているとは承知しておりますけれども、現在、総合的に対応を検討しているところでございます。

それから、それぞれの国の財政状況と申しますのは、その国の経済状況あるいは世界経済の状況等々いろんな要素に、要因に影響されるわけでございますから、こういうものをよく見て検討すべきものだと考えております。

○櫻井充君 つまり、ケニアの場合には、延滞債務、二〇〇〇年十一月のバリ・クラブでリスケジュール、要するに債務繰り延べが決まったばかりだという状況ですから、果たしてその国に、もちろん必要なものであれば援助していくべきところもあるのだろうとは思いますが、けれども、もう一点、このプロジェクト自体が果たしてケニアの国民の方々にとっていい案件なのかどうかというところを検討しなければいけないだろうと思っております。

まず一つは、これが環境案件ということに指定されているわけですが、水力発電所をつくるという

ことが果たしてその環境案件に当たるのかどうか、その点についての外務省の見解をお伺いさせていただきたいと思っております。

○政府参考人(面田恒夫君) お答えいたします。

環境案件に当たるかどうかについての御質問でございますが、政府が環境案件を取り進めるに当たりましては、環境の定義はやや広目にとらせていただいているのは先生御案内のとおりだと思います。水力発電所を含めまして、例えば水力の場合には大気汚染等が出てこないとか、いろんな形でもって基本的に環境に対してはよりよい、フレンドリーなものだという理解をしておりますので、もちろん具体的な、ケース・バイ・ケースでございますが、場合によっては環境案件という取り上げ方をこれまでもいたしているところでございます。

○櫻井充君 外務省のまず認識をお伺いしたいんですが、この案件が今事業を行っているその地域に対して現時点でどの程度影響を及ぼしているというふうにお考えでしょうか。つまり、正のというよりも負の影響というのはいくほどの程度ありだというふうに認識されておりますか。

○政府参考人(面田恒夫君) お答えいたします。

この案件は、御案内のように、ケニア政府から大変に高いプライオリティーでもって要請がありまして、これまで、第一期におきましては、その意義を認めまして円借の対象として実施をしてきたところは御案内のとおりでございます。他方、一部のNGOの方を初めとして、住民の移転問題あるいは広い意味での環境問題について問題があるのではないかとという問題提起がなされていることは十分承知をいたしております。

私たちとしては、ケニア側に対しては、このような問題を十分にクリアするようにということを重ねて申し上げておりますし、またケニア側におきましても、対話集会等を行うなどしかるべき手当てをしているものというふうな理解をいたしております。

○櫻井充君 しかし、この計画自体そのものが

なり難しいというか、無謀だったというふうな思ふものがございます。

ちよつと、きょう資料をお渡しすればよかったのかもしれないけれども、その川の水量、月ごとの流量を考えると、乾季それから雨が少ない時期、一月、二月、三月、それから十月、十一月、十二月というのは水力発電に必要な水量よりもかなり下回るというふうなことが実はもう最初からわかっていてるわけです。ですから、そのために、実はこの流域で農業やそれから漁業を行っている方々にまず多大なる影響が出るのではないかと

いうふうにも言われております。

それから、取水地の下流にオディノの滝がございますけれども、これはその地域の方々にとってとても神聖な場所として、この滝も、こういう事業を行うことによって、もしかすると流量が減ってしまつて滝がなくなってしまうかもしれないというふうにも言われておりますし、それからもう一点ですが、その滝そばで魚が繁殖しているというふうなこともあるわけですが、これも枯渇まではいかないけれども水量がかなり減ってしまうなど、地元の方々に対しているような影響が出てくるのではないだろうかというふうな言われておるわけがございます。

まだこれだけじゃなくて、今の仕事をやっている最中にも実はいろんな問題があります。今回ぜひ知っていただきたいんですが、タンクで道路に水をまいているんですけども、これは実は汚水、汚水といいますが、し尿をくんで、そのタンクがまた同じように水をくんでその辺にばらまいているんです。つまり、どういふことになるかというところ、とてもじゃないけれども衛生環境がよくないとかそういう状況にはないのにもかかわらず、調査してみると、環境がよくなる、衛生環境がよくなるというふうな調査結果になっているわけなんです。

外務省として、本当にどの辺まできちんと調査されて、この案件が継続で、しかもケニアにとつて、ケニアの方々にとっていいと判断されている

んでしようか。

○委員長(服部三男雄君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(服部三男雄君) 速記を起こして。

○政府参考人(面田恒夫君) お答えいたします。

ただいまの水の量に関しての御質問でございますが、私たちの調査を通じて、先生御指摘のとおり、当然その地域の特性からしまして雨季と乾季で大変に水量には差が出てまいります。年平均流量が大体毎秒四十一立方メートルというふうに見込まれておりますけれども、このような、雨季におきましては大変に豊富なものになりますし、乾季においては、年によって差がありますが、かなり少なくなるということはお指摘のとおりでございます。

したがって、今回の計画をつくるに当たりましては、いずれにしましても、導水路にソンドウ川の水が引かれた後も、生態系への影響を緩和するために必要な河川流量を確保するという大前提のもとで計画が立てられているというふうな考えでおります。

それから、先ほど、地域住民等々に対する負の影響がたかさん出ているのにもかかわらずさらに進めるのか、今、現地においてはこういう対応になっているのかという御質問でございましたが、先ほど申し上げました対話集会を通じて技術委員会というものが、事業の実施者、地域住民、NGO、有識者から構成されるものがたまたま設置されておまして、それにはそれぞれ分科会もございまして、毎月、さらには年に四回のペースで委員会が行われております。ここで環境あるいは住民移転の問題を含めましてありとあらゆる問題について議論ができるという仕組みができておりますので、そこでしかるべき対応ができることを希望している次第でございます。

○櫻井充君 大臣、ぜひもう少し知っていただきたいことがありますので。

アクセス道路をつくって、この周辺のほこり被害によって、子供のぜんそく、肺病、それから女

性が片目の視力を失う、家畜が視力を失うなど深刻な事態がまず明らかになっている。それから、工事の汚水が地域住民の農地に流れ込み、土壌汚染が進んでいる。それから、家畜が畑にたまってある工事の汚水を飲んでおり、その影響が心配。まだこれは影響が出ていないようです。それから、トンネル工事の始まった昨年十月ごろから、年間を通じてかかっているのはなかった地域の小川や泉がすっかりかかれてしまった。このため、飲料水や家畜に飲ませる水、畑の水も遠方までくみに行かなければならなくなるとか、それから大量の砂を採取したために土壌の荒廃が進んで農地に適さなくなるとか、それから水系伝染病やマラリア等の増発のおそれが指摘されるにもかかわらず、保健施設の充実などそれに対する適切な措置がとられていないのだ、現地で調査されているNGOの方からこういう報告も受けております。それは、先ほど市民の目線という話を私はいたしましたけれども、市民の方が見るとこういう案件でございます。

〔委員長退席、理事鈴木正孝君着席〕

ですから、ぜひ大臣は、先ほどのお話ですと市民の目線ということでしたので、もう一度この案件を見直していただきたいのと、それからもう一点、ちよつと思議なことがあるんですが、このプロジェクトもフェーズⅡに入っておりますが、プロジェクトの借款の仕組みというのがありますけれども、その借款の仕組みで言いますと、このフェーズⅡというのは一体どこまで進んでいるのか、それについて教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(西田恒夫君) お答えいたします。先ほどNGOについて御言及がございましたけれども、ただいま申し上げました委員会にはNGOの代表の方も入っております。当然のことながら、NGOとしていろいろ御意見がある場合には、この場を通じて御意見が反映され、委員会としての結論を出されていくものというふうに承知をいたしております。

それから、フェーズⅡはどうなっているのかという御指摘でございますが、これは御案内のとおり、現在まだ正式な、いわゆる円借に対する政府の立場を決めます対応についてはなされておられませんので、慎重に検討という段階にとどまっております。

○櫻井充君 しかし、これは恐らく閣議決定がされて交換公文署名が行われて借款の契約が締結される、そしてその後入札ということになるんだらうと思いますが、もう工事の入札は終わっているんですかね。つまりは、非常におかしいと思ひますのは、こういう閣議決定が済まなければ入札ができないはずなのに、なぜもう入札が終わっているんですか、この案件は。

○政府参考人(西田恒夫君) お答えをいたします。御指摘のとおり、正式の入札はそのような日本政府として正式な決定が行われてからということでございます。したがって、今御指摘の第二フェーズに關しまして入札に關しましては、あくまでもケニア側がケニア側の責任において一定の見通しのもとに行つたものというふうに理解しておりますので、そのこと自体が直ちに違法とかそういう話には当たらないと思ひております。

しかし、日本政府としましては、日本政府としての正式な決定をした後、改めて、例えばJBI C等の調達ガイドライン等に則しましてこれを検討して、それが正式なものにふさわしいかどうかについて検討するということになると思ひます。

○櫻井充君 私、ここにちよつと公電を入手しておりますけれども、その公電によりまして、ある方がケニアに行かれたときに、円借款としては前向きに検討したいんだ、私が帰国次第、関係省庁に連絡、指示を行つて、本件プロジェクトへの円借款供与の迅速な検討を進めることを約束しようかという趣旨のことを述べられていてるわけですね。それがこういう形で公電で送られてきておりまして、これは平成十一年度、八月にもうこういう外電というんですか公電というんでしょうか、これが送られてきております。

つまり、この時点で、実はこれはもう前向きに検討するから、方向性を決めていくから、では入札まで済ませてくだされと。ですから、手続論としては非常におかしくて、こういう約束があったのかどうかということと、つまりは、こういう横やりをいただきたいことと、つまりは、こういう横やりがある政治家が行つていくということが、私は何かどうも黒い利権という中に一つ案件としてあるのではないかとこの件に關してきちんと調べていただきたいと思います。

○国務大臣(田中眞紀子君) ぜひ調べさせていただきます。これは四年前の政権下で発足したことだと思ひますが、基本的にはODAというのはやっぱり私たちが国民の税金でし、よかれと思つていい方向に世界に貢献していくということが本来の眼目、目的でございますから、その途中でやはり何か、今この問題を聞いていますと、大体途中で水の問題で、環境との関連でいろいろ問題化してきています。

そうであつても、またそのまゝ、もしも委員が発言なさつたように引き続き問題をあらみながら進行するのであれば、それをもう一度、国とそれからケニアの、この場合はケニアですが、相手の国とよく相談をしながら再検討するということと、ほかのODAのあり方も含めまして検討するということも必要であらうと思ひます。

〔理事鈴木正孝君退席、委員長着席〕

御示唆に富んだ指摘、どうもありがとうございます。

○櫻井充君 ありがとうございます。ODAの中でも一つは、このケニアの電力公社の方々が不正を働いているという話もございします。これは恐らくこの国に限ったことではないのだらうと思ひます。フィリピンでもいろいろ問題がございしましたから。しかし、そうしてくると、円借款の場合に必ずその国が日本に払わなければならないということになりますから、

そのお金はだれが払うのかというと、その国の国民の皆さんの税金で今度は支払われるということになります。

ですから、そのことも考えたときには、その国の国民の方にとつて非常にいいものであるというものと、それからもう一つ条件とすれば、やはりこういう中で、向こうは主には官僚の方のようですけれども、不正を働くようなことがないのかどうかということもあわせてきちんとチェックしていただきたいというふうに思つております。

それからもう一つ、ぜひ大臣に、これはまたお願いで大変申しわけございませんけれども、私は河野外務大臣の際に諸謝金というものについて質問をいたしまして、それについてきちんと調べますという答弁はいただいておりますが、これは資料がございしますのでちよつと大臣見ていただきたいと思います。外務省の諸謝金という予算の推移でございます。

昭和六十三年度は所管合計が四十一億だったものが平成十二年度には百三十一億と約三倍にふえております。このころの外務省の予算は一体どうだったのかというと、大体一・二倍程度にしかふえていないものが、この諸謝金というもののだけが三倍ぐらいになっているということでございます。外務省の方の答弁ですと、在外公館での警備等の問題があるんだという話でしたけれども、実際本当に在外公館だけがふえているのかといひますと、そうではなくて、本省の方もふえているという現状でございます。

我々は、一つおかしいと思つていられるのは、この諸謝金というのが、主に国際交流サービス協会というところにこの諸謝金からは二十億、それからほかのものを合算すると約三十億のお金がある。国際交流サービス協会という外務省の外郭団体に丸投げされております。そして、国際交流サービス協会というのは、旅券を発行する資格がないにもかかわらず、そこに旅券の発行をお願いしてありまして、結果的には、今度はそこは丸投げして国際サービス・エージェンシー、その会社さま

た委託するようなシステムになつてきておりま
す。

一部、私が調べている範囲では、その国際交流
サービス協会で不正請求が行われていて、キック
バックされているようなことがあるのではないかと
いうふうな指摘がございまして、その件につい
て河野外務大臣に予算委員会でも調べていただき
たい、そうしたら調べますということだったんで
すけれども、どこまで調査されているのか、その
点について教えていただきたいと思っています。

○国務大臣(田中眞紀子君) これは河野大臣から
お返事があつたんでしょうか。

私が今掌握している範囲で申し上げます。トー
タルで申し上げますが、委員長、ちょっと長いこ
としやべりませうけれども、ポイントは大変重要
でございますので、お時間をちよつとだけいただ
きたいと思っています。

○委員長(服部三男雄君) はい、どうぞ。

○国務大臣(田中眞紀子君) ODAの話にしまし
ても、このケニアの件だけではありません。外郭
団体に対する丸投げ、これも私は気づいておりま
す。内部からそういう話が来ます。これらにもつ
とアラートになつてくたさい、ここで大臣、頑張
れ頑張れという声が来ているんです。よく櫻井委
員はこれを掌握なさつていてと思いました。

それから、諸謝金につきましても、これはよく
機能するためあるものです。本当にしている
かないか、これは私はトータルで考えなきゃい
けないから、ちよつとずつ、一つ一つモグラた
きをするよりも、やっぱり定期的にこういうもの
は見直しをするというシステムをつくつた
らいかがでしょうか。これは皆様が委員会の中
でぜひ考えていただきたいと思うんですが、そう
しないと、やっぱり長くやっていると人心もうん
できますし、同じシステムが時代に適応しなくなる。
この政治改革、リフォーム自体が言われているの
もそうなんですが、やはり同じ人、同じシステム、
同じやり方はだめなんです。ですから、それを
やるようなシステムを全議員挙げて考えるという

ことだと思っています。

そして、国際交流サービス、これは前大臣が途
中でおやめになつたということで、キックバック
の問題等もあるのではないかとという質問が通告の
中でございましたので、けさ私が早目に、この委
員会が始まる間際、十分ほど前にじかに官房の総
務課に自分で電話をかけました、そこから。それ
で、どうなつていくかと言つたら、今は御説明の
できる状態ではないと言つたので、河野前大臣に
はしたのかと申し上げました。そうしたら何かも
ごも言つていましたので、とにかく今週中にひ
とつ上げてこいということを言いました。上げて
くださいと申しました。

ですから、言わなければ、やっぱり政治家、大
臣は旅人よりうちに末端まで思つていないんでは
うけれども、みんながみんなそうではない。国
會議員みんながそんなことを思つていないわけ
じゃないんだということを、やっぱり末端の五千人の、
これは外務省だけじゃないと思ひますよ、みんな
がやっぱりアラートになつたということが国をよく
し、政治に対する信頼を回復することだろうとい
うふうに思ひます。

○櫻井充君 最後ですけれども、諸謝金これ
だけ使われて、例えば北方四島の問題が解決す
るとか、それから北朝鮮の拉致疑惑の問題が解決
するとか、何らかの進歩が、前進があれば、我々
が見えてこないという点。それから、外務官僚の
若手の方々の中には、やはり我々はきちんとして
思つていらつしやる方もいっぱいいるわけでし
て、ぜひ田中大臣に頑張つていただいて、その辺
のうみを吐き出していただきたいのと、それから
今申し上げました査察大使の人事の案件。
それから、この諸謝金の国際交流サービス協会
を使つております国會議員は二人しか私が調べて
いる範囲ではないようなんですけれども、この
ケニアの案件に出てくる政治家は同一人物でござ

います。そういう意味において、どす黒い利権と
いうのがそういう中にもたらされているのかなと
いう感じがいたしております。ぜひその辺のこ
ろもきちんとした形で調査いただきたい。

つまりは、国民の皆さんから預かつている税金
をこういう形で使つていくわけですから、それが
この国のためにきちんとした形で使われるよう
に、田中大臣、ぜひ改革をお願いしたいと思
ひます。よろしく願ひいたします。

○国務大臣(田中眞紀子君) 伏魔殿という言葉は
使いたくなかつたんですけれども、やはりその一
端にスポットが当たつたのかなという思いがいた
しました。ぜひ先生方、皆様の御協力を挙げてお
願ひいたします。

○櫻井充君 終わります。

○益田洋介君 まず最初に防衛庁に伺いたいんで
すが、防衛庁を応援する立場の者としては非常に
残念な事件がまた起きてしまいました。それは、
海上自衛隊の覚せい剤の隠ぺい事件、横須賀の通
信隊の二等海尉というのが、部下であつた三等海
曹の小池被告が所有していたあるいは使用してい
た覚せい剤、それから注射器を発見していながら、
それを隠ぺいしたと。さらに驚くべきことは、こ
の逮捕された、書類送検された二等海尉の上司が
隊司令に報告をしたところ、自分で処分しろと、
こういうふうな命令であつた。この小池被告は、
二十五日に下関の地裁で第一回の公判が行われた
際の罪状認否では全面的に検察の冒頭陳述を認
めたということでございます。

これら一連の組織ぐるみとも言える事件につい
て、中間報告といった形で防衛庁に報告を求めま
す。

○政府参考人(柳澤協二君) 申し上げます。

この事件は、海上自衛隊の下関基地隊の海上長
が覚せい剤の使用ということで下関市内で逮捕さ
れたところから始まつておるわけでございませ
うが、この三十歳の士長でございますが、四月二十
日に懲役一年六ヵ月、執行猶予三年の判決が下さ
れております。なお、防衛庁として、三月十三日

にこれを懲戒免職としております。

この者の自供といましようか、この者から覚
せい剤を購入したということで、今先生御指摘の
横須賀通信隊の三等海曹、婦人自衛官でございま
すが、これが同じく逮捕されて、五月二十三
日に第一回公判が済んだところでございませう。こ
れにつきましても五月二十一日に懲戒免職処分と
してあります。

なお、さらに先生お触れになりました当時の小
池被告の上司に当たります横須賀通信隊の川尻二
等海尉、これは小池被告の属する分隊の分隊長で
ございまして。これが小池被告が所持していた覚
せい剤をみずからの判断で、上司の了解を得て、
これを破棄したわけでございませうけれども、その
破棄処分するまでの間の保管につきましても、覚
せい剤取締法違反の所持の容疑で書類送検されて
いるところでございませう。

海上自衛隊としては、こうした事実でございま
すので大変重大に受けとめまして、その隊員が所
属しておりました横須賀の地方総監部と佐世保の
地方総監部にそれぞれ事故調査委員会を設置して
事実の解明を開始したわけでございませう。さらに、
お触れになりました横須賀通信隊における覚せい
剤の不法処分あるいはそれに絡む報告要領ないし
隠ぺいといったことについても、海上幕僚監部を
中心に調査を行ひまして、その部分について先般、
防衛庁長官にも御報告をしたところでございま
す。

それによりまして、先生もお触れになりました
のでごく手短かに申し上げますが、事の発端は昨年
の十月二十日に横須賀通信隊の小池三曹が意識不
明で職場で倒れたわけでございませう。その際に、
横須賀病院に入院をさせましたわけですが、彼女
の個人的な荷物を病院に運ぶためにロッカーのか
ぎを探しておつたところ、そこで彼女の持ち物の
中から注射器とそれから無色透明な顆粒状の物体
というものを発見いたしました。当時、発見した
班長は、すぐその部隊におりました副長に報告
をしたわけですが、副長は、これは自分は

見なかつたことにするというようなことで、当面もに戻すように指示したわけでありませう。

発見した班長は、翌日、先ほどの川尻でございますが、分隊長にこれを報告いたしました。分隊長としては、これは非常に覚せい剤の疑いが強いという認識は持っていたわけでありませうが、本人が三日後に退院をしまひまして、そこで隊司令のところで本人から事情を聞きまして、ところが、本人は友人から譲り受けたビタミン剤であるというようなことを申し出ておりまして、川尻としては、非常にこれは覚せい剤であるという認識はあつたわけでありませうが、本人に対して二度とこのようなことをするなという言い含め、そしてその上司である副長、通信隊司令の了解のもとに、これを自分の自宅に持ち帰つて破棄したという事案でございます。

もとよりこういう事案については、当然、上部機関であります横須賀地方総監部、さらには海幕を経由して防衛庁長官の方にも報告をすべき事案でございます。そうしたことを怠つて事案の発覚をおくらせたということ、これは結果的に部隊の中での隠れいと言われても、評価されても仕方のない事案であるというふうに私も認識いたしました。先般これらの行政上の取り扱いの関係でも停職等の処分をしたところでございます。

○益田洋介君 長官、これは函館の地検が十七日、同じようなやはり覚せい剤の吸引の容疑で自衛隊の三等陸曹を函館地裁に起訴している。繰り返すこういう問題が起きてくるんですね。私は、国民は自衛官とかそれから警察に関しては、国民の生命だとか財産を守るという立場の人たちなので、こういったモラルについては非常に期待をしているわけでございますから、言ってみれば国民を裏切る行為を繰り返しているわけですよ、防衛庁は。どういふふうにお考えですか。

○副長官(秋山教蔵君) 益田先生の申されたとおりでありまして、もう全く防衛庁といたしましては二言がありません。

この点について長官からも私に御指示がござい

まして、これは国を守りあるいは国民の生命、財産を守る崇高な任務を帯びている自衛官がこんなていらくなことでは一体日本がどうなるのかなという思いがいたしました。

私が特にいたしましたのも、これは少し余談になりますが今日でも、私は大蔵政務次官をやったときから今まで、家内の名前でも麻薬探知犬をもう九頭寄贈いたしました。そして、水際作戦で麻薬の撲滅運動をやっている最中に私は防衛庁副長官として任命されたわけでありませうが、こういう事案が飛んでまいつたときに、これは何をやっていふんだと。第一線で、しかも自衛官としての誇りと国家国民のため、生命、財産を守るという崇高な任務を帯びている者がこういうことをしていいのかという気持ちになりました。

私は、長官の命がございましたので幹部を集めて、皆さん、セクション、セクションにいる責任者は、昔から言うじゃありませんか、子供は親の背中を見て育つんだと。立派に生活している親御さんの子供さんは素直に育っているじゃないかと。だから、自衛隊もまさにこれだと。班長から統幕議長に至るまで徹底してこの趣旨を守り、皆さんがそれぞれのセクションの長に対して信頼ある行動をとれるような教育をしなさいと言つて、私は皆さんに申しつけたところであります。

この件については、益田先生、まことに申しわけない、ごんきにたえない思いであります。お許しを願ひたいと思ひます。

○益田洋介君 本当に残念なことだと思ひます。ましてや今、防衛庁をエージェンシーからミニストリーに格上げをしようじゃないかという声があつちこちから起つていてる最中に、こんなことをしていただれも支持しませんよ、できなくあります。

長官、いかがですか。
○國務大臣(中谷元君) 国を守る自衛官は、国民に対して安全と安心を与える存在でなければなりません、人一倍我が身を律する立場にございま

す。このような事件が起きて、国民の信頼を失うことが起こりました点につきまして、この委員会のおかりしまして心よりおわびを申し上げます。どういふふうにお考えですか。

なお、今後につきましては、先般、各幕僚長に厳しく指示をいたしまして、この事件の解明と再発防止を徹底したところでございませう。今後二度とこのような不祥事が起こりませんように、全力を尽くして一層隊員の服務指導に当たる所存でございます。

今後とも御指導よろしくお願い申し上げます。
○益田洋介君 次に、田中防務大臣に伺いたいと思ひます。

二十日のニューヨーク・タイムズで、アメリカ政府が、ことし十一月に取りまとめる目標が設定されています生物兵器の禁止条約の検証議定書、これは新政権においては拒否するという意向であると、こういう報道をしているわけでございます。非常にこの問題とあるいは京都議定書、地球温暖化防止の議定書についてもそこから逸脱しようとしている。アメリカの現政権の国益中心主義というものが非常に目立っている現状でございます。

この点について、外務大臣、どのようにお考えになるのかということ、さらには、総理が訪米する前に訪米されたいと。きょう、与党の三幹事長が訪米したわけでございますが、この日程の調整というのはいかですか。できない場合に、アメリカに、生物兵器禁止条約の検証議定書を拒否するといったような動向があるに付いてアメリカの國務長官と話し合う予定がございませうか。

○國務大臣(田中眞紀子君) この生物兵器の禁止条約批准の問題ですけれども、これはアメリカも具体的にまだ立場を決めていなくて、交渉中といひますか検討中であるということ、事務方を通じて聞いております。今の段階では情報も十二分でございますので、コメントはできないということ、を申し上げざるを得ません。

から、この重責を担うようになりましてから、日米同盟というものが基本であるということはずっと私の政治家としての信念でございました。途中から違つたことが随分報道されたんですけれども、私はずっとその機会を考えておりましたが、総理が行かれますので、その前の段階に行かせていただいてよろしいだろうか、意思疎通を図りたいということをこの週末に官邸にASEMの御報告をしながら参上したときに直接伺ひましたら、ぜひそうしてもらえればその方がありがたいという話をいただきましたので、その場で官邸で、ぶら下がりでしたけれども、メディアが来られませんでしたので、その旨報告をいたしました。

日程等は、パウエル長官はあちらこちらから相当希望が多くて時間がなかなかとれないらしいうございませうが、事務的に折衝を今スタートしてもらつていこうと思ひます。

○益田洋介君 ぜひそのようにして精力的に対米外交を進めていただきたいと思ひます。

その際に、長官にお会いになりましたら、核実験の全面禁止条約、CTBTの批准についてもアメリカは今及び腰であると。四十四カ国、アメリカもまだ批准しないこれは発効できないわけですね。この点についても、非常に重要な問題だと思ひますので、ぜひ準備をなさつてお話し合ひを願ひたいと思ひます。

○國務大臣(田中眞紀子君) 今、益田先生から御指摘のありました京都議定書、CTBT並びに生物兵器の禁止条約の件、しっかりと頭に入れまして、チャンスが来ましたときには即応できるように御意見を伺うようにいたします。

○益田洋介君 ありがとうございます。

それから、二十六日にホノルルで日米韓の高官会議が行われました。この内容について、若干の報告をいただきたいと思います。

○政府参考人(横田邦彦君) 今、委員御指摘の日米韓三国の政府の関係者から成りますところの日米韓三国調整グループ、この会合がホノルルにおきまして二十六日に行われたわけでございます。

それで、この会議の内容につきましては、アメリカが北朝鮮に対する政策を新政権の、すなわちブッシュ政権の発足とともにレビュウをしてきておりまして、その結果がどういふものになるのかというところに非常に大きな関心を持ち、我が国もまた韓国もそれについてのアメリカ側の説明を基本的には聞きに行くと、こういう会合であつたというふうに言つてよろしいかと思うのでございます。

ただ、このアメリカによるレビュウのプロセスというものは実はまだ終わつておりませんで、そういうものが最終的なものになる前に我が国それから韓国からいろいろな意見も聞きたいと、こういうことでございますので、いわばこのホルルでの会合をも踏まえた結果、これからレビュウの結果が最終的なものになっていく、そういう状況にあるというふうに言つてよろしいかと思ひます。

したがひまして、このアメリカのレビュウの結果についてどういふものになるかということをお私今つまびらかにすることができないという状況にあることは御理解いただきたいと思ひますけれども、ただ、三つほど申し上げたいと思ひます。

一つは、韓国は金大中大統領のもとで北朝鮮に対するいわゆる包容政策あるいは太陽政策をとつてきておりますけれども、これに対して、日米韓の三国でこれに強い支持を表明したということが第一点。それからもう一つは、この三国が緊密な協議及び調整を継続するということが、これについての約束もございまして、それから三つ目は、合意された枠組みというものを、これを今後も継続するということを再確認した。以上の三つの点が今回の会合で確認された重要な点かと存じます。

○益田洋介君 外務大臣、これは九四年の米朝の核合意の継続も決めたということなんです、とにかくアメリカのケリー國務次官補の終了後の記者会見では、国際原子力機関、これは重要な要素である、ブッシュ政権としては北朝鮮の核疑惑に対する査察を徹底する方針だと、かなり強硬な言い方をしているようでございますが、北朝鮮につ

いては軽水炉を提供するというようなこともありまして、やはりある程度日本人の拉致疑惑についても相当ここで突っ込んだ外交をしていただかないといけない。放置されたままだ。

外務大臣、北朝鮮と日本人の拉致疑惑について話し合う予定はございますか。

○國務大臣(田中眞紀子君) 具体的な三国間での交渉については、今、植田局長からお話を申し上げたとおりでございます。ブッシュ政権において行われている対北朝鮮政策の見直しについてのとりあえずの幾つかの要素について説明があつたわけですが、合意された枠組みについては、三カ国の代表団がこれを継続するとのコミットを再確認し、北朝鮮が三カ国とともに合意された枠組みを成功裏に履行していくために必要とされる措置をとるよう呼びかけることで一致したということでございます。

それから、KEDOの問題につきましては、私も科学技術庁長官をやつているときから関心事でございまして、これについても少し正確な情報と最近の一番直近の情報を入手して判断をしていかなければならないというふうに思つていま

す。それから、拉致疑惑の問題、これは非常にデリケートな問題であつて、本件は我が国民の生命にかかわる極めて重要な問題でありますので、外交正常化交渉等、日朝間の対話の中で今後とも解決に向けて、もう繰り返し言われることで申しわけないんですけれども、やはり粘り強く、決してあきらめず、誠意を持って取り組んでいきたい、かように考えております。

○益田洋介君 私の受けている印象は、この拉致疑惑の問題については米朝の話合いに日本はゆだねてしまつてきている、そんな印象を持てているんです。もつとやはり当事国として日本自身が朝鮮との交渉に臨むべきじゃないんでしょうか。

○國務大臣(田中眞紀子君) この問題につきま

しては、やはり日米韓の關係がありまして、韓国は北に対して、同民族であり地政学上も近い、日本は異民族であつて地政学上は近い、そしてアメリカは地政学上も民族的にも違うわけなんです。そういう中であつて、一番北朝鮮に正直に働きかけられるのは、今太陽政策をとつていられる韓国だと思ふんです。ですから韓国、あるいは中国というチョイスもあるかもしれませんが、常にこのことを念頭に置きながら解決に向けて日朝交渉をやつていかなければいけないというふうに思つて

います。○益田洋介君 次に、米中關係でござい

ますが、四月に軍用機の接触事故がありました。それ以降、アメリカのハリス社という会社がアメリカと中国においてアンケートをとりました。アメリカで中国の脅威を強く感じるという答えが三三%で、ある程度脅威を感じるというのと合わせると八五%のアメリカ人が中国に対して脅威を抱いている。これは、九八年の五月に同じ会社、ハリス社が調査した結果の七七%を大幅に上回つてい

ます。もしアメリカに行かれたら、やはり日本は米中關係の仲立ち役として外交を進める必要があるんじゃないかと私は思ひますが、この点は外務大臣いかがでしようか。

○國務大臣(田中眞紀子君) まさしく米中だけではなくて、やっぱりASEANも含めて、プラス韓国、中国、日本ということですが、日本はやはり国際的な關係からいつても、アジアのそういう国々の声をよく吸引して代弁できて、アメリカとの關係も上手につなげるような役割を果たせるように実務的にやらなければいけないというふう

に私が思つていふことで

す。したがつて、今、益田委員がおっしゃつたとおりでござい

ますが、大につながつてい

るというふう

に思ふん

です。けれども、社会制度やいろんなものも違つてい

ますので、そういう中でお互いが誤解のないよう

にといひますか、そこを生じないよう

に日本は役割を果たすべきことがあるというふう

にしっかりと認識をいたしております。

○益田洋介君 この本省に提出された平成五年の報告書、これをあらんになりましたか。

○国務大臣(田中眞紀子君) ちよっとこれは杉浦副大臣の方が詳しいので、よろしいでしょうか。

○副大臣(杉浦正健君) 私は、大臣の御指示によりまして荒木委員会の調査結果、これは国会にも報告されておりますけれども、その後のレビューをやらせていただいております。

先生御存じのとおり、荒木先生、非常によくお調べになっております。荒木先生からも詳しく伺いたしたし、調書も詳細におとりになっておられます。単独でもきちつとお調べになられて、きちつとした記録も残されております。また、当時の査察報告書、これは原本も拝見いたしました。私に読ませていただきました。

現時点では、荒木先生の御報告、国会に御報告されたこと以上の事実はお出しません。おりませんが、大臣の御下命に従いまして調査いたしておるところでございます。

○益田洋介君 なるべく早く、会期末までに解決しておかないと、また国民の不信を買うようなことになりかねませんので、ぜひとも鋭意調査をしていただきたい、そして結論を国民に発表していただきたい、そのようにお願いしておきます。

それから、外務大臣、総理が総裁選の当時によく、憲法を改正して、第九条、そして集団的自衛権が行使できるようにしたいということをおっしゃっていた。所信表明の前後になりましたらば、しかしそれはずっとトーンダウンしまして、現行憲法の範囲内で何ができるかを解釈したいと、解釈論に変わってきたわけでございます。

この問題について、集団的自衛権の行使については外務大臣、どのようなお考えでしょうか。

○国務大臣(田中眞紀子君) もう申し上げるまでもありませんけれども、集団的自衛権は、国際法上は有していることになっておりますけれども、私どもは憲法の兼ね合いがあつて、実際には行使ができないということになっておりますが、今委員おっしゃったのは、もう少し解釈論に

小泉総理が踏み込むと、解釈という言葉をおつちやつたというふうに関こえましたけれども、解釈まで行く前の段階でもう少し前広に検討をしようではないかというふうなおっしゃりぶりではないかというふうに思います。これは選挙戦中も、総理になられてからも一貫いたしております。

○益田洋介君 国連憲章で認められている集団的自衛権、日本は有している、しかし九条があるために行使できない。国際法は、これは国内法よりも優先するわけですね、解釈が違った場合。この点については外務大臣、どのようにお考えですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 国際法が国内法に優先するということになると、集団的自衛権の行使は認められるのではないかとということになるわけですね。

国際法と国内法の優劣の問題は関係がないというふうに思いますが、何ゆえに国際法が優先するとおっしゃるのでしょうか。

○益田洋介君 これは国内法で、要するに結局も世界が通商また平和条約、安全保障問題、共通した立場でこれから進めていかなきゃいけない。国内法が優先したら、勝手に法律つくった国が協調できないことになるわけです。したがって、慣例的には国際法が国内法に優先する、これは世界的な通念です。そういう意味で申し上げた。

○委員長(服部三男雄君) 益田委員、それは質問ですか、意見ですか。質問。

○益田洋介君 はい。

○委員長(服部三男雄君) それでは外務大臣、答弁してください。

○国務大臣(田中眞紀子君) ですから、この小泉内閣で、総理も私も全く同じ意見、スタンスでございます。要するに世の中の変化も踏まえて幅広い議論、そういうことが行われることが大事ではないかということで、解釈を変えようというのではなくて、十二分に研究して検討しようというところでございます。

○益田洋介君 もう一つ、外務大臣。

総裁選のときに随分外務大臣も応援で頑張られていたようですが、当時の小泉総裁候補が言われていたことで心配だったのは、靖国神社への公式参拝のこと、これも大分トーンダウンされまして、個人の資格で参拝したいんだ、要するに先祖に対して哀悼の意を表するということなんだ、そういった言い方に変わつてきております。この点は、大臣はどういうふうにお考えですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 先祖ではなくて、亡くなった方に対して祈りをささげたいということ、を再三再四繰り返していらつしやうて、戦争というものを正当化するかそれがお立場ではないかというところは繰り返しておつちやつておられます。

そういうことは、一人一人の議員の立場というものがあつても、私は参りません。前回も、国務大臣のときにも参つておりません。

○益田洋介君 わかりました。

次に、韓国の問題ですが、教科書問題です。八日の日に韓国の韓昇洙外交通商大臣が日本の寺田駐韓大使を呼んで、計三十五カ所訂正するよう、特に中学の歴史教科書ですけれども、そういう正式な要求があつた。これがそういうふうな要求のとおりになれば相応の対抗措置をとる、こういう発言をされております。さらに韓国は、日本この教科書というものは加虐史観である、日本によって被害を受けた国を冒瀆することだと、大変強い口調で言われているわけでございます。

この教科書問題、外務大臣どのようにお考えですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 自身の考え方は、今回の北京で、先週ですけれども、韓長官にお目にかかったとき、あるいは就任直後に在京大使、在駐大使がお見えになったときも繰り返して申し上げているとおりのことです。それから、いろんな歴史認識を持つていらっしゃる方々の中にはおられるかもしれないけれども、政府が考えている

歴史認識と、業者が、今回は八つが検定にパスしたわけですが、八種類が、それが一致するということに解されてはならないということ、これは先方に常時お伝えしております。

そして、もうこれは外務省マター、外交というよりも文部科学省ですから、そこで御指摘いただいた三十五カ所についてもよく検討を今しておられるということでありまして、要はこういうことがどのに刺さつたかとしていつまでもないように、できるだけ幅広く世代間で、みんないい両国関係を構築できるようにい知恵を絞つていかなければならないということでございます。

○益田洋介君 きのうわかつたことですが、六月四日に、この問題になっていいます扶桑社の歴史教科書が来月八日に市販されることになっていいます。ここは一番指摘が多かつた教科書でございます。採択手続の段階で市販されるような教科書というのは初めてだということですが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(田中眞紀子君) これはコメントできません、国務大臣としては。

○益田洋介君 検定はそれは文部科学省の問題でしようけれども、外交上の問題ですよ、外務大臣。要するに、史観の問題ですよ。国を代表する外務大臣としてきちつとした考え方を持っていたきたい。

○国務大臣(田中眞紀子君) これは、その六月八日に市販されるということは、私はたつた今初耳で聞きましたので、その事実は間違いありませんか確認しております。

○益田洋介君 じゃ、確認の上、次回、お考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(田中眞紀子君) 今確認していただけてるんでしようか。

○益田洋介君 どうぞ。どうぞおやりになつてくだされい。

○国務大臣(田中眞紀子君) 逆です。委員が六月八日という日はどうやって確認なさつたんです

か。私どもはわかっておりませんが。

○委員長(服部三男雄君) 外務大臣に注意いたしますが、質疑は答弁をしていただければいいんで、あなたが質問者に対して質問することは当委員会ではできませんから、そちらの方で確認なさるならば外務当局で確認した上で、次回に答弁してください。

○国務大臣(田中眞紀子君) わかりました。

○益田洋介君 それから、もう一件、教科書問題ですが、非常にこれ話題になっていていつも指摘されることですが、従軍慰安婦についての記載がない教科書が扶桑社を初め五社あるわけです。全くない。この点についてはどういうふうにお考えですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 個々の教科書についてのコメントは、国務大臣としてはお答えを差し控えていただきたいというふうに思います。

○益田洋介君 質問の意味は、日本の中学の歴史教科書に従軍慰安婦の記載がないということについてどう思いますか。個々の問題は尋ねていない。

○国務大臣(田中眞紀子君) 人によって考え方がありとしますので、中学生ということをおっしゃったわけですが、中学生でも今それは個人差があって、いろいろとマチュアな人もいますし、そうでない方もおられるし、わかりかねますが、この問題が多数の女性の名誉とか尊厳を傷つけてきている問題であるということは深く認識をいたしておりますが、中学の段階でどうでしょうか、ちよつと今即答いたしかねますけれども。

○益田洋介君 義務教育の最後の段階ですし、相当思考とか精神面でも成長している段階ですよ。中学の三年生の歴史教科書。だから、私はこれ全然記載がないという方がむしろ不自然じゃないか、そういうふうな個人的には考えているんです。その点はいかがお考えかと聞いているんです。

○益田洋介君 AS E Mに行かれたときに、中国の唐家璇外務大臣とやはり個別の会談を持たれたということですが、この教科書問題ははそのときにしましたか。

○国務大臣(田中眞紀子君) この間のAS E Mの北京での会合でございしますが、歴史教科書問題は台湾及び靖国問題と同じようにテーマとして出ました。

○益田洋介君 細かいことは伺いませんが、外交上の問題だということにお答えになると思いますけれども、どういった意見交換だったんですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 教科書につきましては、私の方は、一九九五年の村山談話にあるとおりであるということをおっしゃりましたし、それから我が国の検定制度の問題、これはもうもちろん先方はよく御存じでいらつしやいましたけれども、それから歴史認識とか歴史観というものは政府の考え方とはそのまゝ一致しているというふうな解されるべきものではないということをおっしゃりました。

そして、中国側は中国側として、報道されていることをおっしゃいました。具体的には、この教科書の問題は、日本が過去の侵略の歴史に向き合えるかどうか、またどのような歴史観で若い世代を教育するのかわかるという問題であるという旨の発言がございました。

○益田洋介君 歴史教科書の問題はこの程度にいたします。

先ほど横田局長から報告がありました二十六日に行われた日米韓の高官会議、その中で太陽政策を支持するんだと、日米両国は、そういうふうな話し合いを持たれたということですが、この金大中大統領の太陽政策については、外務大臣、どのようにお考えですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 北との対話の道を開くためにも大変いいことであるというふうな認識しております。

○益田洋介君 これもアメリカに行かれたときに

ぜひ話題に挙げて話し合っていた方がいいんですが、ブッシュ大統領の北朝鮮に対する疑惑の査察に対する強い姿勢と太陽政策というのは、これは二律背反するわけですね。この辺のギャップをどのように埋めていかれるおつもりですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) これもまた、じかにお目にかかってお話を聞かないことには、報道されていることだけがすべてであるかどうかかわかりませんので、そこはまた考えなければいけませんけれども、ことしの三月の日米首脳会談、日韓首脳会談においても日米韓の連携の重要性というものが確認されておりまして、アメリカから韓国の包容政策の支持というものも表明はされておりますので、お目にかかってじかに話を聞くと、またそのニュアンスも違うかと思いますが、確認いたします。

○益田洋介君 ありがとうございます。

それでは、なるべく早く日程が調整されますことを希望しまして、質問を終わります。

○小泉親司君 日本共産党の小泉親司でございます。

田中外交大臣と中谷防衛庁長官の所信表明に対する質問をさせていただきます。

まず第一に取り上げたい問題は、靖国神社への公式参拝の問題であります。先ほど同僚委員から質問がありましたが、日中相会談で中国政府は、小泉総理が繰り返し靖国神社への事実上の公式参拝を表明したことについて、外務省のホームページに出ていることだけを言いますと、ホームページによりまして、仮に総理の身分で公式に参拝することになれば、日中関係全体に重大な影響をもたらすであろう、国際協調の精神により、それまで日本側が行ってきた約束を守ってほしいというふうな述べたというふうな外務省のホームページに出されております。

田中外交大臣は、こういう中国側の主張、この点についてはお認めになるんですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) こういう発言があったということは、目の前におりましたので聞いて

おりまして、具体的には、雪に霜を加えるという中国にことわざがあるそうでございます。そういうことわざを引用して発言なさいました。

○小泉親司君 ということは、こういう主張はお認めにならない。

○国務大臣(田中眞紀子君) これは中国の外交部長としての立場の発言であるというふうな理解しております。

○小泉親司君 私、大変不思議なのは、外務大臣は外務省のホームページでも言われているんですが、小泉総理が行かれるのは亡くなった方の御冥福をお祈りするたためなんだと。ところが、自分は科学技術庁長官のときにも行かなかったし、国務大臣としては行かないんだ、こういうことを表明されておる。そういうことになりましたと、あなたは、それでは戦没者の御冥福をお祈りするというふうな単純なお気持ち、私どももこの点については別にそれを批判するつもりはございませんが、そういう気持ちであれば、なぜあなたは国務大臣としては行かないんですか。なぜあなたは科学技術庁長官としては行かなかったんですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 私は子供のころから、これまた長くしゃべらないように早くしゃべりますけれども、委員長の御許可があれば。近くに

住んでおられて、靖国神社の、子供のころからあの境内で戦後遊び回っておりまして、能舞台があったり、後ろの方に池があつて、小屋があつたり、遊び回っておりまして、そして、みたま祭とか、子供のときから家族で行っておりまして、今も通勤途上でございますので行きも帰りもあそこを通ります。そして、気分転換には本当に、緑

もありまして、散歩をしたり、それから千鳥ヶ淵の戦没者の慰霊祭、あそこはさざれ石、国歌のあれもありますし、そこに行くこともございます。それから、家族の習慣として、ずっとお正月は、初もうで、日にははばらばらですけれども、靖国神社に一番近いものですから行っております。

もちろん合祀されているという細かいことを、子供

かつておりますが、そういう細かいことを、子供

かつておりますが、そういう細かいことを、子供

かつておりますが、そういう細かいことを、子供

かつておりますが、そういう細かいことを、子供

かつておりますが、そういう細かいことを、子供

かつておりますが、そういう細かいことを、子供

のころはまだ合祀されていなかった、時系列的に違うと思うんですが、そういう何かなれ親しんだところなんです。それは理屈じゃなくて、もう小さいときから近かったということがありまして、國務大臣としては、私は別に改めて行かなくても、行く必要性を感じていないということを申し上げておきます。

○小泉親司君 いや、私がお聞きしているのは、そのお話は予算委員会のテレビで十分に聞かせていただきました。私がお聞きしているのは、中国外務大臣に対して、唐家璇は外交部長であります、正確には、外務大臣に対して、外務大臣は、國務大臣としては行かないんだと、こうおっしゃっているわけで、それは國務大臣としてどういう理由で行かないのか。小泉総理は戦没者を純粋に追悼するために行かれるんだと言っておきながら、自分が行かないんだということは、そこに非常に重要な矛盾が私はあると思うんですが、外務大臣はそこはどういうふうにお考えになるか。もう一度ちょっと、お子様のときの気持ちは結構でございますから、國務大臣としてどうなのかということろを。私、非常に重要だということに思うんですが。

○國務大臣(田中眞紀子君) 國務大臣になりましたから、四月の三十日でしたか、公務があつて出かけて、帰りに、もう國務大臣になつておりましたけれども、二十六日に拝命いたしましたので、靖國神社に参りました。ですけれども、小泉総理が言われるように、八月に打ちそろつて行く、何人行かれるかよく存じませんが、あるいは逆に言うと、小泉総理が日ごろのぐらいた靖國神社に行つていらっしゃる方なのかそうじゃないのか私は存じませんが、私は参りません、総理は行かれるということでございます。

○小泉親司君 私は、中曽根元首相が八五年八月に首相として初めて公式参拝をされた、そのときの理由というのはどういう理由だったかということ調べてみますと、中曽根総理は戦没者の追悼ということをまず第一に言われた。二つ目には、

我が国と世界平和の決意を新たにすることであると。二つの理由を中曽根総理は挙げられたんです。それで参拝した。ところが、八六年には、内外の批判を浴びまして、中曽根総理は公式参拝いたしませんでした。

それで、八六年の八月にいわゆる官房長官談話というのが発表されているんです。それは外務大臣もよくわかつておられることだと思いますが、そこで言っているのは、いわゆる公式参拝は、過去における我が国の行為により多大の苦痛と損害を蒙つた近隣諸国の国民の間に、そのような我が国の行為に責任を有するA級戦犯に対して礼拝したのではないかと批判を生み、ひいては、我が国が様々な機会に表明してきた過般の戦争への反省とその上に立つた平和友好への決意に対する誤解と不信を生み、それが我が国の利益にも、そしてまた、戦没者の究極の願いにも副う所以ではない。

という官房長官談話が出ています。この点についてのお立場は外務大臣は今も変わつておられないんですか。

○國務大臣(田中眞紀子君) それぞれの内閣の総理大臣及び官房長官のお立場、お考えがあると思ひますので、コメントもいたしません。意見も申し述べません。

○小泉親司君 これは内閣がかつた云々の話じやなくて、いわゆる公式参拝論としてこれまで自民党政府がつてきた態度なんです。

私たちは、靖國神社は戦前戦中においていわゆる侵略戦争の精神的な支柱となつてきたんだと。さらに、七八年からはA級戦犯が御承知のように合祀されたという理由から、この靖國に対して公式参拝するというのはいわゆる侵略戦争に対して反省するという立場が明確じゃない、そういうことを私たちは言つてきたわけです。

その点については、この自民党政府の八六年八月の見解というのは、その点もくみすると同時に、いわゆる内外の中国外交との関係で、ないしはア

ジア諸国との関係で、いわゆる平和のためにはこういうふうな公式参拝はまずいんだという見解が明確に表明されているわけで、それは過去の問題だから内閣によつて全然違うんだというのは、私は大変重大な問題だということに思ひますが、その点どうですか。

○國務大臣(田中眞紀子君) 小泉先生は、小泉純一郎先生じゃなくて小泉親司先生は日本共産党員でいらつしやいますので、私は自由民主党員でございますので、見解の相違はあつて不思議はないわけでございますが、村山談話、一九九五年ですが、あれが要するに歴史認識そのものであるということでございます。詳しく読んでほしいということなら読みますけれども、もう御存じだと思ひますので割愛いたします。

○小泉親司君 私は、間違ひなく自民党の小泉純一郎ではなくて共産党の小泉親司であります。私が言つてゐるのは、共産党の見解じゃなくて、あなたの方の先輩の自民党の中曽根内閣が発表した官房長官談話を私は読んでいますよ、よろしいですか。そこには、我が国利益の上に立つても、さらには戦没者の究極の願いの上に立つても公式参拝というのはまずいんだと。これは共産党の立場じゃないんです。あなたの方の先輩の自民党政府の立場なんですよ。それをお認めにならないんですかと私は聞いています。

○國務大臣(田中眞紀子君) です、その時々、つかさの御判断というのはあると思ひますけれども、これを読み上げましょうか、平成七年八月十五日の……

○小泉親司君 結構です、後でやりますから。

○國務大臣(田中眞紀子君) そうですか。よろしかったらお送り申し上げます。

○小泉親司君 私は、この点では、どうも田中外務大臣も、外務大臣としてこの問題についてはやはり十分に過去の経緯をいろいろ踏まえて対応しないと、外務省のホームページも言つてゐるやうに、日中関係に大変重大な多大な影響を与えるんじゃないかということをお、ひとつきちんと主張

させていたきたいというふうに思ひます。そこで、私はお聞きしたいんですが、村山談話村山談話というふうにおつしやるけれども、あなた御自身はかつての中国に対する侵略、韓国併合などの朝鮮半島に対する植民地支配、こういう問題についてはお認めになるんですか。

○國務大臣(田中眞紀子君) 済みません、後半聞き取れないで失礼しました。

○小泉親司君 中国への侵略ということと、それからいわゆる韓国併合などの植民地支配ということに対して、あなたはそれをお認めになるんですねというところをお聞きしたいんです。

○國務大臣(田中眞紀子君) 「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によつて、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。」ということでございます。村山談話にあるとおりです。

○小泉親司君 それではここで中谷防衛庁長官にお尋ねしますが、中谷防衛庁長官は、九六年八月の「月刊自由民主」の中で細川総理大臣の発言をとらえまして、「細川さんは総理に就任した途端に、かつての戦争は侵略戦争であつたと発言しました。これは歴史をよく知らない人の言葉で、さすがに本人もそれ以降は言わなくなりました」と、こう発言された。これは自民党女性リーダーの育成研修会の講演であります。

今、首をかしげられたから、「月刊自由民主」をよく読んでいない、共産党の私が読んでいて自由民主党の方が読んでいないというのは不思議な話でありますけれども、あなた自身はそういうふう

に発言されているあなたは、過去の戦争は侵略戦争ではないというふうにお考えなんですか。

○國務大臣(中谷元君) 太平洋戦争の認識につきましては一九九五年の村山談話を基本に考えております。

○小泉親司君 です、私から、私が言つてゐるのは、あなたの発言は九六年八月の「月刊自由民主」に

載っておるんです。あなたが言うんじゃないかと思って「自由民主」を持ってきたので、もしあれでしたら委員長の御許可を得てお渡ししますが、時間ありませんから。そのことはよく御存じだと思いますが、九五年の村山談話、それ以降にもあなたは、細川総理はかつての戦争は侵略戦争だと言った、それは歴史をよく知らないんだと、こうおっしゃっているわけですよ。ということは、歴史を知っている方が言われるとこれは侵略戦争ではないということをおあなたはおっしゃっているわけで、この点については、それではこういう発言は撤回されるんですか。

○国務大臣(中谷元君) その後よく勉強をしまして、現在は、我が国が過去の一時期に植民地支配と侵略により多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えたという事実を謙虚に受けとめまして、これから深い反省とおわびの気持ちに立つて世界平和と繁栄のために全力を尽くすという気持ちでございます。

○小泉親司君 細川さんは総理に就任した途端にかつては侵略戦争であつたと言っておられますけれども、逆にいけば、あなたは防衛庁長官に就任した途端にそれは侵略であつたと言ふのは、私は大変不思議なことだと思ふに思います。

私たちは、九五年の村山談話で中国への侵略を明確に侵略と認め、朝鮮への植民地支配も明確にした。ところが、中にはこれに対して侵略戦争と認めない方がおられる。だから中国政府も大変懸念を表明している。ですから、先ほども同僚委員からも議論があつたように、靖国公式参拝の問題でもそれから教科書の問題でも、一体侵略戦争を日本政府はきちんと反省しているのか、そのことのあかしを求めているわけですよ、この靖国問題や教科書問題というのは。

単に教科書がどうか靖国公式参拝をするかどうかというのは、大変重要な問題ですが、中国やアジア諸国としては、実際に日本があつた戦争を侵略戦争としてきちんと反省し、謝罪し、それを実際の行動として示しているのかどうかとい

うことには大変な懸念を表明しているわけで、この点については私は田中外交大臣にも一度質問させていただきます。

そういう立場で、つまりこれまでの自民党内閣の立場で小泉総理に対してしっかりと、この間の日中外相会談、それから先ほど申し上げました中曾根内閣の官房長官談話にあるようなそういう趣旨で小泉総理に対してしっかりと、靖国の公式参拝というのはうまくない、当然アジアの外交、国際協調を目指す上でも大変問題だというふうに進言すべきだと私は思いますが、外務大臣、この点について最後にいかがでございますか。

○国務大臣(田中眞紀子君) もう大先輩であります内閣総理大臣たる小泉純一郎先生は、このことすべてを熟知しておられると思ひますので、私ごときが改めて進言などしなくても、十二分におわかりになつた上での行動でいらつしやる、御判断していらつしやるというふうに思ひます。

○小泉親司君 では次に、外交機密費の問題についても少しお尋ねさせていただきます。

私、この機密費の事件は、日本国民の日本外交に対する信頼を大変失墜させた事件だというふうに思ひます。外務大臣、大分お疲れのようですが、その点では外務大臣も一致しておられるんだというふうに思ひますが、やはり外交機密費の問題については真相の全容を解明することが私大変大事だというふうに考えております。その点では外務大臣も先ほどから聞いておりますと同じようなお気持ちだと思ひます。

そこで、外務大臣は、今度の問題についての追加処分を言われた。参議院の予算委員会でも我が党の筆坂委員の質問に対して十六名、八百九十万の減給でふたすることは許せない、こういうふう

に述べられました。実は外務省の問題は、当委員会でもこの問題は繰り返して議論されてきているわけで、一月二十五日に外務省がこの問題について発表されたわけですね、この松尾事件について報告書を出した。その報告書では、多くの国民がこの報告書について

思つたのは、松尾何がという元室長が六年間にわたつて四十六回の総理外遊を取り仕切つていた。しかも、外務省の報告書によりまして、官邸に行つて何千万という現金を自分でもらつた。その現金をもらつて自分の口座に入れて、そういうことを四十六回にわたつて繰り返していった。

先ほど外務大臣も言われましたが、松尾某氏は今、四億七千万の詐欺罪で追起訴されている、三回目の逮捕をされている。そういうふうなことが外務大臣の言われる国民の目線という言葉で言われると、実際に何でこんな四十六回にわたつてよろしいですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 大丈夫です。聞いています。

○小泉親司君 四十六回にわたつて現金のやりとりが行われていて、しかも、官邸の中でそういう現金のやりとりが行われていて、外務省の多くの高官たちがそんなことを果たして知らなかつたんだらうかと多くの国民がみんな思つていてるわけですよ。

私たちがそのことを追及したときにも河野外務大臣が繰り返して言つていたのは、何と言つていたかという、いわゆる上司の監督責任が問われたんだ、上司は知らなかつたけれども、それは監督不行き届きだつたんだ、だから処分をしたんだというわけですね。ということは、外務大臣が追加の処分をするとおっしゃつておられるのは、これが単に外務省の監督責任にとどまらないで、いわゆる組織ぐるみの、いわば外務省の上層部はこういう問題を知つていた、こういうふう

に理解してよろしいんですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) この機密費の問題は、再処分ということがまた同じように金銭的な面

で処分をされるというふう

に思はれてゐるかどうか

かわりませんが、とにかく処分とい

いますか、このままでは済まない、十六人、幾ら

でしたか、八百何十万、これでは済まないんです

よ、八百九十万ですか、こんなことで済むんじゃない

んですよということ

を言つてゐるわけ

でございますか。

いまして、外務省の報道課長何かはそれに反

答していろいろと何か言つてゐるよう

でございますか、それは全然別問題

といたしまして、あれで終

わるわけがないんですか。

それから、問題は、要するに外務省の体質、一

人だけが起訴されて、詐欺罪で今回、おと

いで四回目の逮捕になつたというふう

に承知してゐないといふこと、それですべて終

わりという認識を私が持つてゐる

といふことを申し上げなければなら

ません。

○小泉親司君 正直に申し上げて、ちよつと外務

大臣、混乱しておられるんじゃないかと思

うんです。

つまり、私がお聞きしてゐるのは、外務大臣が

追加処分をすると言はれてゐる、よろしい

ですか、ということ、これまで委員会でも

繰り返して河

野外務大臣が言つてゐる、これまでの十六

名、八百九十万円のいわゆる処分の理由

は、これらがい

づれも松尾元室長がそうした事件を行つて

いたといふことを組織的に発見できなかつ

た、チェック

ができなかつたという責任があるといふ

ふう

に考

へまして処分したんです。これは河野外務大臣

が言つてゐること

ですから。

といふことは、あなたが追加処分をする

と言は

れてゐることは、単にチェック体制が甘

かつたとい

うばかりではなくて、これは上層部も知つ

ていた、これは多くの新聞で、マスコミ

だ云々かんぬ

んと言ひますが、多くの新聞がさまざま

なところ

で、もう外務省の上層部も知つていたと

、この事

件は。実際に、先ほども言ひましたよ

うに、六年

間にわたつて四十六回の外遊をやつて外

務省の高

官が次々とそこに行つて、そんな知らな

かつたこ

とがある、このことこそが国民の目線

からしたら

不思議なんじゃないですか。そこを解

明しないと

結局、いわゆる追加処分といつた

わけでは

り口だけに終わつてしまふんじゃない

かと私は思

うので、なぜ追加処分をされるんです

かと聞き

してゐる

んです。

○国務大臣(田中眞紀子君) 上層部が知つて

からどうのとか、そういうことは私知っていたかどうかかわりません、本人じゃありませんし。それから、河野大臣の処分の、私はむしろこの基準が、俸給の削減がどういう基準でこの額でとどまったのかということもわかりませんし、河野大臣がなされた後に、またもって四回目の逮捕になつて二億が四億にはね上がつて、四億七千万でしたかね、にはね上がったらしいのだから、こんなことでばかりにえらく手際よくはいいと出てきたもんだわいと、あのときは私も予算委員として見ていましたので、それはわかりませんが、上の人との関係、今、先生の御質問の趣旨はわかりますが、そこまでは私はわかりません、現実問題として。

〔委員長退席、理事佐藤昭郎君着席〕

ただ、このことで一番気をつけなければという一番大事なポイントは、やっぱりああい個人責任にしておく、あるいはできるような、そういうチェックのメカニズム、チェックがきかないような体制であつたということ、これをとにかく一番正さなきゃいけないんじゃないでしょうか。仮に知つていた上層部がいたにしても、不作爲みたいな感じでもつてやることができたような、そういう当時の機能だと思ふんです。要するに、指揮命令系統が極めて不明確であつたと、要人外国訪問支援室ですか、その組織上の問題があつたんじゃないかというふうに思ひます。

それで、意思決定の手續なんか非常に不備でありまして、松尾某なる人が外務省の言つてみれば顔みたくなつていたと。それをほかの幹部が全然知らなかつたのか知つていたのか、これもまた全然証明できない。そういう極めてあいまいなわかりづらシステムであつたということは、これは正さなきゃならないですよ。

○小泉親司君 いや、私が言っているのは、外務大臣が追加の処分をしておつておられるんだから、追加の処分という意味は、現在処分されたものの理由がさらにない限り追加処分というのはできないでしょう。よろしいですか。

河野外務大臣が言つていたのは、今、外務大臣が言われたようなチェックができなかつたという責任があるというふうに考えて処分したわけですよ。ですから、私は当然、この事件が組織ぐるみでなかつたのか、それとも外務省の上層部は知つていて見逃していたのか、そういう事実が新たに明確にならない限り追加処分はできないでしょう。ですから、私が言っているのは、それがだめだと言つていふんじゃないかと、当然のこととして果たして上層部は知つていたのかどうなのかということを大臣は調査されたんですか。そういうことなんです、私が言っているのは。

○国務大臣(田中眞紀子君) それもすべて込みで現在調査をいたしております。そして、いろいろな方から情報も聞いています。調べています。

○小泉親司君 それはいわゆる内閣官房費、松尾事件にかかわる問題ですね。

○国務大臣(田中眞紀子君) 今、進行中ですのでコメントはできません。

○小泉親司君 いや、それはおかしいと思ふんですよ。

実は、私、予算委員会の外務大臣の答弁を聞いていて、非常に整理されていなくて。つまり、今度の事件というのは大きく言うと三つあるんですよ。一つは、いわゆる松尾事件という内閣官房費、いわゆる内閣報償費に係る問題、これが一つなんです。それと、ちよつと細かく言いますと、後で議論しますが、その上納という問題をめぐる問題。それから三つ目に、いわゆる外務省の報償費。これは大使館の問題を含めた問題です。

〔理事佐藤昭郎君退席、委員長着席〕

外務大臣がよく言つておられる、報償費についてはやりますやりますとおつておられるのは、いわゆる外務省の報償費のこととおつておられるわけですよ。改革をやつておられるというのは、今、杉浦副大臣のもとでやつておられるというのは外務省の報償費に係る問題であつて、松尾事件に係る、いわゆる内閣官房報償費に係る問題については、先ほど言いましたような、この処分というのは

は外務省の報償費じゃないんですよ。内閣官房機密費、内閣官房報償費に係る処分なんです。だから、その新しい事実がない限りこれはないわけ、その内閣官房機密費の問題について、もつと上層部が果たして知つていたのかどうなのか、これを組織的に隠べいたんじゃないかという国民の疑問があるわけで、そこを私は説明するということがやはり大変大事なんじゃないかなということをおつておられるわけですよ。

○国務大臣(田中眞紀子君) おつておられるポイントには十二分に理解した上で申し上げます。

私は、国民の目線に立つて説明をしていきたい、どこに問題点があるかということをしつかりと調べたいと思つておられて、これが組織ぐるみの犯罪であるとかさうでないかということは一線を画するものであります。

○小泉親司君 じゃ、もう一つ、上納の問題についてもお聞きします。

先ほど外務大臣は、上納の問題につきまして証拠がないとおつておられた。この官房機密費の問題はこれまでいろいろな形で取りざたされてきた問題なんです、実は松尾事件によつて初めてこういうものがいわゆる国民の目の前にぐつとあらわれたわけですよ、具体的な形で。よろしいですか。これまでは、領収書もない、現金でやり取りされている。ですから、国民の目にその機密費が一体どういう中身を持っていたものであるかということとはほとんど言つていいほどあらわれていないんですよ。

ですから、外務大臣が言われるように、証拠がないというよりは証拠をなくしたシステムなんです、これはもととも。いいですか。だから、私たちはこの問題についてさまざまな調査をしまして証拠を提示したわけですよ。つまり、内閣のせんに残つております問題について、私たちきちんとこれまでも筆跡鑑定までやりまして、これが上納の事実という問題があるじゃないかと。

さらには、塩川財務大臣が、きのうは錯覚だと言われて、大分言われておりましたけれども、サ

ンデープロジェクトでは、総理が外遊で海外出張に行くから、その費用は外交折衝のやつ、外交費用が多いですからねと、その費用は負担しろと、外務省のある枠内から持つてこいよと、こういうふうな国民に対してテレビで言つた。今度は、きのうの予算委員会でも錯覚だとおつておられる。もしこの上納問題について外務大臣が真摯に調査をするのであれば、当然この塩川さんの発言だとか、さらに私たちが提示している大変少ない証拠資料の中から調査したさうした上納の事実がある、そういう内閣の文書に対して、あなた自身がしつかりと調査するというのが必要なんじゃないですか、どうですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 日本共産党さんのお立場もお気持ちも御努力もわかりますが、私はこの内閣官房の報償費についてはコメントする立場にございませぬし、午前中も申し上げたように、上納というものはないと総理大臣経験者や官房長官経験者、外務大臣経験者からも伺つておりますので、あるという証拠もありませんので、これはないというふうに理解をいたしております。

○小泉親司君 ですから、私説明しましたように、あるという資料を提示しているのに、その資料をどうするかというの、外務大臣になつたからこれからできるとおつておられるんだから、それは外務大臣として十分私は調査することが可能だと思ふんですよ。

この問題というのは、外務大臣も繰り返し言われているように、実際に松尾元室長の事件というのは、現実に内閣官房機密費という問題が競馬馬に化けてしまつたりマニシオンに化けてしまつたりする、それがしかも全然国民がわからないというところ、その金のやりとりが行われている、ここに重大な問題があるわけですよ。

ですから、当然のこととして、外務省機密費の問題も大変大事です、外務大臣が今担当されていること、今やつておられることからすれば、これをきちんと真相を究明することからは私は大変大事だと思ひます。

そればかりじゃなくて、主に総理外遊という外交に携わる部門の内閣官房機密費がそれに関係して出ているということですから、これに対してきちんと説明しないと、やはり本当にこの機密費問題をきちんと説明することにはならないんじゃないかというふうなことを私は申し上げておきたいというふうに思います。

時間がないので、次に私、あと日米地位協定の改定問題と集団的自衛権の問題についてお聞きをさせていただきます。

日米地位協定改定の問題でありますけれども、今、改定を求める世論が非常に広がっております。沖縄県では日米地位協定改定についても既に政府に対して意見書を出されている。この日米地位協定の問題というのは、私たちは米軍基地を全面的に撤去するという立場でありますけれども、たとえその基地の存在を認めたとしても、日米地位協定が、刑事裁判権の問題をめぐってもそれからPCB汚染や環境問題をめぐっても大変問題が山積しているというふうに思います。そのために沖縄県当局や米軍基地を抱える十四の都道府県でつくる渉外知事会は地位協定の改定を要求しているわけですが、これまで外務省はいわゆる地位協定の改定には極めて否定的な見解を出されてきている。

田中外務大臣は外相の就任会見で、場合によっては見直すべきだと、こういうことを言われているんですが、このことは、いわゆる運用改善ではなくて改定を前提として対処するというお考えなんですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) これは、日米同盟関係をいかに安定的に発展させていくかという視点からすべて物事は検討していかないといけないというふうに考えておりますけれども、要は、この地位協定問題に関して言いますならば、個々の起こる問題にやっぱり機敏に対応する即応性といえますか、そういうものが必要であるということを感じております。

○小泉親司君 この問題については、例えば米韓

の間では、米韓地位協定の改定問題というのは、韓国政府が国としてアメリカに対してこの改定を要求しましてその改定が実現したわけですね。内容は、いろんな批判は今はあるというふうに関わっておりますけれども、国として地位協定の改定を要求したというのは、韓国は今、日本に先んじてこの改定に取り組んで実現されておる。

さらに、私、外務大臣も知っておられるかと思いますが、自民党の中にもこの地位協定の改定を前提とした議員連盟もできているやに聞いております。

実際、先ほど外務大臣がよく、この切札が大事故、一番ベストなところできちんとベストなことを言った方がいい、こころざしをきちんとして主張した方がいいという趣旨のことをおっしゃっているわけで、その点では、今やはり基地問題を解決していく上でも、アメリカ政府に対して、こういう日米地位協定の改定という問題についてこれからそういうことを前提にすべきまな対米交渉をする、そういうことを踏み出すということはお考えにならないですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) ひき逃げとか放火とかいろいろな事件がありまして、沖縄の県民の皆様が望んでいるものはよく伺っております。したがって、運用の改善というものが基本方針としてありますけれども、でも私はやっぱり即応力といえますか、念仏だけ言っているのではなくて、やはりどうしてもここはというところは、改定できるところは、そのときしなけりやいけないという必然性が出たときにはやるという姿勢でございます。

○小泉親司君 私はやっぱりこの日米地位協定の問題というのは、これまで沖縄県の問題では、先ほども沖縄北方特別委員会が大臣の所信も聞かせていただきましたけれども、やはり沖縄の抱える基地問題の解決というのは、今、日米地位協定を改定して、きちんとやはり県民の立場に立つてこの基地問題を解決しないとなかなか解決しないというところにもう非常に追い込まれているという

ふうに思うんですよ。

だから、その意味でも沖縄県の要求というのは大変やむにやまれぬ要求で、それだけに、やはり国がこの問題について、きちんと沖縄県の要望や、これは沖縄県ばかりじゃなくて十四の米軍基地を抱える都道府県の渉外知事会も要求しているわけですから、この点で、こういう沖縄県、都道府県のそういう要望を踏まえて、きちんとアメリカに対して要求するという姿勢がやはり大事じゃないかなというのを私は要求させていただきます。

それから、少し私、基地問題についてお聞きしたいんですが、あなたは日米ガイドライン委員会といういろいろな質問されておまして、いろいろと私も読ませていただきました。

そこで、東京の横田米軍基地の問題について、石原都知事が提唱されているいわゆる横田米軍基地の返還、その共同使用の問題について、多くの国民は、ここで私は違うんだと言っておられるんですが、横田基地の問題を理由の一つにして石原都知事に投票したというふうに述べられている。

横田基地の問題というのは、一国の首都に半世紀以上もアメリカ軍の基地が居座り続けていると。この前もこの問題を本会議でも私たちは議論しましたけれども、実際にやはり広大な美談上の基地が首都に存在する。私もアメリカの各地でとかヨーロッパを見てきていますけれども、実際にやはりこれだけの広大な、広大なという、面積的にはよく私が言うのは東京ドームの百五十七倍の広さを持った米軍基地なんです、こういう米軍基地が首都に横たわっているということに対して、非常にやはり多くの国民やそれから石原都知事も問題視するのは私は当然だというふうに思っています。

この点について、私たちは石原都政については是々非々で臨んでいますので、横田基地の返還という問題については、都知事が主張されていることについては当然のことであって、こういう横田の米軍基地とさらには空域問題については、アメリカに対して返還を求めるよう私は交渉する必要

があるというふうに思いますが、そういう用意は外務大臣はいかがお考えでございますか。

○国務大臣(田中眞紀子君) これは、要するに基地自体の問題とそれから空域といえますか、その二つに分けて考えられるというふうに思います。が、石原知事の公約は公約でございますけれども、安全保障上の必要性ということがやっぱりあって、安全上この基地が存在しているわけですから、民間と軍用の航空交通管制というものの体系の協調ですとか整合性というものが少し時代おくれなかもかもしれません、私、実態をよく自分で見ただけではありませんからわかりませんが、

でありますから、そうであれば、諸般の状況や要素を十二分に勘案して、いろいろな御意見を聞きながら、実態をよくわきまえて、実際の状態を踏まえて検討していく、対処していくということが必要ではないでしょうか。

○小泉親司君 確かに言われるように、横田の問題というのは、基地そのものの問題とそれから横田空域という、横田空域というのは大臣も御承知だと思つて、簡単に言えば、新潟から静岡までわたる大変広大な空域なわけですね。これについては、やはり多くの国民が、何でもこんな空域が必要なのか、特に多くの民間旅客機がさまざまな地域に、全国に飛んでいくときにこの横田空域を回避しなくちゃいけないという問題があるので、この返還を求める世論というのは非常に高いわけですね。その点についてはどう考えておられるんですか。

○国務大臣(田中眞紀子君) それは米側と民間航空の分科会で現在議論をしている最中であると承知しておりますが。

○小泉親司君 いや、大臣の御見解をお聞きしてはいるんで、航空分科委員会をやっているんだというのにはよく知っております。

○国務大臣(田中眞紀子君) やはり先ほど申し上げたことに尽きると思っていますけれども、やっぱり民間と軍用の航空交通管制の体系というものがうまくファンクショナルに整合性を持って機能し

ているかどうかというふうなことで、機能しなきゃならないわけですから、ですからそういう視点でもって、いろいろな状況や要素というものをやっぱり勘案しながら対処していくということです。○小泉親司君 最後に、えひめ丸の問題についてお尋ねいたします。

この問題については、私たちは当委員会でも取り上げましたが、私自身も日本共産党の調査団の一員としてハワイに行つてまいりました。この問題については当委員会でも私はその調査結果に基づきまして河野外務大臣に質問いたしましたけれども、大変ふくそうした海域でこの事故が起きたと。しかも、その事故の大きな原因は、民間人十二人を乗船させて、いわばジェットコースターのような緊急浮上訓練という、先ほど外務大臣は潜水艦に乗られたとおっしゃったけれども、そういう単に乗ったんじゃないかと、いわゆる一気に下降して一気に浮上するという、そういう大変無謀な、いわば多くの家族の会の方はジェットコースターの訓練だというふうに言われている大変危険な浮上訓練、無謀な訓練が行われた。

私は、こういう問題についてきちっとアメリカ政府が反省すべきだということを一つは要求してまいりました。それと同時に、果たして、グリーンビルが本当にえひめ丸の乗組員の皆さん、高校生の方々の皆さんをしっかりと救助したのかという問題についても、これは日米の政府間でも大変問題になった問題であります。

私は、一九八一年の日昇丸の追突事件のときの例を出しまして、このときは外務大臣はまだ議員じゃなかったかと思いますが、このときはジョージ・ワシントン号というものが当て逃げした。そのときはちょうど鈴木善幸内閣で、その鈴木善幸内閣のときは伊東外務大臣だったんです。伊東外務大臣が三十日以内に政府報告書を出すべきだということを要求しまして、その政府報告書がちょうど事件があったのが四月九日で、えひめ丸は二月九日なんです、四月九日のときに、五月七日の日米首脳会談の前にそういう報告書が発表され

た。

今回は、何か外務省によると、ホームページで入手したと、海軍の審問委員会の報告を入手したということなんだけれども、この海軍審問委員会の報告というのが非常に不十分で、実際にはグリーンビルは適切な救助をしたとか、民間人が乗っているということに対して、これに対しては何ら事故の原因には関係しなかったとか、さらには事故が起きたところは大きく船がいなかったんだ、それは潜水艦が三隻しか確認できなかったからそれでもって明確だろうとか、大変やはり私はこの報告書は不十分な報告だというふうに考えております。

その意味で、外務大臣はこういう報告書は読まれているのかどうか、それに対してどのような感想や見解をお持ちなのか、まずお聞きしたいというふうに思います。

○国務大臣(田中眞紀子君) 前の内閣のことでもありますが、ちよつと私はその報告書は読んでおりませんが、口頭ではたくさんこのことについての話は聞いております。

そして、トータルで申し上げてよろしいですか。それともまた何かお話しなさいですか。——じゃ、申し上げさせてください。委員長、よろしいでしょうか。

○委員長(服部三男雄君) どうぞ。

○小泉親司君 余り長くは困ります。

○国務大臣(田中眞紀子君) はい。

要は、これは私は大変痛ましい事故で、アメリカが本当に気をつけてくれたら絶対起こらないで済んだことなのに。自分の家族がこれに巻き込まれたらどんな思いだろうかと。今はもうとにかく引き揚げということ早くしてあげなくちゃということがずっと心にあります。もちろん、補償問題、裁判、いろいろありまして、それは全部必要なんです。ですけれども、まず引き上げてほしいと。それがもう心の叫びではないかと思うんです。

それに関連して思うことは、やっぱり再発防止

なんです、再発防止。それから、アメリカ側がどれだけ責任を感じて、補償その他のことはもちろんです、やっていきますけれども、さらに再発を絶対しないように何ができるかということを日本は極めて関心を持ち続けていかなければならないと思います。

○小泉親司君 私も再発防止は非常に重要だというふうに思います。そのためには真相をよく究明する。これが何で起きてしまったのか、ここが明確にならないと、当然、外務大臣の言われるような再発防止にならないわけですから、そこが私は不十分だから、それはきちんと外務大臣が読みになって、日本語も出ておりますから、ホームページには。外務大臣は英語ができるけれども、読んでいただいて、その上で私は質問させていただきます。

それで、最後に一つだけ、厚生省見えていますか。

厚生省に質問させていただきたいのは、外務大臣もよくお聞きになっていただきたいんですが、この事故が起きてしまったPTSDという問題が、この事故以降大変なストレスを持っている高校生が今宇和島にたくさんおられるんです。実際に行方不明の方々は大変不幸な出来事なんですけれども、無事に帰還された方々の中にも今このPTSDという問題が非常に深刻な問題になっていまして、しかもこの宇和島の方では、いろいろ私が調査しましたところ、ここにはそういう専門のお医者さんがいないわけですね、四国の愛媛県のところには、防衛庁長官は高知県でありますけれども、ですから、そういうPTSDの治療という問題を本当に専門医の方が真剣にやっていたいただきたいという希望が被害者の方、家族の方に非常に強いわけですね。

ところが、その体制がないものですから、大変そこができていない問題があるので、ぜひそれを国として、外務大臣としてもきちんとこういう問題について、この問題については、国と国との問題というのが外交上の問題も非常にありますし、

それをめぐっての補償問題も当然あるんですが、それは今後の問題としまして、やはり国としてきちんと対策を私にとっていただきたい。最後に外務大臣と厚生省から答弁をいただいて、質問を終わります。

○政府参考人(今田寛隆君) えひめ丸の事故に關しまして、御指摘のPTSDが大変深刻な問題として浮かび上がっていることは承知をいたしております。現在、愛媛県の精神保健福祉センター、それから宇和島保健所が中心となつていろいろ取り組みをしていらつしやると、このように聞いております。

これに対しては、御指摘のように、必ずしも適切な指導ができる方が身近にいらつしやらないというような御意見もございました。それに関しましては、私どもPTSDに関連いたします研究班を構成しておりますが、その一員の方を御紹介するとか、あるいはそれにかかわります研究報告書をお送りするなどということとそれなりの対応をとってきたつもりであります。さらに愛媛県の方からいろいろ御要望があれば必要な対応はとっていききたいと考えております。

○国務大臣(田中眞紀子君) 私は宇和島には行つたことがございます。闘牛場もありますし、知り合いますし、海もきれいなところですし、そういうところで起こったことは本当に身近に感じています。今の厚生省の話聞いて、そのPTSDの重要性、これは宇和島だけではなくて、やっぱり日本じゅうでぜひ厚生労働省がそういう人材の育成も含めてネットワークの充実を図っていただきたいというふうに感じています。ありがとうございます。

○小泉親司君 終わります。

○田英夫君 若い二人の大臣が誕生したことは大変うれしいことでありますが、同時に複雑な心境でもあります。田中外務大臣は、この委員会の前身である外務委員会に私はずっとおりまして、議員になって三十年になりますが、その大部分はこの外交防衛委員会、前身の外務委員会から続け

てやっておりますから、この間秘書に教えてもらいましたら、田中さんは私が議論をさせていた二十人目の外務大臣。最初が愛知揆一さんでした。この二十人の中には大塚印象に残る大臣もおられます。また、何をなさったかなと思う方も率直におられました。一番印象に残るのはやはり大平外務大臣だと思っています。

日中国交正常化交渉を田中さんの父上と一緒にやられた大平さんから聞いた話ですが、北京で周恩来総理と話をされて帰ってきて宿舎に戻った途端に田中さんが、大平君、ちょっと来てくれと言われて部屋に入ったら、大平君、飛びおるかと物すごい大きな声で言われた。つまり、清水の舞台から飛びおりようという、そこで決断をされたんだということですね。その話を大平さんから聞かされて、私は二人で大平さんと話したときですが、これが外交だなと思いましたね。

後で田中外務大臣に、一カ月で改めて外交というのはどういうふうな思っておられるかお聞きしたいと思うんですが、その前に、お二人の大臣にとつて共通の問題で今非常に私どもにとつて関心の深い集団的自衛権の問題について議論をしたいと思っています。

最初に、政府の憲法とのかかわりに対する解釈は確立していると思いますが、改めて法制局長官に集団的自衛権と憲法とのかかわりについて政府見解を伺いたいと思います。

○政府特別補佐人(津野修君) それでは、お尋ねの集団的自衛権に関する憲法解釈、政府が従来から言っております解釈について御説明いたしますと、国際法上、国家は集団的自衛権、すなわち自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化されるという地位を有しているものとされており、我が国が国際法上この集団的自衛権を有していることは主権国家である以上当然であります。

しかしながら、政府は従来から一貫して、憲法第九条のもとにおいて許容されております自衛権

の行使は我が国を防衛するため必要最小限度の範囲内にとどまるべきものであり、他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することをその内容とする集団的自衛権の行使は、これを越えるものとして憲法上許されないという立場に立っているところでございます。

○田英夫君 これがもう御存じのとおり歴代の政府の公式な見解でありますけれども、そういう中で小泉総理が総裁選の中でもあるいは現在も、表現がいろいろ変わっているところが私どもにとつては心配なんですけれども、研究するならいいじゃないかというふうなことも言っておられます。また、自民党の中でこの集団的自衛権についていろいろ御意見が出ている。例えば亀井静香前自民党政調会長は、アメリカ本土やアメリカ軍の基地が攻撃された場合も集団的自衛権を行使すべきだということを言っておられたというふうな報道されております。

さまざまな見解がありますけれども、こういう中で防衛庁長官あるいは外務大臣は関係閣僚としてどうお考えになつていらっしゃるか、まず防衛庁長官から伺いたいと思います。

○国務大臣(中谷元君) 私も国会議員になつて十年になりますが、このガイドラインとPKOの議論に参加させていただきまして。

長官としまして、やはりこの国会で議論をされたということは大変貴重な事実でございます。前提が従来の法解釈に基づいて法案ができておりまして、やはりこの憲法九条におきまして五十年の積み重ねがございますので、その運用と解釈の変更につきましては十分慎重でなければならぬというふうな思っております。

しかし、PKOも四度経験いたしましたして、現場の実情等を見ますと、他国との協力の関係とか隊員の任務遂行上本当にこれで大丈夫かといふ点と、その点につきましては今後検討の余地はあると思います。また周辺事態等におきまして、我が国の安全に影響のある事態に際して、ともに行動してくれている他国の協力が、何か事故が

あったり不測の事態があつた場合にそのまま知らぬ顔をして過ごすのかという点につきましては不備な点があると思いますが、現行の法を厳格に運用しますとその点におきましてはまだ十分でない点があるということでもあります。

私の気持ちとしては、それらの問題を解決するにおきましては、憲法を改正して、きちんとした国民の議論においてやるべきだということふうに思っております。

○田英夫君 今、防衛庁長官が言われたように、真つ正面から憲法を改正してやろうというふうな言われるのならば、それはそれでまた議論の焦点が絞られますから対象ははっきりするんですけども、研究をすればいいじゃないかという小泉総理の言い方は大変私どもにとっては心配なんです。

私どもは、もう御存じのとおり、憲法を守ろうという立場を堅持しておりますから、したがつて、今法制局長官が言われたような政府見解というものを守り抜いていただきたいと思つていらっしゃるわけなんです。しかし、一番もつと危険なのは、解釈改憲というんでしようか、憲法を改正しないで、現在の憲法のまま解釈上集団的自衛権はできるじゃないかというふうな、さつき亀井さんの論を言いましたけれども、これは一番危険なことだと思っております。

そういう意味からして、先ほど、実は国内法と国際法、つまり集団的自衛権は国際法じゃないか、これは国内法に優先するじゃないかという議論がありましたけれども、これはいささか違うと思ひます。つまり、集団的自衛権というものを規定しているのは国連憲章五十一条ですよ。確かに国際法です。しかし、日本国憲法というのは国の基本法ですから、これが優先する、憲法九条が優先する。憲法九条がある以上は、日本はそれを守るといふ以上は集団的自衛権を行使することはできないと、こういう関係じゃないかと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(中谷元君) 自衛隊の行動の基準は、

日本国憲法を遵守しというのがすべての基本でございますので、忠実に日本国憲法を守つていきたいというふうに思ひます。

○田英夫君 そういう意味で、これは、防衛庁長官とは日米ガイドラインのときにお互いに与党で随分議論に参加をさせていただきまして。大変勉強になりましたけれども、この問題は実は焦点を絞つていかないといけないと思ひます。例えばPKOにしても、あるいは一般的に国際協力ということでしばしば耳にするのは、議論で出てくるのは、日本はもつと積極的に国際協力をするべきじゃないかということ、軍事的な国際協力という点にまで広げるべきだ、PKFまで広げるべきだというふうな議論も出てきています。しかし、憲法を守る以上はそれはできないんじゃないかと我々は言つていくわけなんです。

そこで、そこがあいまいだからしばしばそういう議論になつてしまふので、実はこの五月に発表いたしましたけれども、私も民主党が不戦国家宣言をすべきだということを言つたのはこのことなんです。日本は戦争をしない国だ、武力行使をしない国だということを憲法のとおり、日本国憲法という形で知られているだけでは不足だから国際的に認知させるべきじゃないかと、こういう考え方です。実は、私は体調を壊して昨年来病院に入つたり出たりしておりましたが、病院のベッドの中で考えたんですよ。一番ヒントになつたのはモンゴルの非核国家宣言ですよ。

モンゴルは中国とロシアの間に挟まれて、小さな国でどうやってその中で安全を確保するかという苦悩の中で、昨年モンゴルへ行ったときにその話を聞いたんですけれども、一九九二年に大統領が非核国家ということを宣言した。核を持ちませんよ、つくりませんよ、そのかわり外国もここには核を持ち込まないでくださいという内容の非核国家宣言をして、いろいろ国際的に根回しをして、六年後の一九九八年に国連総会でそれを認知させた、非核国家の地位というものを国連総会によつて与えられた。

このことを考えているうちに、それならば日本は不戦国家宣言を政府が発して、政府がするにその根拠として国民の代表である衆参両院がそれぞれ決議をする、それを受けて政府が不戦国家宣言をして、これを国連総会で認知してもらうという手続をとれば憲法第九条は国際的に認知されるじゃないか、そうならば軍事的な協力をしないのはもう当然ということになるではないかという考え方なんです。

今初めてお話ししましたから、いきなりのあれでお答えになれるかどうか分かりませんが、防衛庁長官、いかがですか。

○国務大臣(中谷元君) ただいまの非核につきましては、我が国も非核三原則を宣言いたしました非核政策を実行いたしておりますので、その点におきましても戦後の政治が果たした役割というものは非常に大きいものでありまして、今後ともこれは国是としてやっていかなければなりません。

ただ、不戦国家と申しますと、とり方によっては戦争をしないということでもよいんですけども、じゃ戦わないんだということにもとれまして、そういう意味におきまして、国際法で決まったことについてそれを犯す者がありましたら、やはり国際正義という秩序を回復するためにはある程度の制裁行動、実力行動が必要でございまして、そういう意味で、やはり国際正義というものはその根幹にあるものではないかなというふうに思っております。

加えまして、軍事イコール悪だという思想におきまして、私は、時としては軍事もそういう国際法を守ったり国際正義を守る上においては必要なこともある。軍事の平和利用というふうに申しますが、これだけ情報、そして交通が発達した現代においても、世界じゅうで二千六百万人の難民がおりますし、八億人の飢餓、栄養に苦しむ困った人もいます。これらはやはり紛争とか混乱とか部族の対立とか、そういう政治的な要因で罪のない国民が国外に追放されて困っております。やはり世界秩序、平和を回復するために、国連

が中心となってPKOとかそれぞれの各国も努力をいたしております。やはり何とかそういう、飢餓とか難民をなくすためにいかなる方法をとるかということでも各国それぞれ懸命の努力をいたしておりますので、全く武力のない世界というのは理想でございますが、それよりも、一人でも多くの人が幸せになれるということのために時として軍事の力も必要ではないかというふうに考えています。

○田英夫君 これは防衛庁長官のお立場としての言葉でしようけれども、私は、恐らく国会議員の中でただ一人、あの戦争のときに特攻隊員であって生き残っている一人だと思います。そういう体験からして、大勢の友達が、つまり戦友が死んでいきました。その死んでいった人たちのいわば無念の思いの結晶がこの憲法九条だと私は思っていますから。

靖国神社の問題も、また別の機会に私の考えを述べたいと思います。小泉さんに直接話せる機会があったらそういう議論もしてみたいと思います。私はあの戦友たちの魂は靖国神社にだけいるわけじゃない、靖国神社にいる人もいるかもしれない、いない人もいます。いや、私は多くの戦友はいないと思っています。私は、そういう意味で、もちろんキリスト教徒も仏教徒もいますから、あれは神道の神社ですから、そういう意味でも、あそこにお参りすればすべて戦争の犠牲者の霊にお参りしたことにはならぬのです。特殊な宗教法人です。そのことを冷静に考えていたいただきたいという、これはまた別の機会に申し上げます。

最後に一言、外務大臣に伺いたいのは、集団的自衛権について、アメリカ政府からこの問題についての要請、日本は集団的自衛権が行使できるようにすべきだという要請が来ておりますか。

○国務大臣(田中眞紀子君) お疲れのところ申しわけございません。もう少しで終わりますので。主體的に考えるべきものであろうというふうに考えておりました。この問題についてアメリカ政府から今何らかの要請ということはございません。

が、一言、私も思いがなくて、手短かに一言だけ田先生に、ぜひ大先輩に申し上げさせていだきたいと思います。

それは、私は田英夫先生という方は、子供のころとは申しませんが、テレビで拝見しております。政治家になられてすばらしい功績もお残しになりましたし、御苦労もなさっていらつしやるんだということも何となく感じておりました。今そしてこの委員会でも二十人目の外務大臣として私ときをたくさんの諸先輩の末に加えていただいて、もうこれ以上余りしよつちゅうくるくるかわらない方がよろしいというふうに思っておりますが、いずれにしても、二十人目としてこうして御指導いただけることを大変個人的に、また外務大臣として極めて光栄だと思っております。ありがとうございます。

それで、今のお尋ねの答えでございますが、もう一つ言いますと、この集団的自衛権はいろいろな考え方があって、問題は憲法九条、憲法九条に對して今おっしゃったような御意見があるということもわかりますし、亀井先生みたいなああいう方もおられるし、もつと違う方もおられるということは十二分にわかっております。

要するに、この憲法の問題は、憲法を変えてしまおうという考えの方、解釈論でやろうと思う人、そして解釈しながらそちらに近づけようとする先ほどおっしゃったような方がありますが、小泉総理はなかなか、何ともいいますが、これは言うところ、議事録に残りますからやめた方がいいのではありませんけれども、その研究をするという言い方をおっしゃっているわけで、先ほど法制局長官おられましたね、お聞きになりましたけれども、要するに五十年間、法制局のこの呪縛に縛られていたわけ、逆に言うとなぜ法制局も政治の呪縛の中にあつたという見方もできるのではないのでしょうか。研だけで二十五年、究でもって二十五年と、えらく時間がかかっているわけですが、そこでやつと一歩踏み込んだのかどうか分かりませんが検討をします。

そのテーマの理由は、私はいつも総理がおっしゃっているのをこのように解しております。すなわち、国連等を中心として、これからよく議論を各党とやっていかなきゃいけない。各党というよりも有権者、国民の皆様のためですから、その生命、財産のために政治をやっているわけですから、そういうスタンスで聞いていただきたいのですが、国連等を中心とする国際的な活動や努力のために従来以上に我が国が、世界の第二位の経済力を持ち、そしてあらゆる面でも貢献できるファクターを持っている日本が寄与する、できるような余地はないものか。そういう意味で、どう考えてもいい意味で、それはピースという意味でもう少し踏み込めないものだろうか、そういう研究をいたしたいという意味だというふうに思っております。

共産党さんもここは御理解いただいているようで、ありがとうございます。

○田英夫君 本当に、この問題は引き続き議論を続けさせていただきたいと思っております。終わります。

○国務大臣(田中眞紀子君) ありがとうございます。

○佐藤道夫君 外務大臣もいささかお疲れかもしれませんが、何しろラストバッターの登場で、ラストバッターというのはどのチームでも最も打棒の振るわないう者のいる打席でありますから、どうぞくつろいで、ゆったりとした気持ちでお答えいただければと、こう思います。

そこで、最初に、先ほど外務大臣とそれから同僚の海野議員との質疑の中で上納金制度の問題が出まして、何か外務大臣の答弁がまちまちの委員会であちよつと食い違っているのではないかと、こういう指摘に対して外務大臣は、確認をせずにお答え申し上げましたけれども、その後、総理あるいはまた官房長官に確認いたしましたら、さような制度はないということなのできちつと御答弁を各委員会ですと、いささかも問題はございませんと、こういうたぐい、趣旨のお答えで

ありました。

私、これを聞いておりましておやおやと思つたのは、当然こういう言葉は御承知でございまして、うけれども、「繪言汗の如し」という言葉でありまして、王者たる者の、地位の限りなく重い者の言葉は、一回口から出たらもとに戻らない、汗のよなものである。ですから、そういう地位の高い人は本当に慎重にも慎重に考えて言葉を発する、ちよつと確認せずに答えたものだから、いささかどうにかというようなことは王者たる者にふさわしくないといふ。女王陛下ですから、同じことでございまいしうけれども、やはり言葉というものは、こういう公式の場での発言ですから国民に与える影響が非常に強い。一体どつちがどうなんだと、みんなその都度迷つてしまふということもありまして、くれぐれも慎重に考えてお答えいただければありがたいと思います。

そこで、私も内閣官房調整費の不正使用の問題についてお尋ねしたいと思ひます。

これについては、今、松尾元室長なる者が司直の手にかかつて裁判に付されておる。彼は、何と五億近くの金も不正に引き出して、何に使つたかわからぬけれども、そういう事件を起こしておる。国民サイドから見まして、これがまた彼の一人だけの犯行かと。先ほど小泉議員の方からも指摘されておりましたけれども、一体何だろうかと。何年にもわたつてああいうことを一人にやらせておいた外務省の組織自体が一体どうなつてゐるんだ、やつぱりこれは組織ぐるみではないのかといふような指摘がなされておられます。

たしか外務大臣も就任早々、事犯の全貌をできるだけ解明して、そしてもし必要ならば一つの新しい処分も考えたいといふような発言もしておつて、それがまた先ほどいふような質疑を浴びておりましたけれども、私も全く同感なんです、こういう事犯の再発防止というのは、やつぱり全体を洗い出して、そして原因が何だということを追及して、関係者の、関係する者あらばその責任を追及する、これが何よりの再発防止ということにもなるわけ

であります。

そこで、なぜこの松尾なる者が六年間にもわたつてこういうことをやり遂げることができたのか、不思議といへばまことに不思議である。その間、決裁はない、何もに一切彼の独断でやつていた、こういうふうな外務省のこれまでの説明でありまして、私は本当に理解できない。役所といふのは、すべて判こ判こ、また判こ。私、役所におりましたからよく知つておりますけれども、もうむだと思つていろいろ書類をつくつて、そしてそれを大勢の人が回覧して決裁印というやつを押して行く、これは当たり前のことなんです。ところが、松尾の場合はどういふわけか、この内閣官房調整費といふのを自分が内閣に行つて一人で受け取つてきて、それを自分が単独で保管する、最後には自分名義の預金口座にも入れた、そして自分が引き出して使つてゐる。こんなことは民間会社でもあり得ないことなんです。

民間会社だつて、ちゃんと会社の金を保管する会計課長、それを使う営業課長、これが同一人物なんといふことは絶対あり得ないことです、民間会社でも。役所なら殊のほかこれは厳格そのものでありまして、機密費だからといふようなことではない、機密費であればあるほどこれは厳格にやつていく、当たり前のことなんです。これを外部にはもちろん出しませんけれども、内部の者がしよつちゅうそれを監査して、大丈夫か大丈夫かといふことで目を光らしておる、そういうことで不正を防止している。ところが、この外務省の内閣官房調整費の不正使用の問題、そんな配慮がいささかもなされてない。

実は、四月三日の当委員会、私、ある文書を読み上げて、当時の河野外務大臣に調査方をお願いした。これは当然ごらんになってゐると思ひますけれども、念のためもう一度読み上げてみますけれども、外務省の機能改革会議といふのを立ち上げまして、不正を防止しようといふことで、二月二十一日に第一回の会合が開かれて、川島外務事務次官なる者が状況報告をしている。

その中の一節なんですけれども、松尾元室長就任以前は、「経理の話はそれぞれの地域局がきちんと処理していた。すなわち、上司の決裁を得て見積りを官邸に提出し、また、現金の授受も複数名で当たり、チェック体制が働いてゐた」、これは当たり前のことなんです。もつとも彼は得意然としてこんなことを言つてゐますけれども、この役所もこれぐらいのことはきちつとやつてゐるわけですから。

その後が問題でして、「しかし、松尾元室長の代になつてシステムが変わり、松尾元室長一人が見積り作成、現地における支払い、事後精算の処理を行うようになった。また、当初より、官邸関係者については一括払いが行われていたが、その後、外務省同行者についても松尾元室長が一括払いをするケースが多くなり、松尾元室長は徐々にシステムを変更していった。更に、松尾元室長は、自分の口座に公金を入れてクレジット・カードで決済の相当部分を行うようになった」、こういうことが書いてありまして、このことを川島次官は読み上げたんだらうと思ひます。

そしてここまで来まして、じゃ、なぜその完璧なシステムをこういうふうなラフなやつに変えたんだ、一体これはだれが変えたんだと、だれでもそういう疑問を持つんです。その理由はどこにあったんだと。その理由を一切書いていない。これを報告して、その何とか会議で質疑応答が行われたんですけれども、元検事総長とかそういうお歴々がいつばいいるのにもかかわらず、だれ一人この疑問について質問をしていない、何でそういうふうに変つたんだらうかと。だれだつてそう思うでしょう、何かしるべき理由があつて変えたんですかと。

こんなことは松尾元室長ぐらいの身分の者じゃ一切手をつけられませんからね。おれが来た以上、今度は全部おれが一人でやるわといひ出したら、おまえ気でも違つたかと、こう言われることになるわけであつて、やつぱり位の高い者が、松尾君は大変な手腕家だ、今まで五人なら五人でやつて

いたけれども、これからはこいつ一人にやらせるからみんないいかと、こういうことを言つて、しかし、それだつて会計担当の者は決して承知しませんよ。偉い方よ、会計といふのはそんな一人でやるものじゃないんです、みんなが目を光らせて不正を防止するんです、そういうふうになつてゐるんですよ、あなた認識不足ですよ、公務員ならば必ずそういう進言をするはずですよ。ところが、そういうことは一切書いていない。どういふ理由でこれがこういうことになつたのか。

そこで、四月三日にこの問題を取り上げて、河野外務大臣に、これはやつぱり同じようなくだりを読み上げまして、そもそも大体知つていたでしようと言つたら、彼は、知つてゐるから知らないかはつきりしない。じゃ、いづれにしろこの問題、どうしてこういうふうなシステムが変わつたのか、早急に調べて当委員会に報告してくれと。わかりました、早急に重く厳しく受けとめて報告いたしますと、こういう返事でありました。

当然、外務大臣がおかわりになつたので、国会にそういう返事をする約束をしたといふことは、次期外務大臣に対して引き継ぎがあつたと思われまふけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 残念ながらございません。

○佐藤道夫君 感想をお聞きます。おかしいと思ひませんか、こんな重大なことについて引き継ぎがないなんて。引き継ぎなんて、そんな形式的なものじゃないでしょう。

○国務大臣(田中眞紀子君) そう思ひます。

○佐藤道夫君 それでは、事務方から、前の河野大臣といふのは少々おかしなやつて引き継ぎがなかったのかしらぬけれども、事務方としてはこれははつておけません、国会に報告することになつております、かくかくしかじかでございますという報告も上がつてきたでしょう。

○国務大臣(田中眞紀子君) これらの経緯についてぜひ知りたいと、私の最大の関心事でございまして、ほかにももちろん政策の問題などあり

ますが、そういうことは十二分に事務方、特に事務次官はよくわかつていると思えますけれども、そういうふうなことはありません。

○佐藤道夫君 これまた、こんな大事なことについて事務次官から、実はさきの外務大臣のときにこういう問題がありまして、国会で取り上げられて近々報告をするということになっておりまして、その真剣に調査した結果はこうでございます、これをぜひ国会に報告してくださいませと。これはどこの省庁だつてそうやるんです、そういうことは。当たり前といえども当たり前の過ぎることなんですけれども、おかしいと思いませんか。

○国務大臣(田中眞紀子君) おかしいという前提でおっしゃっていらっしゃるのによくわかりますけれども、ほかの政策的なことのレクチャーはさわりだけだつて簡略にやっておられますけれども、このことについては私が、ですから紙を、きょう午前中も申しましたけれども、三回にわたつて四枚、そしてその後も機密費の方のことについてとにかく早く上げてくれと。具体的にその中身を、中身と言つても、とにかく、前は私はしつぱを出さないという言い方をしたんですが、切り込むとまたメディアやみんなからいろいろ言われますから、勝手にやっているとのかと言われましてお待ちしたけれども、一カ月を経過いたしましたので複数で私も見に行つたわけでして、都合の悪いことはやっぱり上げてこないという執行部なんだというふうに思います。

○佐藤道夫君 政策の問題よりもこれがよほど大事だと私は思うんです、基本ですから、役所運営の。それをほつておいて幾ら高次元な政策の議論をしてみても、そんなものは役所と言えないと、こう言つてもいいぐらいでありまして、一番大事なことをほり投げている。

それで、このことはいつ知りましたか。このペーパーのことはいつ知りましたか。

○国務大臣(田中眞紀子君) 予算委員を私はこの事件のときとしておりまして、議員たちから予算委員の後、それから外務大臣を拝命したころもち

らちらと聞いておりましたが、具体的な仕事のデリバリーとか、日々私はとまらない列車に乗っているというような状態の中です、正確に面と向かつてこういうものがありますというような報告ですとか相談というものは正式にはございません。

○佐藤道夫君 今、このペーパーの私が読み上げた箇所についていつ知つたかと、正確に言えばそういう質問なんですけれども。

○国務大臣(田中眞紀子君) 外務大臣を拝命してからちらちらと、これは外務省関係者ではありませんね、伺っています。河野大臣、前大臣でもありません。川島次官でもありません。大体伺っていますけれども、だからということでは、きちつとした話であるという形ではございません。

○佐藤道夫君 昨日夕刻、質問通告をいたしました、私のところにレクチャーを求めに来た事務官に対しては、これを読み上げて質問をするからというのを通告してありますので、すぐ事務方からこのペーパーが上がつていつて、この箇所を読み上げて、これについてこういう質問をするのですよと、そういう報告は当然のこととして大臣に上がつておるわけでしょう。

○国務大臣(田中眞紀子君) けさ、けさ方というのは未明かもしれませんけれども、大体委員会がありますときには、ほかの役所はわかりませんが、一回目は、きのうは夜九時、督促して十時ごろ、各先生方の質問が九時ごろに上がったといつて、なのになぜ早くもええいんですかと言つたら、みんなでかかつていると。この答弁書や、先生方から吸い上げた質問の分析といえますか、そういうことも私はシステムを変えてくれということ、川島さん以下局長数名を呼んで、これは中国へ行く前に、こういうやり方はよろしくないからと言つてやり方を、大臣室の机を見て、こういう形で私の声を、今までやつたものをもとにして、発

言をもとにしてこういう拾い方をしてほしいと。もつと短くできて、そして常に同じことが言えて、そして質問者の意図、今、佐藤先生がおっしゃつたような意図がしつかりと盛り込めるような、伝わるような形に機能的なものにしてほしいということをお願いしました。

そのときに、なるほどねと言つておられましたけれども、それはいい方法で一度やってみますかねと言つたんですが、きのうも来なくて、十時ごろが一回目だそうで、それを受け取りました。その次は十二時か一時であつてもそれはもうほは見られません。それで朝起きたら次が入つていたと。四時か五時か、何時投函かわかりません。

したがって、直接、おっしゃつたことについて、私はそういう順番でおっしゃるというふうなことにいつて今の段階まで聞いておりません。

○佐藤道夫君 私が問題にしているのは、松尾以前、平成五年以前はきちつとした決裁体制をしいて、お金の授受も複数の人間が行つて、不正が行われないようなシステムでやつておつた。ところが、平成五年の十月ですか、松尾が来てから松尾一人がやるようになった。この川島報告なるものは、松尾が何かいかに勝手に自分でやつたようなことを言つておられますけれども、こんなことは絶対信用できないわけです。このペーパーをつくるにいつてだつて、川島次官なる者は必ず、一体どうしてこんな大切なことについてこんな簡単に組織を変えたんだと、一人で金を預からせればだれだって悪いことをしたくなるだろうと。川島さんという人は一番先にやるのか、いやいや、それは冗談ですけれども。

いづれにしても、考えられないことをやつたわけですから、だれだつて疑問に思うでしょう。一体だれの指示でこんなふうな不正が行われるような極めて簡略化したようなやり方にしたんだと。一人にこういうことをやらせる、考えられないことだ、だれだつてそう聞くでしょう。それが全然聞かれていないし、私が河野前大臣に聞いたときも、彼も余りはつきりしないような、さあ、そ

ういうことですが、しかし至急に調べますということとはいつておつたんですけれども。彼がこう下命した以上は、その結果はもう調査が終わつて新しい大臣のもとに、かくかくしかじかで、だれその指示で松尾を信頼してこういうふうに変更したのでありますとか、そういう報告が上がつていと思ひますけれども、いかがなんでしょうか、それは。

○国務大臣(田中眞紀子君) 私が着任する前のときに、前大臣のときにどこまで解明されていたのか、どこまでそういうふうな、極めてわかりやすい本質的な佐藤委員の質問に対してどういうアンサーがあつたのか、私はむしろ議事録等をいただきたいというふうに感じますが。

○佐藤道夫君 過去形ではなくて未来形という形で、これから研究すると、こういう意味でございますか。

○国務大臣(田中眞紀子君) いえいえ、こういうことを佐藤委員は問題意識として河野前外務大臣にも投げていらしたわけですね。そのときの河野大臣の答弁ぶり、それを答弁後にどのように実践なさつたかというふうなプロットについてこの委員会でも再度質問をなさつて、河野前大臣からお答えなりお返事があつたのでしょうか。私はメンバーじゃなかったものですが、よくわからないんですが、そういうことについての議事録等があるんであれば、これはまたルール上委員長からおしかりを受けるかもしれませんけれども、ぜひその議事録などをいただきたいと思ひますが。

○佐藤道夫君 どうも歯がゆい感じではないですか、ありまして、そういうことをきちつと説明するのが事務方の仕事なんです。こういう席で大臣が委員長に質問してみても、委員長だつて答えるすべもないわけでありましてね。

ですから、そういう質問は、大臣のもとには資料は上がつていないんです。

○国務大臣(田中眞紀子君) ですから、本件に関することをつまびらかにしてほしいということと言つておりますけれども、私も最終的には、ちよつ

と話は違いますが、きのうのお昼になって、もう一カ月以上たつたから、私が会計課のファイルのあるところに行くような段階になる。すなわち、それは何かといったらば、待つていても上がつてこない、幾ら言つても上がつてこない、説明に出来ない。ほかの話がどんどん入ってくる。顔を見て常に言っています。

ですから、こういう重要な、急に木と竹を接ぐようなわけにいかないわけですから、こうしたことは前内閣、前外務大臣から引き継がれなさいけない。事務方がこれをフエアネスを持って、透明性を持って、佐藤先生がおっしゃったのはそういう意味だと思ひますけれども、そういう形で引き継がれなさいけないものがこちらから言つても出てきていないということで、ですからそういう意味で、委員の皆様やら、議員の皆様やら応援をしていただきたいと思ひます。

五千人の中でもって一人の大臣がいて、あの過密なスケジュール、ばつと回されながら、これだこれだこれだと幾ら言つたつて、相手は大勢でくるくるくるくるかかつているわけですから、回転がどんどん速くなつていくんです、向こうは。

○委員長(服部三男雄君) 佐藤道夫君、時間ですから。

○佐藤道夫君 最後に、念押しとして。

家庭内の状況をあれこれ言われても、家庭外にいる者は何とも言いかねるんですよ。やはりそれは家庭に戻つて、奥さんである川島なる者と呼んで、きょうこういう質問を佐藤議員から受けた、すぐこれについての回答を書いて持つていらつしやいと、そういう命令を発してください。そして、もう一回議論したいと思ひます。

大臣だつて、どうしてそんなふうな完璧なシステムがこういういいかげんなことに変わったのか知りたいと思ひます。だれの命令でどんな目的でこれを変えたのか。いろんなことを言われていますけれども、やっぱりここから今回の外務省不祥事の出発点があるわけですから、どうか、大変失礼ですけども、大臣の問題ですから、私の

問題じゃなくて、きちつと国会に報告していただくようにお願いしておきましょう。

以上です。

○国務大臣(田中眞紀子君) この国会放送もすべて川島次官以下全員外務省の方はアラートになって見ているはずでございますから、ぜひ、私が何も言わずとも、これから何分かに役所に戻りましたら、すぐに出てくることを期待いたしております、それを御報告できるようにカメラに向かつて申し上げます。ありがとうございます。

○委員長(服部三男雄君) 田中外務大臣、ここは委員会のあれですから、質問者から今回の委員会で報告を求められたら、必ず次回の本委員会で報告してください。

所信に対する質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(服部三男雄君) 次に、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。中谷防衛庁長官。

○国務大臣(中谷元君) ただいま議題となりました防衛庁設置法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、防衛庁設置法、自衛隊法、防衛庁の職員の給与等に関する法律及び自衛隊員倫理法の一部改正を内容としております。

自衛官であつた者以外の者から採用され、予備自衛官として必要な知識及び技能を修得するための教育訓練を修了した場合に予備自衛官となる予備自衛官補の制度を導入し、及び予備自衛官を災害招集命令により招集することができるとすることとともに、自衛官以外の隊員について任期を定めた採用及び任期を定めて採用された隊員の給与の特例に関する事項を定め、あわせて、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を改める等の必要があります。

以上がこの法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を

御説明いたします。

第一に、防衛計画の大綱で定められた新たな体制への移行の一環として、陸上自衛隊の合理化、効率化、コンパクト化を推進するため、第一師団を災害対応やゲリラ・特殊部隊による攻撃への対処等を念頭に置き、都市部での対処能力を強化した師団に改編すること等に伴い、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を改めるものであります。

第二に、国民に広く自衛隊に接する機会を設け、防衛意識の育成・拡大を図るとの観点に立つて、将来にわたり、予備自衛官の勢力を安定的に確保し、さらに、IT革命や自衛隊の役割の多様化等を受け、民間のすぐれた専門技能を有効に活用し得るよう、元自衛官に加え元自衛官以外の者を予備自衛官に任用するため、元自衛官以外の者を予備自衛官補に採用し、予備自衛官として必要な知識及び技能を修得するための教育訓練を修了した場合に予備自衛官となる予備自衛官補の制度を導入し、予備自衛官補が教育訓練招集に応じた場合に教育訓練招集手当を支給すること等を行うものであります。

第三に、国民の自衛隊に対する災害派遣への期待の高まり等を踏まえ、災害対処能力の向上を図るため、予備自衛官に対して災害招集命令を発することにより、予備自衛官が自衛官となつて災害派遣活動に従事することができるとするものであります。

第四に、自衛官以外の隊員について、専門的な知識・経験またはすぐれた識見を有する者の採用の一層の円滑化を図るため、任期を定めた採用をすることができるとし、任期付隊員のうち高度の専門知識・経験またはすぐれた識見を有する者の給与の特例を定めるとともに、当該給与の特例が適用される任期付隊員に係る自衛隊員倫理法の規定の整備を行うものであります。

以上が防衛庁設置法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あら

んことをお願いいたします。

○委員長(服部三男雄君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時散会

五月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願(第二二七五号)

一、米原潜衝突事故における原因の徹底説明、外務省機密費疑惑の徹底究明等に関する請願(第二二八三号)

一、名護市辺野古における新米軍基地建設反対等に関する請願(第二二〇二号)

第二二七五号 平成十三年五月二日受理

女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する請願 請願者 神奈川県鎌倉市大町四ノ一三ノ三

二 大門恵美子 外四十九名

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第一九九号と同じである。

第二二八三号 平成十三年五月七日受理

米原潜衝突事故における原因の徹底説明、外務省機密費疑惑の徹底究明等に関する請願 請願者 大阪府守口市寺方元町二ノ二ノ一

九 四田正宏 外十六名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第六七四号と同じである。

第二二〇二号 平成十三年五月七日受理

名護市辺野古における新米軍基地建設反対等に関する請願 請願者 愛知県日進市岩崎町芦刈間一一二

ノ八五五 今村久夫 外八十九名

紹介議員 八田ひろ子君

沖縄県名護市辺野古地域に一兆円もの税金を投

入して米軍の新基地を建設する計画が進められているが、これは危険な事故や犯罪、騒音被害の増加をもたらし、暮らしを破壊するものにほかならない。平成九年に行われた名護市民投票において新基地の建設に反対する意思が表明されているにもかかわらず、基地を押し付けようとするのは民主主義を蹂躪するものである。また、建設予定区域には絶滅危惧種に指定されている国際保護動物のジュゴンが生息しており、周辺住民だけでなく世界自然保護連合などの自然保護団体からもジュゴンやその生息環境を保護するよう勧告されている。さらに、沖縄県では米兵による犯罪が相次いでいることから、県議会において海兵隊の削減を求める決議が全会一致で行われているが、新米軍基地の建設は海兵隊の削減・撤退や基地の縮小・撤去を求める県民の願いに逆行したものである。やんばるの森やジュゴンの生息する海だけでなく、現地の人々の暮らしと平和を守るためにも新米軍基地の建設には反対である。

ついで、次の事項について実現を図りたい。
一、名護市辺野古地域への新米軍基地建設計画を取りやめること。
二、沖縄県から米海兵隊を削減・撤退させること。

五月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「十六万七千三百八十三人」を「十六万三千七百八十四人」に、「二十六万二千七百七十三人」を「二十五万八千五百八十一人」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「予備自衛官及び即応予備自衛官」を「予備自衛官等」に、「第二款 即応予備自衛官(第七十五条の二、第七十五条の八)」を「第三款 即応予備自衛官(第七十五条の二、第七十五条の八)」に改める。

第三十三条中「即応予備自衛官」の下に「予備自衛官補」を加える。

第三十四条中「及び即応予備自衛官」を「即応予備自衛官及び予備自衛官補」に改める。

第三十六条の四第一項中「第三十六条の二第一項第一号」を「第三十六条の六第一項第一号」に改め、同条を第三十六条の八とする。

第三十六条の三を第三十六条の七とする。

第三十六条の二の前の見出しを削り、同条第一項中「第三十一条第一項の規定により隊員の任免について権限を有する者(以下「任命権者」という。))」を「任命権者」に改め、「隊員を除く」の下に「第四項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第三十六条の二から前条までの規定は、自衛官以外の隊員であつて研究業務に従事するものについては、適用しない。

第三十六条の二を第三十六条の六とし、同条の前に見出しとして「研究員の任期を定めた採用」を付する。

第三十六条の次に次の四条を加える。

(自衛官以外の隊員の任期を定めた採用)

第三十六条の二 第三十一条第一項の規定により隊員の任免について権限を有する者(以下「任命権者」という。))は、第三十五条の規定にかかわらず、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要と

される業務に従事させる場合には、長官の承認を得て、選考により、任期を定めて自衛官以外の隊員(法律により任期を定めて任用することとされている官職を占める隊員及び非常勤の隊員を除く。以下この条から第三十六条の四までにおいて同じ。))を採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、長官の承認を得て、選考により、任期を定めて自衛官以外の隊員を採用することができる。

一 当該専門的な知識経験を有する自衛官以外の隊員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる自衛官以外の隊員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

二 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

三 前二号に掲げる場合に準ずる場合として政令で定める場合

第三十六条の三 前条各項の規定により採用される自衛官以外の隊員の任期は、五年を超えない範囲内で任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて自衛官以外の隊員を採用する場合には、当該自衛官以外の隊員にその任期を明示しなければならぬ。

第三十六条の四 任命権者は、第三十六条の二

各項の規定により任期を定めて採用された自衛官以外の隊員(次条において「任期付隊員」という。))の任期が五年に満たない場合にあっては、長官の承認を得て、採用した日から五年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

第三十六条の五 任命権者は、任期付隊員が採用時に占めていた官職においてその有する高度の専門的な知識経験又は優れた識見を活用して従事していた業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の官職(自衛官をもつて充てることができるものを除く。以下この条において同じ。))に任用する場合その他任期付隊員を任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、長官の承認を得て、任期付隊員を、その任期中、他の官職に任用することができる。

「第五節 予備自衛官及び即応予備自衛官」を「第五節 予備自衛官等」に改める。

第六十六条第一項中「第七十条第一項」を「第七十条第一項各号」に、「防衛招集命令」を「招集命令」に改める。

第六十七条の見出しを「(採用等)」に改め、同条第一項中「自衛官であつた者」の下に「又は次項の規定により予備自衛官に任用されたことがある者」を加え、同条第二項中「採用された」を「前二項の規定により任用された」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定によるもののほか、第七十五条の九第一項に規定する教育訓練のすべてを修了した者は、修了の日の翌日に予備自衛官に任用されるものとする。

第六十八条第一項中「予備自衛官に採用された」を「前条第一項又は第二項の規定により予備自衛官に任用された」に、「採用の」を「任用の」に改め、同条第二項中「第七十条第一項」

を「第七十条第一項各号」に、「防衛招集命令」を「招集命令」に改め、同条第三項中「第七十条第一項」を「第七十条第一項各号」に、「防衛招集命令」を「招集命令」に、「採用され、又は引き続き任用された日から起算して三年を経過した」としての任用期間が満了した」に改め、同条第四項中「第七十条第一項」を「第七十条第一項各号」に、「防衛招集命令」を「招集命令」に改める。

第七十条の見出しを「防衛招集及び災害招集」に改め、同条第一項を次のように改める。

長官は、次の各号に掲げる場合には、内閣総理大臣の承認を得て、予備自衛官に対し、当該各号に定める招集命令書による招集命令を発することができる。

一 第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられた場合又は事態が緊迫し、同項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、必要があると認めるとき 防衛招集命令書による防衛招集命令

二 第八十三条第二項の規定により部隊等を救援のため派遣する場合において、特に必要があると認めるとき 災害招集命令書による災害招集命令

第七十条第二項中「前項の防衛招集命令」を「前項各号の招集命令」に、「防衛招集」を「招集」に改め、同条第三項中「第一項の防衛招集命令」を「第一項各号の招集命令」に、「防衛招集」を「招集」に改め、同条第五項中「第一項」を「第一項各号」に、「防衛招集命令」を「招集命令」に、「採用され、又は引き続き任用された日から起算して三年を経過した」としての任用期間が満了した」に改め、同条第七項中「防衛招集」を「招集」に改め、「次項」の下に「の規定による招集命令を受けた場合又は第九項」を加え、同条第八項

中「防衛招集」を「招集」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 長官は、第六項の規定により招集を解除する場合において、新たに第一項各号に掲げる場合に該当するときは、内閣総理大臣の承認を得て、当該自衛官に対し、当該各号に定める招集命令書による招集命令を発することができる。この場合において、当該招集命令を受けた自衛官は、同項各号の規定による招集命令を受け、第三項の規定により自衛官となつたものとする。

第七十二条中「第七十条第一項」を「第七十条第一項各号」に改め、「防衛招集命令書及び」の下に「災害招集命令書並びに」を、「防衛招集命令及び」の下に「災害招集命令並びに」を加える。

第七十四条第二項中「防衛招集」の下に「若しくは災害招集」を加え、「来たす」を「来す」に改める。

第七十五条の二第二項中「四千八百八十九人」を「五千七百二十三人」に改める。

第七十五条の四第五項中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第七項中「及び第八項」を「及び第九項」に、「第一項」を「第一項各号」に、「防衛招集命令」とあるのは「招集命令」と、「又は防衛招集」とあるのは「又は招集」と、同条第八項を「同条第九項」に改め、「防衛招集」とあるのは「招集」とを削る。

第七十五条の八中「第六十七条」を「第六十七條第一項及び第三項、第六十八条」に、「及び第七十三条」を「並びに第七十三条」に、「第六十八条第二項」を「第六十七條第三項中「前二項の規定により任用された」とあるのは「採用された」と、第六十八条第一項中「前条第一項又は第二項の規定により予備自衛官に任用された」とあるのは「即ち予備自衛官に採用された」と、「任用の」とあるのは「採用の」と、同

条第二項に、「第七十条第一項の規定による防衛招集命令」を「第七十条第一項各号」に改め、「の規定による招集命令」を削り、「防衛招集」とを「防衛招集若しくは災害招集」とに改める。

第五章第五節に次の一款を加える。

第三款 予備自衛官補

(予備自衛官補)

第七十五条の九 予備自衛官補は、第七十五条の十一第一項に規定する教育訓練招集命令により招集された場合において、予備自衛官として必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を受けるものとする。

2 予備自衛官補の員数は、防衛庁の職員の定員外とする。

(教育訓練の修了期限等)

第七十五条の十 予備自衛官補は、採用の日から起算して三年を超えない範囲内で長官の定める期限までに、前条第一項に規定する教育訓練のすべてを修了するものとする。ただし、長官又はその委任を受けた者は、当該期限後一年以内に修了する見込みがあると認める予備自衛官補について、一年を超えない範囲内で当該期限を延長することができる。

2 予備自衛官補に採用された者の任用期間は、採用の日から前項の長官の定める期限の末日(同項ただし書の規定により当該期限が延長された場合にあつては、当該延長された期限の末日)又は前条第一項に規定する教育訓練のすべてを修了した日のいずれか早い日までとする。

(教育訓練招集)

第七十五条の十一 長官は、所要の教育訓練を行うため、各回ごとに招集期間を定めて、予備自衛官補に対し、教育訓練招集命令書によつて、教育訓練招集命令を発することができる。

2 前項の教育訓練招集命令を受けた予備自衛官補は、指定の日時に、指定の場所に出頭し

て、教育訓練招集に応じなければならない。

3 第一項の招集期間は、一年を通じて五十日を超えないものとする。

4 第七十一条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による教育訓練招集命令を受けた予備自衛官補について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは「第七十五条の十一第一項」と、「訓練招集命令」とあるのは「教育訓練招集命令」と、「訓練招集」に「教育訓練招集」とあるのは「第七十五条の十一第一項の教育訓練招集命令」と、「訓練に従事する」とあるのは「教育訓練を受ける」と読み替えるものとする。

(委任規定)

第七十五条の十二 前条に規定するものほか、同条第一項に規定する教育訓練招集命令書に記載すべき事項、予備自衛官補に対する教育訓練招集命令の系統その他予備自衛官補の教育訓練招集に関し必要な事項は、政令で定める。

(準用)

第七十五条の十三 第六十九条の二第二項及び第三項、第七十三条、第七十四条並びに第七十五条第一項の規定は、予備自衛官補について準用する。この場合において、第六十九条の二第二項中「第七十一条」とあるのは「第七十五条の十一」と、「訓練招集命令」とあるのは「教育訓練招集命令」と、「訓練に従事する」とあるのは「教育訓練を受ける」と、第七十四条第二項中「防衛招集若しくは災害招集又は訓練招集」とあるのは「教育訓練招集」と、第七十五条第一項ただし書中「第七十一条第一項」とあるのは「第七十五条の十一第一項」と、「訓練招集命令」とあるのは「教育訓練招集命令」と読み替えるものとする。

第九十六条第一項第一号中「並びに訓練招集」

を「訓練招集」に改め、「即応予備自衛官」の下に「並びに教育訓練招集に依っている予備自衛官補」を加える。

第百十九條第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に、「禁こ」を「禁錮」に改め、同項第四号中「第七十條第一項」を「第七十條第一項第一号」に改める。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第三條 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「及び即応予備自衛官」を「即応予備自衛官及び予備自衛官補」に改める。

第四條第四項を同條第五項とし、同條第三項中「前項」を「第二項」に、「第三十六條の二第一項第一号」を「第三十六條の六第一項第一号」に、「第三十六條の二第二項第一号」を「第三十六條の六第一項第二号」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、防衛参事官等又は事務官等のうち自衛隊法第三十六條の二第一項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)第七條第一項の俸給表に定める額の俸給を支給する。

第四條の二第一項中「事務官等並びに」の下に「特定任期付職員」を加える。

第五條第一項中「新たに職員(次條の規定の適用を受ける職員)の下に」に「特定任期付職員」を加える。

第六條の次に次の一條を加える。
第六條の二 特定任期付職員の俸給月額、その者が従事する業務に応じて、政令で定める基準に従い、かつ、予算の範囲内で、決定する。

2 長官は、特定任期付職員について、特別の事情により一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七條第一項の俸給表に掲げる俸給月額により難いときは、第四條第三項及び前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の承認を得て、かつ、予算の範囲内で、その俸給月額を同表に掲げる七号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる六号俸の俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額(一般職給与法別表第十の十二号俸の額未満の額に限る。)又は一般職給与法別表第十の十二号俸の額に相当する額とすることができ

る。
第七條第一項中「第三十六條の二第一項第一号」を「第三十六條の六第一項第一号」に改め、同條第二項中「第四條第三項」を「第四條第四項」に改める。
第十四條第二項中「第十一條の四、」を「第十一條の四、指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)第七條第一項の俸給表」と、同條並びに同法に、「第三十六條の二第一項第一号」を「第三十六條の二第一項又は第三十六條の六第一項第一号」に改める。
第十八條の四を第十八條の五とし、第十八條の三の次に次の一條を加える。
(特定任期付職員業績手当)
第十八條の四 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、一般職の国家公務員の例により、特定任期付職員業績手当を支給することができる。

第二十二條第一項中「予備自衛官等及び」を「予備自衛官及び即応予備自衛官、教育訓練招集に依っている予備自衛官補並びに」に改める。
第二十二條の二第三項中「規定は、」の下に「特定任期付職員及び」を加える。
第二十四條の四「予備自衛官等」を「予備自衛官及び即応予備自衛官」に改める。

自衛官及び即応予備自衛官」に改める。

第二十四條の五中「前三條」を「第二十四條の二から前条まで」に、「及び訓練招集手当」を「訓練招集手当及び教育訓練招集手当」に改め、同條を第二十四條の六とする。
第二十四條の四の次に次の一條を加える。
第二十四條の五 教育訓練招集に依じた予備自衛官補には、教育訓練招集に依じた期間一日につき、政令で定める額の教育訓練招集手当を支給する。

第二十八條の三「予備自衛官等が訓練招集」を「予備自衛官及び即応予備自衛官が訓練招集」に、「第六十七條第二項」を「第六十七條第三項」に改め、「者が自衛官」の下に「であつた者である場合において、当該俸給月額が当該自衛官を加え、当該予備自衛官等」を「その者」に改め、同條に次の一項を加える。

2 予備自衛官補が教育訓練招集に依っている期間中の職務に起因する傷病によりその職に堪えないで退職したとき、又は教育訓練招集に依っている期間中の職務に起因して死亡したときは、その者に対して、又は国家公務員退職手当法第十一條の規定の例によりその遺族に対して、退職手当として、別表第二の二等陸士、二等海士及び二等空士の俸給の幅の最低の号俸による俸給月額に相当する額を支給する。ただし、その者が国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給を受ける者である場合においては、この限りでない。

(自衛隊員倫理法の一部改正)
第四條 自衛隊員倫理法(平成十一年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。
第二條第一項中「要しない者」の下に「(同法第四十四條の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占めるものを除く。)」を加え、同條第二項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第四條第三項」を「第四條第四項」に改め、同項を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一 給与法第四條第三項の規定により一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)次項において「一般職任期付職員法」という。第七條第一項の俸給表に定める額の俸給を受ける自衛隊員
第二條第三項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 給与法第四條第三項の規定により一般職任期付職員法第七條第一項の俸給表に定める額の俸給(同表七号俸の俸給月額以上のものに限る。)を受ける自衛隊員

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第二條中自衛隊法第三十六條の四第一項の改正規定、同法第三十六條の三を同法第三十六條の七とする改正規定、同法第三十六條の二の前の見出しを削る改正規定、同條の改正規定、同法第三十六條の六とし、同條の前に見出しを付する改正規定及び同法第三十六條の次に四條を加える改正規定並びに第三條(防衛庁の職員の給与等に関する法律第三條第一項、第二十二條第一項、第二十四條の四及び第二十四條の五の改正規定、同法第二十四條の六とする改正規定、同法第二十四條の四の次に一條を加える改正規定並びに同法第二十八條の三の改正規定に係る部分を除く。)、第四條及び附則第三項から第五項までの規定は、公布の日から施行する。

(政治資金規正法の一部改正)

2 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。
第二十二條の九第一項第四号中「及び同法」を「同法」に改め、「即応予備自衛官」の下に「及び同法第七十五條の十一第一項の規定による教育訓練招集命令により招集されている者

以外の予備自衛官補」を加える。

(弁護士法の一部改正)

3 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「規定する任期付職員」の下に「若しくは自衛隊法(昭和二十九年法律百六十五号)第三十六条の四第一項に規定する任期付隊員」を加える。

(研究交流促進法の一部改正)

4 研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「同項に規定する俸給表」の下に「(次号において「任期付職員俸給表」という。)を加え、同項第二号中「別表第八に定める額の俸給が支給される職員」の下に「同条第三項の規定に基づき任期付職員俸給表に定める額の俸給が支給される職員」を加え、「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

5 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「第三十六条の二第一項第二号」を「第三十六条の六第一項第二号」に改める。

第七号中正誤

ベシ 段 行 誤
三 二 六 決 裁 決 済 正